

4 議案の要旨・附帯決議

内閣提出法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案(閣法第1号)

(衆議院 27. 1. 30可決 参議院 2. 2総務委員会付託 2. 3本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、地方交付税の総額の特例

- 1 地方財政の状況等に鑑み、平成24年度の当初予算及び補正予算で地方交付税の総額に加算し、東日本大震災に係る復興事業等の実施状況により平成25年度に繰り越した震災復興特別交付税のうち、同年度の決算において不用となった1,633億3,973万1,000円を減額するとともに、平成26年度における東日本大震災に係る復興事業等の実施のための特別の財政需要に対応するため、同年度分の震災復興特別交付税について26億3,855万5,000円を加算する。
- 2 補正予算により増額された平成26年度分の地方交付税について、当該額の一部を同年度内に交付しないで、平成27年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとする。

二、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】(27. 2. 3総務委員会議決)

国・地方を通じた厳しい財政状況の下、より効果的で経済活性化に真に資する地方公共団体による事業計画の策定・実施を実現するため、政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、年度途中で増額した地方交付税の取扱いについては、当年度における地方公共団体の財政需要に留意しつつ、地方公共団体の意見を十分に踏まえた対応をとること。
- 二、震災復興特別交付税については、東日本大震災の被災団体における復旧・復興を加速化する観点から、被災団体の様々な需要に対して柔軟に対応することができるよう、適切な措置を講じるとともに、引き続き、過大交付等が生じることのないよう、地方公共団体における適正な算定事務の執行に万全を期すこと。
- 三、巨額の借入金を抱える地方財政の現状に鑑み、補正予算に伴い発生する地方負担については、適切な対応をとること。
右決議する。

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第2号)

(衆議院 27. 4. 7可決 参議院 4. 14東日本大震災復興及び原子力問題特別委員会付託 4. 24本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、認定事業者に対する課税の特例

避難指示(帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域の設定の指示に限る。)の対象となった区域内に平成23年3月11日においてその事業所が所在していた個人事業者又は法人であって、企業立地促進区域内において認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に従って避難解除等区域復興再生推進事業の用に供する施設又は設備の新設、増設、更新又は修繕(以下「施設の新設等」という。)をするものが、当該施設の新設等に要する費用の支出に充てるための準備金を積み立てた場合には、震災特例法で定めるところにより、課税の特例の適用があるも

のとする。

二、公営住宅法の特例等

- 1 事業主体が、避難指示区域又は避難解除区域（以下「避難指示・解除区域」という。）に存する住宅に平成23年3月11日において居住していた者であって当該住宅の存した市町村に帰還するもの（以下「特定帰還者」という。）に賃貸又は転貸するため公営住宅の整備をする場合においては、当該公営住宅の整備に係る補助の要件について特例を設ける。
- 2 特定帰還者について、公営住宅に係る入居者資格に係る要件の緩和を行う。
- 3 国の補助を受け、又は帰還環境整備交付金若しくは復興交付金を充てて特定帰還者に賃貸するため建設又は買取りをした公営住宅について、処分の要件の緩和を行う。

三、一団地の復興再生拠点市街地形成施設に関する都市計画

避難解除区域等内の区域であって、円滑かつ迅速な復興及び再生を図るために復興再生拠点市街地（避難解除区域等内の帰還する住民の生活及び地域経済の再建のための拠点となる市街地をいう。以下同じ。）を形成することが必要であると認められるものについては、都市計画に一団地の復興再生拠点市街地形成施設（復興再生拠点市街地を形成する一団地の住宅施設、特定業務施設又は特定公益的施設及び特定公共施設をいう。以下同じ。）を定めることができることとする。

四、帰還環境整備事業計画及びこれに基づく措置

- 1 避難指示・解除区域市町村（避難指示・解除区域をその区域に含む市町村をいう。以下同じ。）若しくは特定市町村（避難指示・解除区域市町村以外の福島の市町村であって放射線量の測定のための機器を用いた住民の被ばく放射線量の評価に関する事業等を実施する必要があるものをいう。以下同じ。）の長若しくは福島県知事は単独で、又は、避難指示・解除区域市町村若しくは特定市町村の長と福島県知事は共同して、住民の帰還の促進を図るための環境を整備する事業に関する計画（以下「帰還環境整備事業計画」という。）を作成することができることとする。
- 2 帰還環境整備事業計画には、帰還環境整備事業計画の目標、住民の帰還の促進を図るための環境を整備する事業であって土地区画整理事業、一団地の復興再生拠点市街地形成施設の整備に関する事業、道路の新設又は改築に関する事業、公営住宅の整備又は管理に関する事業等に関する事項その他の事項を記載するものとする。
- 3 避難指示・解除区域市町村若しくは特定市町村又は福島県は、帰還環境整備事業計画に基づく事業又は事務（以下「帰還環境整備交付金事業等」という。）の実施をしようとするときは、当該帰還環境整備事業計画を内閣総理大臣に提出しなければならないこととし、国は、当該帰還環境整備事業計画に係る帰還環境整備交付金事業等の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で、帰還環境整備交付金を交付することができることとする。
- 4 帰還環境整備交付金を充てて行う事業又は事務に要する費用については、土地区画整理法その他の法令の規定に基づく国の負担又は補助は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。

五、重点推進計画に定める研究開発拠点に係る研究開発分野の追加等

福島県知事は、重点推進計画において、ロボットに関する研究開発を行う拠点の整備を通じた新たな産業の創出等に寄与する取組についても定めることができることとするとともに、国は、認定重点推進計画の実施を促進するため、ロボットに関する研究開発の推進等についてもこれを支援するために必要な施策を講ずるものとする。

六、住民の円滑な帰還の促進を図るための措置

国は、福島の地方公共団体が行う相談体制の整備等の取組を支援するため必要な措置を講ずるものとするとともに、避難指示区域内における鳥獣による被害を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

七、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】（27.4.22東日本大震災復興及び原子力問題特別委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 一団地の復興再生拠点整備制度については、対象となる市町村に制度内容の丁寧な説明を行うとともに、大熊町大川原地区以外にも制度の適用を希望する市町村が幅広く活用できるようにすること。また、活用の前提となる除染を着実に進めること。
- 二 帰還環境整備交付金については、地方自治体がその地域の特性に即して自主的かつ主体的に事業を実施することを旨として交付されるものとする。また、復興の進捗状況に合わせ、必要に応じ対象事業を追加するとともに、機動的かつ柔軟な執行が必要な事業について基金化できるようにすること。
- 三 住民の帰還に必要な環境整備を加速化する具体的な措置として、風評被害への対策、JR常磐線等公共交通機関の早期復旧、インターチェンジの新設を始めとする常磐自動車道の整備、医療・介護・福祉等の人材確保、子どもの体力向上等に資する教育環境の改善、文化・伝統芸能の継承等の施策を継続的に講ずること。
- 四 帰還環境の整備に当たっては、住民の意向を尊重するとともに、地域の状況等を勘案し、あらゆる年齢層の移住・定住の促進に係る施策を講ずるなど、避難指示が解除された地域における自律的で持続的な社会の形成に努めること。
- 五 ロボット産業を始め、イノベーション・コースト構想を早期に具体化するため、十分な予算を確保すること。また、同構想の推進に当たっては、投資や雇用の促進が図られるよう規制緩和等の必要な措置を講ずること。
- 六 自主的避難者を含め今なお約12万人が避難している福島状況を踏まえ、避難者の心のケア、高齢者を始めとした避難者の見守りや相談体制を充実するため、また、子どもの健康・生活等に対する支援を充実するための財政支援を始めとした必要な措置を講ずること。
- 七 鳥獣被害に伴う避難指示区域及びその周辺地域の家屋、農地の荒廃等の現状を踏まえ、国による鳥獣被害対策を着実に実施すること。
- 八 福島の記憶を風化させることなく、復興及び再生を推進する各種施策を着実に講ずるため、平成28年度以降の復興支援の枠組みについては、長期かつ十分な予算確保を定めた財源フレームとするとともに、地方自治体における人的資源の確保への支援措置の強化を図ること。
- 九 東日本大震災からの復興のための税制上の特例のうち、平成27年度末で期限を迎えるものについては、原子力災害に伴い福島の産業復興が遅れていることを踏まえ、延長について検討すること。
右決議する。

所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第3号)

(衆議院 27. 3. 13可決 参議院 3. 25財政金融委員会付託 3. 31本会議可決)

【要旨】

本法律案は、デフレ脱却と経済再生、地方創生への取組、経済再生と財政健全化の両立、国境を越えた取引等に係る課税の国際的調和、震災からの復興支援などの観点から、国税に関し、所要の施策を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、デフレ脱却と経済再生

- 1 法人税率について、25.5%から23.9%へ1.6%引き下げる。
- 2 欠損金の繰越控除制度について、大法人に係る控除限度（現行は所得の80%）を、平成27年度から所得の65%へ、平成29年度から所得の50%へ引き下げる等の見直しを行う。
- 3 受取配当等の益金不算入制度について、益金不算入割合（現行は持株比率25%未満の場合は50%、持株比率25%以上の場合は100%）を、持株比率5%以下の場合は20%、持株比率5%超3分の1以下の場合は50%、持株比率3分の1超の場合は100%とする等の見直しを行う。
- 4 所得拡大促進税制について、給与等支給増加割合の要件（現行は基準年度と比較して平成27年度は3%以上、平成28・29年度は5%以上）を、平成27年度は3%以上、平成28年度は4%

以上、平成29年度は5%以上（中小法人はいずれも3%以上）とする見直しを行う。

- 5 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、足元の住宅市場の活性化、消費税率10%への引上げ（平成29年4月）前後における需要の平準化等を図るため、適用期限を平成31年6月30日まで延長した上で、非課税限度額（現行最大1,000万円）を最大3,000万円に拡充する等の見直しを行う。
- 6 少額投資非課税制度（NISA）について、年間の投資上限額（現行100万円）を120万円に引き上げるとともに、若年層への投資の裾野拡大等の観点から、未成年者の口座開設を可能とするジュニアNISA（年間の投資上限額80万円）を創設する。

二、地方創生への取組

- 1 企業の本社機能等に関し、東京圏から地方への移転（移転型）又は地方における拡充（拡充型）の取組を支援するため、次の措置（地方拠点強化税制）を創設する。
 - ① 本社等の建物に係る投資減税として、移転型の場合は取得価額の25%の特別償却又は7%の税額控除を、拡充型の場合は取得価額の15%の特別償却又は4%の税額控除を認める。
 - ② 雇用を一定以上増加させた企業に対して増加雇用者数一人当たり40万円の税額控除を認める雇用促進税制の特例として、最大80万円（移転型の場合）の税額控除を認める。
- 2 若年層の経済的不安を解消し、結婚・出産を後押しするため、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税について、子・孫ごとに1,000万円までを非課税とする措置を創設する。

三、経済再生と財政健全化の両立

消費税率10%への引上げ時期について、平成27年10月1日から平成29年4月1日へ変更するとともに、「景気判断条項」（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第18条第3項）を削除する。

四、国境を越えた取引等に係る課税の国際的調和

- 1 国内外の事業者間における競争条件の公平性を確保する観点から、国外事業者が国境を越えて行う電子書籍・音楽・広告の配信等の電子商取引を消費税の課税対象とする等の見直しを行う。
- 2 居住者が出国時において評価額が1億円以上の有価証券等を有する等の場合に、未実現のキャピタルゲインに対して課税する特例を創設する。

五、震災からの復興支援

福島避難解除区域等に帰還して事業を再開しようとする事業者が、投資費用を福島再開投資等準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入を認める制度を創設する。

六、その他

- 1 所得税・相続税の申告の適正性を確保する観点から、現行の財産債務明細書について、提出基準、記載事項等の見直しを行い、新たに財産債務調査として整備する。
- 2 適用期限の到来する租税特別措置の延長、既存の租税特別措置の整理合理化等、所要の措置を講ずる。

七、施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成27年4月1日から施行する。

なお、本法律施行に伴う平成27年度の租税減収見込額は、約1,347億円である。

【附帯決議】（27.3.31財政金融委員会議決）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 税制の公平性等を確保するため、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書を踏まえ、適用実績の把握と効果の検証を十分に行うとともに、効果が不明確なもの等は縮減・廃止するなど、租税特別措置の徹底した見直しを推進すること。
- 一 企業の国際競争力強化や産業の空洞化防止等のために行われる法人税改革にあわせて、実質的な法人税負担率の状況やOECDにおけるBEPS（税源浸食と利益移転）プロジェクトの議論等を踏まえ、大規模な多国籍企業のグローバルな活動・納税実態の把握のための仕組み等について検討し、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。

- 一 車体課税については、車が地方での生活に欠かせないものとなっていることから、税制抜本改革法第7条の趣旨等に沿って、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減及びグリーン化の観点から見直しを推進すること。
- 一 高水準で推移する申告件数及び滞納税額、経済取引の国際化・広域化・高度情報化による調査・徴収事務等の複雑化に加え、近年の国税通則法の改正、社会保障・税一体改革に伴う税制改正への対応などによる事務量の増大に鑑み、適正かつ公平な課税及び徴収の実現を図り、歳入を確保するため、定員の確保、国税職員の職務の困難性・特殊性を適正に評価した給与水準の確保など処遇の改善、機構の充実及び職場環境の整備に特段の努力を払うこと。特に、OECDにおけるBEP Sプロジェクトの議論等を踏まえ、国際税務に精通する職員の育成や定員の確保等、従来にも増した税務執行体制の整備に努めること。
右決議する。

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(閣法第4号)

(衆議院 27.3.13可決 参議院 3.25財政金融委員会付託 3.31本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、税関における水際取締りの強化を図るとともに、関税率等について所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、税関における水際取締りの強化

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律において輸入等が禁止されている指定薬物について、水際取締りを強化するため、関税法上の「輸入してはならない貨物」に追加する。

二、暫定税率の適用期限の延長等

平成27年3月31日に適用期限が到来する暫定税率(431品目)並びに農産品に係る特別緊急関税制度及び牛肉又は豚肉に係る関税の緊急措置について、これらの適用期限を1年延長するとともに、アルコール製造用糖みつ(2品目)の暫定税率を廃止する。

三、学校等給食用の脱脂粉乳に対する関税減税措置の対象の拡充

子ども・子育て支援新制度の導入に伴い、学校等給食用の脱脂粉乳に対する関税の減税措置の対象に、児童福祉法に基づく小規模保育事業等を追加する。

四、納税環境の整備

関税の無申告加算税の不適用制度に係る期限を国税通則法の改正に合わせ、現行の「2週間」から「1月」に延長する。

五、施行期日

この法律は、別段の定めがある場合を除き、平成27年4月1日から施行する。

【附帯決議】(27.3.31財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和ある対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。また、東日本大震災により多大な被害を受けた地域の状況に十分配慮した税関手続の弾力的な対応に引き続き努めること。
- 一 危険ドラッグ乱用者による犯罪・重大事故が深刻な社会問題となる中で、危険ドラッグに係る水際対策が一層重要となっていることに鑑み、税関においては、厚生労働省等の関係省庁との連携及び情報共有を強化しつつ、一層厳格な水際取締りを行うこと。
- 一 最近におけるグローバル化の進展等に伴い、税関業務が増大し、複雑化する中で、適正かつ迅速な税関業務の実現を図り、また、覚醒剤・危険ドラッグ・銃器を始めとした社会悪物品等の水際取締りの強化やテロ・治安維持対策の遂行により、国民の安全・安心を確保するため、事前情報の更なる有効活用及び検査機器等の整備に努めるとともに、税関職員の定員の確保、高度な専

門性を要する職務に従事する税関職員の処遇改善、機構の充実及び職場環境の整備等に特段の努力を払うこと。

右決議する。

地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第5号)

(衆議院 27. 3. 13可決 参議院 3. 25総務委員会付託 3. 31本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、地方法人課税

デフレ脱却と経済再生に向け、法人事業税の所得割の税率の引下げと外形標準課税の拡大等を行う。

二、地方消費税率引上げ時期の変更等

経済再生と財政健全化を両立するため、地方消費税の税率引上げの施行日の変更及び消費税に係る地方交付税の率の変更等を行う。

三、個人住民税

地方創生に向け、地方団体に対する寄附金に係る寄附金税額控除の拡充を行う。

四、車体課税

環境への負荷の少ない自動車を対象とした自動車取得税の税率の軽減等の特例措置について、所要の見直しを行った上、適用期限を平成29年3月31日まで延長するほか、環境への負荷の少ない軽自動車を対象とした軽自動車税の税率を軽減する特例措置の創設、二輪の軽自動車等に係る軽自動車税の税率の引上げ時期の1年延期等を行う。

五、固定資産税及び都市計画税

平成27年度の評価替えに当たり、現行の土地に係る負担調整措置等を継続する。

六、狩猟税

有害鳥獣捕獲従事者の確保を目的として、一定の狩猟者登録に係る軽減措置を平成30年度まで実施する。

七、その他

1 猶予制度及び個人住民税等における還付加算金の起算日の見直し等の納税環境の整備、税負担軽減措置等の整理合理化等を行う。

2 この法律は、一部を除き、平成27年4月1日から施行する。

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第6号)

(衆議院 27. 3. 13可決 参議院 3. 25総務委員会付託 3. 31本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正

1 地方交付税の率の変更等については、所得税の収入額に対する地方交付税の率を1.1%引き上げ33.1%とし、法人税の収入額に対する地方交付税の率を0.9%引き下げ33.1%とし、酒税の収入額に対する地方交付税の率を18%引き上げ50%とし、たばこ税を地方交付税の対象税目から除く。

2 平成27年度分の通常収支に係る地方交付税の総額については、地方交付税法第6条第2項の額に、地方の税収の状況を踏まえて行う加算及び地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等による加算額6,700億円、法定加算額及び臨時財政対策のための特例加算額を加え、交付税特別会計借入金償還額及び同特別会計における借入金利子支払額等を控除した額16兆7,548億円とする。

3 平成28年度から平成42年度までの間における国の一般会計から交付税及び譲与税配付金特別

会計への繰入れに関する特例を改正するとともに、財政投融资特別会計の投資勘定に帰属させる地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金について、交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れの特例を設ける。

- 4 地方創生に要する経費の財源を措置するため、「地域の元気創造事業費」に加え、当分の間の措置として「人口減少等特別対策事業費」を設けるほか、平成27年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正する。
- 5 平成27年度分の東日本大震災に係る震災復興特別交付税の総額については、平成27年度において新たに5,898億円を確保する。

二、地方財政法の一部改正

公営競技を行う地方公共団体の地方公共団体金融機構に対する納付金の納付制度を5年間延長する。

三、施行期日

この法律は、平成27年4月1日から施行する。

船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第7号)

(衆議院 27.4.7可決 参議院 4.20法務委員会付託 4.24本会議可決)

【要旨】

本法律案は、1976年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する1996年の議定書の改正に伴い、船舶の所有者等がその責任を制限することができる債権についての責任の限度額を引き上げようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 責任の限度額の引上げ

- 1 船舶の所有者やその被用者等又は救助船舶に係る救助者・当該救助船舶の船舶所有者やこれらの被用者等についての責任の限度額を、責任を制限しようとする債権が物の損害に関する債権のみである場合とそれ以外の場合とに区分して、それぞれ船舶のトン数に応じて、従来の1.51倍の金額に引き上げる。
- 2 救助船舶に係る救助者以外の救助者又はその被用者等についての責任の限度額を、責任を制限しようとする債権が物の損害に関する債権のみである場合とそれ以外の場合とに区分して、それぞれ従来の1.51倍の金額に引き上げる。

二 施行期日等

- 1 この法律は、平成27年6月8日から施行する。
- 2 この法律の施行前に発生した事故から生じた債権についての責任の制限については、なお従前の例による。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案(閣法第8号)

(衆議院 27.6.4修正議決 参議院 7.31内閣委員会付託 8.28本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、目的

この法律は、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化等の社会経済情勢の変化に対応していくためには、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法の基本理念のっとり、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

二、基本原則

- 1 女性の職業生活における活躍の推進は、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうと

する女性に対する採用、教育訓練、昇進等に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じて、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

三、基本方針等の策定

- 1 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を定めなければならない。
- 2 都道府県及び市町村は、基本方針等を勘案して、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めるものとする。

四、事業主行動計画の策定等

- 1 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、事業主行動計画の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
- 2 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、女性の職業生活における活躍の状況を把握し、改善すべき事情について分析した上で、定量的に定めた目標等を定める一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣への届出、公表等をしなければならない。
- 3 厚生労働大臣は、一般事業主行動計画に係る届出をした一般事業主からの申請に基づき、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであること等の基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。
- 4 国及び地方公共団体の機関等で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、事業主行動計画策定指針に即して、女性の職業生活における活躍の状況を把握し、改善すべき事情について分析した上で、定量的に定めた目標等を定める特定事業主行動計画を策定し、公表等をしなければならない。
- 5 常時雇用する労働者の数が300人を超える一般事業主及び特定事業主は、女性の職業選択に資するよう、女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

五、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

- 1 国は、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援等の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、1の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介等の情報の提供、助言等の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 国及び地方公共団体の機関は、地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、協議会を組織することができる。

六、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、四の2から5は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

なお、本法律案は、衆議院において、一の目的に関して、女性の職業生活における活躍の推進は、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり行われるべきものであることを明確にするとともに、男女の人権が尊重される社会の実現を追加すること、四の2の一般事業主行動計画を定めた一般事業主に対し、同計画に定められた目標を達成するよう努力義務を課すこと等を内容とする修正

が行われた。

【附帯決議】（27.8.25内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 男女間に賃金格差が存在する現状に鑑み、女性が職業生活において、意欲をもって能力を伸長・発揮できる環境を整備するため、公労使により賃金格差の是正に向けて検討すること。
- 二 非正規労働者の7割、かつ雇用者全体の4分の1を非正規労働者の女性が占めていることに鑑み、本法の実効性を担保するため、本法に基づく実態把握、分析、目標設定、事業主行動計画の策定・公表等は雇用管理区分ごとに行われるよう検討すること。
- 三 派遣労働者については、派遣元事業主による実態把握等に加え、実際に使用している派遣先事業主により、実態把握、分析等がなされるとともに、事業主行動計画に「雇用形態の変更等の機会の積極的な提供」などが盛り込まれるよう検討すること。
- 四 一般事業主が事業主行動計画を策定するに当たって、男女の育児休業取得割合、男女間の賃金格差、自ら使用する労働者に占める正規労働者の割合及び自ら使用する女性労働者に占める正規女性労働者の割合等を省令によって状況把握の任意項目に加えることについて検討すること。
- 五 一般事業主が事業主行動計画を策定し、又は変更するに当たっては、労使の対話等により労働者の実態やニーズを的確に把握するよう、事業主行動計画策定指針において示すこと。
- 六 一般事業主による事業主行動計画に基づく取組の実施状況の公表を促進すること。
- 七 一般事業主行動計画策定の義務付けに係る規模要件については、本法施行後の状況等を踏まえ、その見直しについて検討すること。
- 八 広報活動等を通じ、優れた取組を行う一般事業主の認定制度を周知することにより、一般事業主による女性の職業生活における活躍に関する取組を促進すること。また、認定一般事業主の認定に当たっては、基準の客観性が確保されるよう配慮するとともに、非正規労働者に対する処遇改善を認定の要件とすることを検討すること。
- 九 特定事業主が事業主行動計画を策定するに当たって、男女の育児休業取得割合、男女間の給与格差、任用する職員に占める正規職員の割合及び任用する女性職員に占める正規職員の割合等を内閣府令によって状況把握の任意項目に加えることについて検討すること。
- 十 公務員の臨時・非常勤職員においても、女性が多数を占めることに鑑み、全ての女性の活躍を促進する観点からも、臨時・非常勤職員について、制度の趣旨、勤務の内容に応じた任用・勤務条件が確保できるよう引き続き配慮するとともに、その実態を把握すること。
- 十一 協議会を組織する関係機関に、必要に応じ、協議会に男女共同参画センター、労働組合、教育訓練機関その他の女性労働者に対し支援を行う団体も構成員として加えることを検討するよう促すこと。
- 十二 地方公共団体においても本法及び本附帯決議に基づく適切な措置が講じられるよう支援するとともに、周知・助言等を図ること。
- 十三 家庭及び地域を取り巻く環境の変化等により家庭における子育て及び介護に支障が生じないよう、家庭における子育て及び介護の支援に関する施策の推進を図ること。
- 十四 配偶者からの暴力及びストーカー行為等により、女性の職業生活における活躍が阻害されることがないように、被害の防止及び被害者に対する相談・支援体制の充実を図ること。
- 十五 男女を問わず職業生活を営む上で障害となる、あらゆるハラスメントに一元的に対応する体制の整備について、事業主の措置を促すことを検討するとともに、ハラスメントの防止に向けて、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等関連する法律の改正を積極的に検討すること。
- 十六 固定的性別役割分担意識が払拭され、女性が活躍しやすい環境となるよう、本法の施行後3年の見直しを積極的に検討するとともに、男女雇用機会均等法の改正についても検討を進めること。

右決議する。

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第9号)

(衆議院 27.3.24可決 参議院 3.24沖縄及び北方問題に関する特別委員会付託 3.30本会議可決)

【要旨】

本法律案は、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を推進するため、内閣総理大臣による特定駐留軍用地跡地の指定及び特定駐留軍用地跡地内の土地の買取りの協議等に関する制度を創設しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、内閣総理大臣は、沖縄県知事の申出に基づき、アメリカ合衆国から返還されることにより特定駐留軍用地でなくなると見込まれる土地であって、その跡地の利用の推進に必要な公共用地を確保するためその区域内における公有地の計画的な拡大が引き続き必要と認められるものを特定駐留軍用地跡地として指定する。
- 二、特定駐留軍用地跡地内の土地について、特定駐留軍用地内の土地の先行取得と同様、土地の所有者からの届出等に基づき買取りの協議を行うこと等とする。
- 三、この法律は、公布の日から施行する。

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法を廃止する法律案(閣法第10号)

(衆議院 27.3.24可決 参議院 4.7総務委員会付託 4.17本会議修正議決 ※)

※ 27.4.17、衆議院へ回付。4.17、衆議院同意。

【要旨】

本法律案は、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法附則第2条に規定する同法の廃止期限(平成27年3月31日)の到来に伴い、同法を廃止しようとするものである。

【修正要旨】

施行期日を「平成27年3月31日」から「公布の日」に改めるとともに、所要の規定の整理を行うものである。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第11号)

(衆議院 27.3.30可決 参議院 4.1外交防衛委員会付託 4.9本会議修正議決 ※)

※ 27.4.9、衆議院へ回付。4.14、衆議院同意。

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、在グルジア日本国大使館の名称及び位置の国名をそれぞれ在ジョージア日本国大使館及びジョージアに変更する等の規定の整備を行う。
- 二、在レオン及び在ハンブルクの各日本国総領事館を新設するとともに、同総領事館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める。
- 三、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。
- 四、この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、在レオン及び在ハンブルクの各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

【修正要旨】

この法律の施行期日を公布の日とするとともに、この法律による改正後の在勤基本手当の基準額に関する規定を平成27年4月1日から適用するものである。

緑の気候基金への拠出及びこれに伴う措置に関する法律案(閣法第12号)

(衆議院 27.4.14可決 参議院 4.22外交防衛委員会付託 5.13本会議可決)

【要旨】

本法律案は、気候変動に関する国際連合枠組条約の資金供与の制度の運営を委託された緑の気候

基金（以下「基金」という。）に対する我が国からの拠出及びこれに伴う措置について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、政府は、基金に対し、予算で定める金額の範囲内において、本邦通貨により拠出することができることとする。
- 二、政府は、基金に対して拠出する本邦通貨の全部又は一部を国債で拠出することができるものとし、当該国債の発行条件、償還等については、国際復興開発銀行の例に準ずるものとする。
- 三、基金の保有する本邦通貨その他の資産の寄託所としての業務は、日本銀行が行うこととするものとする。
- 四、この法律は、公布の日又は平成27年4月1日のいずれか遅い日から施行する。

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案(閣法第13号)

(衆議院 27.4.14可決 参議院 4.22財政金融委員会付託 5.13本会議可決)

【要旨】

本法律案は、株式会社日本政策投資銀行（以下「会社」という。）の完全民営化の方針を維持しつつ、危機対応及び成長資金の供給に対し会社の投融資機能を活用するため、所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、危機対応業務

- 1 当分の間、会社に対し、危機対応業務を義務付ける。
- 2 政府は、当分の間、会社による危機対応業務の適確な実施のために必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に出資することができる。

二、特定投資業務

- 1 会社は、平成32年度末までの間、特定投資業務により成長資金の供給を集中的に実施し、平成37年度末までに同業務の投資資産を全て処分し、同業務を完了するように努めなければならない。
- 2 政府は、平成32年度末までの間、会社による特定投資業務の適確な実施のために必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に出資することができる。

三、政府保有株式

- 1 政府が保有する会社の株式について、会社の目的の達成に与える影響及び市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、できる限り早期にその全部を処分する。
- 2 一及び二の業務に関する措置を講ずる間、各業務の適確な実施を確保する観点から、政府に対し、必要な会社の株式（それぞれ、発行済株式の3分の1超、2分の1以上）を保有することを義務付ける。

四、その他

当分の間、会社に対し、その業務を行うに当たって、他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮することを義務付ける。

五、附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 政府は、一及び二について、会社による各業務の在り方及びこれを踏まえた会社に対する国の関与の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

【附帯決議】(27.5.12財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 今般の法改正の趣旨を踏まえ、株式会社日本政策投資銀行による危機対応業務の適確な実施、地域活性化及び我が国企業の競争力強化等に資する成長資金供給について、それぞれ万全を期すこと。その際は、民間金融機関との協調に配慮し、いたずらに民業圧迫批判を招かないよう留意すること。

- 一 我が国企業の国際競争力の強化の重要性に鑑み、日本政策投資銀行及び株式会社国際協力銀行において、競争力のある人材の育成や確保を始めとする体制整備が図られるよう、適切な措置を講ずること。
- 一 特定投資業務の実施に当たっては、地域の企業の発展等を通じた地域活性化に積極的に貢献するとともに、民間の成長資金供給を促すよう、適切な運用に努めること。その際、同業務は民間による資金供給が充足するまでの過渡的な対応であり、その固定化を防ぐ適切な措置を講ずること。
- 一 日本政策投資銀行の株式の処分方法等の検討に当たっては、その業務運営・資産状況等を踏まえ、公共性の確保、日本政策投資銀行の目的遂行のために必要な株主構成の中立性・安定性の確保等に留意して検討を行い、長期的企業価値が毀損されることのないよう適切な措置を講ずること。
- 一 日本政策投資銀行の完全民営化に向け民間金融機関による危機対応業務への参入を促すため、これまでの危機対応業務に基づく貸付債権の状況等の開示を促すこと。
右決議する。

文部科学省設置法の一部を改正する法律案(閣法第14号)

(衆議院 27. 4. 21可決 参議院 4. 22文教科学委員会付託 5. 13本会議可決)

【要旨】

本法律案は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツに関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務等を文部科学省の所掌事務に追加するとともに、文部科学省の外局としてスポーツ庁を設置しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、文部科学省の任務のうちスポーツに係る部分を「スポーツに関する施策の総合的な推進」に改める。
- 二、文部科学省の所掌事務に、スポーツに関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること、スポーツに関する関係行政機関の事務の調整に関すること、心身の健康の保持増進に資するスポーツの機会の確保に関することを追加する。
- 三、文部科学省の外局としてスポーツ庁を設置し、同庁の長をスポーツ庁長官とするとともに、同庁の任務を「スポーツの振興その他のスポーツに関する施策の総合的な推進を図ること」とする。
- 四、スポーツ庁は、その任務を達成するため、二のほか、スポーツの振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関する事務その他の事務をつかさどる。
- 五、この法律は、平成27年10月1日から施行する。

【附帯決議】(27. 5. 12文教科学委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、スポーツ基本法の理念を踏まえ、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、スポーツ施策が縦割り行政に陥ることなく、総合的、一体的に推進されるよう、スポーツ庁は関係府省の司令塔的機能を十分に果たすこと。その際、行政改革の推進の観点から、組織の肥大化につながることをないよう十分留意すること。
- 二、スポーツ庁が、教育を所管する文部科学省の外局として設置されることに鑑み、今後のスポーツ施策が競技スポーツ分野に偏ることのないよう特に留意するとともに、学校体育及び運動部活動における外部指導者の活用や教職員の負担軽減等に十分配慮すること。
- 三、スポーツ庁長官の登用に当たっては、その職務の重要性に鑑み、スポーツへの造詣、ガバナンス能力、情報発信力等の観点を十分考慮し、民間も含め、人材を広く各界に求めること。
- 四、新設されるスポーツ審議会においては、審議事項が競技スポーツ分野に偏ることのないよう配慮するとともに、学校体育等の教育上の観点にも留意しつつ、スポーツの幅広い分野について、長期的な視野に立った審議を行うこと。また、委員の選任に当たっては、国民及び関係者の声が広く反映されるよう、出身分野及び男女比等に十分配慮すること。

- 五、全ての人がスポーツに参加することができる真のバリアフリー社会の実現に貢献する観点から、障害に対する国民の理解を促進し、障害者の積極的な社会参加に寄与するため、障害者スポーツの環境整備を推進すること。
- 六、各スポーツ団体の自主性を尊重し、スポーツ団体の組織運営体制の在り方に関するガイドラインの策定等を通じ、ガバナンス強化と透明性の向上に向けた取組を支援するとともに、スポーツ紛争の予防及び迅速な解決の観点から、スポーツ団体・アスリート等の仲裁・調停に関する理解増進等の取組を支援すること。
- 七、国際競技連盟等における日本人役員の増員を図ることにより、国際スポーツ界における我が国の発言力を高め、国際的な競技大会等において日本人選手が十分に力を発揮できるよう支援すること。
- 八、競技スポーツの推進・強化のため、指導者等の資質・能力の向上を図るとともに、競技者が引退後の生活に不安を感じることなく、競技力向上に邁進できるよう支援すること。
右決議する。

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法案(閣法第15号)

(衆議院 27. 4. 28可決 参議院 5. 15文教科学委員会付託 5. 27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、平成32年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会(以下「大会」と総称する。)が大規模かつ国家的に特に重要なスポーツの競技会であることに鑑み、大会の円滑な準備及び運営に資するため、必要な特別の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、大会の円滑な準備及び運営に関する施策を総合的かつ集中的に推進するため、内閣に、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部(以下「本部」という。)を置くとともに、その所掌事務、組織、設置期限等について定める。
- 二、内閣総理大臣は、大会の円滑な準備及び運営に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るための基本的な方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 三、国は、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会(以下「組織委員会」という。)が大会の準備又は運営のために使用する施設の用に供される国有財産を、組織委員会等に対し、無償で使用させることができる。
- 四、お年玉付郵便葉書等に関する法律に規定する寄附金付郵便葉書等は、組織委員会が調達する大会の準備及び運営に必要な資金に充てることを寄附目的として発行することができる。
- 五、組織委員会は、大会の準備及び運営に関する業務のうち、国の事務又は事業との密接な連携の下で実施する必要があるものを円滑かつ効果的に行うため、国の職員を組織委員会の職員として必要とするときは、その派遣を要請することができることとし、当該要請があった場合、任命権者は派遣の必要性等を勘案して、国の職員を派遣することができることとするとともに、組織委員会の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
- 六、内閣法の一部を改正し、本部が置かれている間、国務大臣の数の上限を1名増員する。
- 七、この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(27. 5. 26文教科学委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会が、国際的な相互理解、国際平和、共生社会の実現等に重要な意義を有していることに鑑み、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に当たっては、成

熟した国家における大会のあるべき姿を追求しつつ、オリンピック・パラリンピックレガシーの次世代への継承に特に留意するとともに、テロ対策、サイバーセキュリティー対策、外国人旅行者の円滑な受入れ等の諸課題に万全の措置を講ずること。

また、本大会の開催が、新しい日本の創造と更なる発展の契機となるよう、スポーツを通じた国際貢献、国民の健康増進、環境の保全に特に留意するとともに、広く全ての国民の一層のスポーツ振興を図り、あわせて、東日本大震災からの復興等を着実に推進すること。

二、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣については、文部科学大臣等との職務分担が適切なものとなるよう特に留意しつつ、本大会に関する重要施策の企画、立案、総合調整等において主導的な役割を果たせるよう万全を期すこと。なお、専任の担当大臣を発令する必要がなくなった場合には、発令を早期に終了すること。

三、東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会推進本部については、ラグビーワールドカップ大会との一体的な準備に配慮しつつ、本大会の準備及び運営を着実に推進できる十分な体制とするとともに、行政改革を推進する観点から、簡素で効率的な体制とすること。なお、同本部の活動の必要性がなくなった場合には、平成33年3月31日の期限を待たず、早期に活動を停止すること。

四、新国立競技場の建設に当たっては、ラグビーワールドカップ大会の開催に支障が生じないよう、万全の措置を講ずること。あわせて、建設費の経費の内容及びその財源、本大会後の利活用方策等を含む競技場建設の全体像を明らかにするとともに、東京都、大会組織委員会等との緊密な意思疎通の確保に留意し、国民に対して丁寧な説明を行い幅広く理解を得ること。

五、競技施設、会場、選手村等の整備に当たっては、本大会後に有効利用し、都市の発展に結び付けられるよう、長期的な観点から計画的に行うとともに、幅広い国民の理解を得ること。また、競技施設等の選定に当たっては、本大会の招致の際、「コンパクトな大会」がコンセプトに掲げられたことを踏まえ、競技関係者の十分な理解を得つつ、関係地方公共団体と十分な調整を経た上で決定するとともに、競技者が最大限力を発揮できる競技施設等の整備を行うこと。

六、障害に対する国民の理解を促進し、真の共生社会を実現する観点から、スポーツ施策の一元的な推進や障害者スポーツの普及に取り組むこと。また、スポーツを通じた障害者の社会参加、地域における障害者スポーツの裾野の拡大、障害者スポーツ競技団体の組織基盤の強化、障害者の競技力向上と競技環境の整備、公共施設等のバリアフリー化等を促進すること。

七、学校等においてオリンピック・パラリンピック教育を推進するに当たっては、学校等の主体的な取組を基本とし、教育を通じた無形のレガシーの創出の観点から踏まえ、オリンピック・パラリンピックに関する知識・理解の向上、異文化理解の促進、ボランティア精神の醸成等を図ること。

八、本大会の開催が、全国の地域活性化、観光振興等に資するよう、政府全体として、全国の地方公共団体と参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流の促進に取り組むこと。特に、予選会場やキャンプ地の誘致については、東日本大震災からの復興の後押しとなるよう、特段の配慮を行うこと。

右決議する。

平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法案(閣法第16号)

(衆議院 27.4.28可決 参議院 5.15文教科学委員会付託 5.27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、平成31年に開催されるラグビーワールドカップ大会(以下「大会」という。)が大規模かつ国家的に重要なスポーツの競技会であること、並びに大会の準備及び運営がその翌年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の準備及び運営と密接な関連を有するものであることに鑑み、大会の円滑な準備及び運営に資するため、必要な特別の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、お年玉付郵便葉書等に関する法律に規定する寄附金付郵便葉書等は、公益財団法人ラグビーワー

ルドカップ2019組織委員会（以下「組織委員会」という。）が調達する大会の準備及び運営に必要な資金に充てることを寄附目的として発行することができる。

二、組織委員会は、大会の準備及び運営に関する業務のうち、国の事務又は事業との密接な連携の下で実施する必要があるものを円滑かつ効果的に行うため、国の職員を組織委員会の職員として必要とするときは、その派遣を要請することができることとし、当該要請があった場合、任命権者は派遣の必要性等を勘案して、国の職員を派遣することができることとするとともに、組織委員会の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

三、この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(閣法第17号)

(衆議院 27. 4. 14可決 参議院 5. 11経済産業委員会付託 5. 20本会議可決)

【要旨】

本法律案は、中小企業者に対する金融の円滑化を通じ、地域における経済の活性化及び雇用の拡大を図るため、株式会社商工組合中央金庫が引き続き危機対応業務を的確に行えるよう、政府が保有するその株式について、目的の達成に与える影響等を踏まえつつ処分する措置を講ずるほか、中小規模の特定非営利活動法人への融資を中小企業信用保険の付保対象に追加する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、株式会社商工組合中央金庫法の一部改正

- 1 政府は、その保有する株式会社商工組合中央金庫の株式について、同金庫の目的の達成に与える影響及び市場の動向を踏まえつつその処分を図り、できる限り早期にその全部を処分する。
- 2 株式会社商工組合中央金庫は、その目的を達成するため、当分の間、株式会社日本政策金融公庫法第2条第4号に規定する特定資金を必要とする者に対し円滑に資金が供給されるよう、同条第5号に規定する危機対応業務を行う責務を有する。
- 3 政府は、当分の間、指定金融機関（株式会社日本政策金融公庫法第11条第2項に規定する指定金融機関をいう。）に係る制度の運用の状況、危機対応業務の実施の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、株式会社商工組合中央金庫が危機対応業務を的確に実施するために必要な株式を保有していなければならない。
- 4 株式会社商工組合中央金庫は、当分の間、事業年度ごとに、危機対応業務に関する事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に、主務大臣の認可を受けなければならない。
- 5 株式会社商工組合中央金庫は、当分の間、その業務を行うに当たっては、他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮しなければならない。
- 6 政府は、当分の間、危機対応業務の円滑な実施のために必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、株式会社商工組合中央金庫に出資できる。

二、中小企業信用保険法の一部改正

- 1 中小規模の特定非営利活動法人への融資を中小企業信用保険の付保対象に追加する。
- 2 中小企業信用保険の特別小口保険の対象となる信用保証協会の保証割合について、部分保証を導入するための措置を講ずる。

三、附則

- 1 この法律は、一部の規定を除き公布の日から施行する。
- 2 政府は、この法律の施行後適当な時期において、指定金融機関に係る制度の運用の状況、危機対応業務の実施の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、危機対応業務の在り方及びこれを踏まえた株式会社商工組合中央金庫に対する国の関与の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

なお、政府は、その検討を行うに当たっては、一般の金融機関を代表する者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

また、政府は、その検討の結果、政府による同金庫の株式の保有に関する義務に係る措置その他の同金庫による危機対応業務の的確な実施を確保するための措置を継続する必要がないと認めるときは、速やかに、当該措置を廃止するために必要な法制上の措置を講ずる。

【附帯決議】（27.5.19経済産業委員会議決）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 株式会社商工組合中央金庫（以下「商工中金」という。）のできる限り早期の完全民営化を実現すべく、民間金融機関による危機対応業務が十分かつ確実に実施されるよう、民間金融機関等とも緊密なコミュニケーションを取りながら、早期かつ万全の措置を講ずること。特に、平成20年10月の危機対応業務開始以来、民間金融機関による同業務への参加が得られていない現況を踏まえ、現行制度の問題点を検証しつつ、完全民営化の実現の目途や道筋について必要な検討を進めその結果について公表すること。
- 二 民間金融機関が危機対応業務を担えるようになるまでは、商工中金が危機対応業務を的確に実施できるよう万全を期すとともに、政府が株式を保有することにより、商工中金が競争上著しく優位となり民業圧迫とならないよう、政府によるガバナンスを強化すること。
- 三 本法により介護事業や生活困窮者支援事業、中小企業と連携していない事業等を行う者も含め幅広い特定非営利活動法人に対して信用保険の対象が拡大されることに当たり、当該制度の活用を促進すべく、関係金融機関や特定非営利活動法人に対して本法の意義等について周知徹底を図ること。また、特定非営利活動法人は地域の経済・雇用の担い手として重要性が高まっていることや小規模企業に焦点を当てた中小企業政策を推進している現況に鑑み、今後、中小企業基本法の改正も視野に入れつつ、中小企業と同様に事業を行う特定非営利活動法人を主要な中小企業施策の対象とするべく必要な検討を行うこと。
- 四 信用補完制度に対する多額の財政支援が継続している状況に鑑み、国民負担を軽減するとの観点から、全国各地の信用保証協会の業務の効率化及びガバナンスの強化を図ること。併せて、信用保証協会による保証業務や保証基準の在り方についても、不断の見直し及び検証を行うこと。
右決議する。

水防法等の一部を改正する法律案(閣法第18号)

(衆議院 27.4.21可決 参議院 4.22国土交通委員会付託 5.13本会議可決)

【要旨】

本法律案は、多発する浸水被害に対処するとともに、下水道管理をより適切なものとするため、浸水想定区域制度の拡充、雨水貯留施設の管理協定制度の創設、下水道施設の適切な維持管理の推進、日本下水道事業団による下水道管理者の権限代行制度の創設等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 水防法の一部改正

- 1 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川等に当該雨水を排除できないことによる出水（いわゆる「内水」）をいうこととする。
- 2 洪水に係る浸水想定区域の前提となる降雨を、河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨から想定最大規模降雨に変更することとする。
- 3 都道府県知事又は市町村長は、当該都道府県又は市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、想定最大規模降雨により当該指定に係る排水施設に雨水を排除できなくなった場合等に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。
- 4 都道府県知事は、高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した当該都道

府県内の海岸について、想定し得る最大規模の高潮であって国土交通大臣が定める基準に該当する高潮により当該海岸について氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

二 下水道法の一部改正

- 1 地方公共団体は、主として市街地における雨水のみを排除するために管理する下水道で、河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を放流するもの又は流域下水道に接続するものを、雨水公共下水道として整備することができることとする。
- 2 公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、公共下水道又は流域下水道を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって公衆衛生上重大な危害が生じ、及び公共用水域の水質に重大な影響が及ぶことのないように努めなければならないこととするとともに、その維持又は修繕に関する技術上の基準その他必要な事項については、政令で定めることとする。
- 3 量水標管理者又は熱供給事業者等は、公共下水道の排水施設の暗渠部分又は流域下水道の施設に量水標等又は熱交換器を設置することができることとする。
- 4 公共下水道管理者は、浸水被害対策区域内に存する雨水貯留施設を自ら管理する必要があると認めるときは、その所有者等との間において、管理協定を締結して当該雨水貯留施設の管理を行うことができることとする。

三 日本下水道事業団法の一部改正

- 1 日本下水道事業団（以下「事業団」という。）は、地方公共団体の委託に基づき、高度の技術を要する管渠の建設、管渠及び二の四の雨水貯留施設の維持管理等を行うことができることとする。
- 2 事業団は、地方公共団体から要請があり、かつ、当該地方公共団体における終末処理場等の建設に関する工事の実施体制等を勘案して適当であると認められる場合には、当該地方公共団体に代わって当該工事を行うことができることとする。

四 施行期日等

- 1 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律案(閣法第19号)

(衆議院 27. 4. 23可決 参議院 5. 13国土交通委員会付託 5. 20本会議可決)

【要旨】

本法律案は、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するため、認定軌道運送高度化事業等の実施に必要な資金の出資等の業務を独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）に行わせる等の措置を講ずるほか、独立行政法人に係る改革を推進するため、同機構について高度船舶技術に関する業務の廃止等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正

機構は、国土交通大臣の認可を受けて定める基準に従い、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく認定軌道運送高度化事業等の実施に必要な資金の出資等を行うこととする。

二 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正

- 1 機構の業務として、一に関する業務を追加することとする。
- 2 機構の業務のうち、民間において行われる高度船舶技術に関する試験研究に必要な資金に充てるための助成金を交付する業務、運輸技術に関する基礎的研究を行い、その成果を普及する業務等を廃止することとする。
- 3 機構の役員及び職員に対し、金融業務に係る秘密保持義務を課すこととする。

三 施行期日等

- 1 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。

【附帯決議】(27.5.19国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構による出資等の対象となる事業が定められる地域公共交通網形成計画の作成に際しては、住民、利用者、公共交通事業者その他の関係者の意見が適切に反映され、合意形成が図られるよう、地方公共団体に対し必要な助言・支援を行うこと。
- 二 機構が地域公共交通網の再編等の事業を行う新たな会社に出資するに当たっては、民業を補完し、民間資金の呼び水機能を果たす観点から、機構と地方公共団体による出資を合わせて全出資額の2分の1未満とするよう努めること。
- 三 機構における適正な出資等業務の運営を確保するため、機構が出資等の対象となる事業者を客観的・中立的に選定しているかを含め、公正・中立的な立場から審査及び評価を行う第三者委員会を設置するよう機構を指導すること。
- 四 機構は、サービスの提供開始から10年程度で累積赤字を解消できるような採算性が確保できる会社を出資対象とするよう努めること。また、出資金等の全額を確実に回収できるよう、出資先の事業運営に必要な助言を行うこと。
- 五 機構が出資しようとする事業については、まちづくり、観光振興等に係る地域戦略との調和が図られ、交通渋滞などの周辺環境悪化をもたらすことがないようなものとなるよう十分配慮すること。
- 六 学生や児童、高齢者、障害者等の地域住民の移動手段を確保する観点から、中長期的な収益性が見込まれない地域公共交通ネットワークの再構築を図る事業の支援についても、予算措置等を含め別途対応すること。
右決議する。

特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法案(閣法第20号)

(衆議院 27.4.7可決 参議院 4.8外交防衛委員会付託 4.22本会議可決)

【要旨】

本法律案は、現下の厳しい財政状況の下で防衛力の計画的な整備を行うため、特定防衛調達(専ら自衛隊の用に供するために製造又は輸入される装備品等及び当該装備品等の整備に係る役務の調達であって、防衛力の計画的な整備を行うために必要なものであり、かつ、長期契約(支出すべき年限が5箇年度を超える国の債務負担の原因となる契約をいう。)により行うことが当該調達に要する経費の縮減及び当該調達の安定的な実施に特に資するものとして防衛大臣が財務大臣と協議して定めるものをいう。)に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別の措置を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、国が特定防衛調達について債務を負担する場合には、当該債務を負担する行為により支出すべき年限は、当該会計年度以降10箇年度以内とする。
- 二、防衛大臣は、国が特定防衛調達について債務を負担する会計年度の予算について財政法第18条の閣議決定があったときは、遅滞なく、当該特定防衛調達の概要及び当該特定防衛調達を長期契約により行うことによって縮減される経費の額として推計した額を公表するものとする。
- 三、防衛大臣は、特定防衛調達に係る長期契約を締結したときは、遅滞なく、当該長期契約の相手方の商号又は名称、契約金額その他の当該長期契約の概要及び当該特定防衛調達を当該長期契約により行うことによって縮減される経費の額として推計した額を公表するものとする。

四、本法律は、公布の日から施行し、平成31年3月31日限り、その効力を失う。ただし、特定防衛調達に係る平成30年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成31年度以降の年度に支出すべきものとされた経費に係る当該国庫債務負担行為により支出すべき年限については、前記一は、平成31年3月31日後も、なおその効力を有する。

【附帯決議】 (27. 4. 21 外交防衛委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、防衛大臣は、特定防衛調達の対象となる装備品等及び当該装備品等の整備に係る役務を財務大臣と協議して定める際の指針を、可能な限り早期に定め、適切な整備・調達等の実施を図ること。
- 二、前記の指針を定めるに当たっては、できる限り国民に対して透明性を確保することに努めることとし、国産、ライセンス契約、FMS契約、一般輸入契約等の契約の形態ごとに留意すべき事項を検討するとともに、年限内の調達計画に伴う初度費や役務契約が明らかになっている度合い等を検討の要素に含めるべきこと。
- 三、長期契約により縮減される経費の推計額を含め適正な調達価格算定能力の向上は、本法の適切な運用に当たり不可欠なものであることに鑑み、信頼性及び客観性を持った額を主体的に算定できるよう、体制や制度の構築に向けた取組を行うこと。
- 四、防衛大臣は、将来の安全保障環境や技術革新といった要素を十分に勘案し、長期契約によることがかえって効果的かつ効率的な装備品等の調達を損ねることにならないよう、特定防衛調達の対象となる装備品等を厳格に選定すること。
- 五、国庫債務負担行為により支出すべき年限については、中期防衛力整備計画の期限である平成30年度を大幅に超えた年度での後年度負担がいたずらに多額に発生することのないよう留意すること。
- 六、本法施行後1年をめどに、その運用実績等を踏まえて、必要に応じ、長期契約に伴う経費縮減の公表の在り方の見直しを行うこと。その際には、財政法第18条の閣議決定があったときの公表には契約見込み額を含むこと、また、長期契約に基づく支払いの終了時には、それまでの支払実績の詳細（支払総額、長期契約によって縮減された最終的な金額、未精算の金額が発生した場合はその金額及び理由等）を遅滞なく公表することについて検討を進めること。なお、必要性があると判断された場合には、速やかに所要の法改正を行うこと。

右決議する。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第21号)

(衆議院 27. 4. 21 可決 参議院 5. 11 法務委員会付託 5. 15 本会議可決)

【要旨】

本法律案は、下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を増加するとともに、裁判所の事務を合理化し及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少しようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 一 裁判官のうち、判事の員数を32人増加し、1,953人に改める。
- 二 裁判官以外の裁判所の職員の員数を36人減少し、2万1,954人に改める。
- 三 この法律は、平成27年4月1日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案(閣法第22号)

(衆議院 27. 3. 24 可決 参議院 3. 25 厚生労働委員会付託 3. 31 本会議可決)

【要旨】

本法律案は、公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいない戦没者等の遺族に特別弔慰金を支給しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 戦没者等の遺族に対する援護の措置

- 一 平成27年4月1日における戦没者等の遺族で、同一の戦没者等に関し公務扶助料、遺族年金

等の支給を受けている者がいないものに対し、特別弔慰金として額面25万円、5年償還の国債を支給する。

二 平成32年4月1日における戦没者等の遺族で、同一の戦没者等に関し公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいないものに対し、特別弔慰金として額面25万円、5年償還の国債を支給する。

第二 施行期日等

一 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第一の二については、平成32年4月1日から施行する。

二 その他この法律の施行に関し、必要な経過措置等を定める。

【附帯決議】(27.3.31厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、特別弔慰金の支給に当たっては、遺族の高齢化等を踏まえ、手続の簡素化に努めるとともに、新たな受給権者の把握及び制度の周知等の請求漏れ防止策に努めること。
 - 二、特別弔慰金の支給については、年600億円以上の予算を計上する見込みであること、受給者の国債を相続した者が特別弔慰金の趣旨に照らして真に国が弔慰の意を表すべき者とは必ずしも限らないこと等に鑑み、戦後80周年に向けて、戦没者等の遺族の心情等を踏まえつつ、国として弔慰の意を表する方策について検討を行い、国民の理解と支持を得た上で必要な措置を講ずること。
 - 三、戦後70周年を迎え、先の大戦の記憶が風化しつつある現状に鑑み、当時の記憶及び教訓を次世代に継承していくため、学校教育の充実並びに啓発及び広報等の取組の更なる強化を図ること。
- 右決議する。

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案(閣法第23号)

(衆議院 27.4.14可決 参議院 4.20厚生労働委員会付託 4.24本会議可決)

【要旨】

本法律案は、厚生労働省所管の独立行政法人に係る改革を推進するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 中小企業退職金共済法の一部改正

独立行政法人勤労者退職金共済機構に、退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用に関する業務の適正な運営を図るため、資産運用委員会を置く。

第二 独立行政法人福祉医療機構法の一部改正

厚生労働大臣は、独立行政法人福祉医療機構に対する立入検査の権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。内閣総理大臣は、その委任された権限を金融庁長官に委任する。

第三 独立行政法人労働政策研究・研修機構法の一部改正

独立行政法人労働政策研究・研修機構に、役員として、理事2人以内を置くことができる。

第四 独立行政法人労働者健康福祉機構法の一部改正

一 法律の題名を「独立行政法人労働者健康安全機構法」に改めるとともに、法人の名称を独立行政法人労働者健康安全機構に改称する。

二 独立行政法人労働者健康安全機構に、役員として、理事5人以内を置くことができる。

第五 年金積立金管理運用独立行政法人法の一部改正

年金積立金管理運用独立行政法人に、役員として、年金積立金の管理及び運用の業務を担当する理事1人を置く。

第六 施行期日等

一 この法律は、一部を除き、平成28年4月1日から施行する。

二 独立行政法人労働安全衛生総合研究所は、この法律の施行の時ににおいて解散するものとし、国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時ににおいて独立行政法人労働者健

康安全機構が承継する。

三 独立行政法人労働安全衛生総合研究所法は、廃止する。

【附帯決議】 (27. 4. 23厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、独立行政法人労働安全衛生総合研究所及び独立行政法人労働者健康福祉機構の統合に当たっては、管理部門等の組織の効率化に努めるとともに、労働者の健康をめぐる諸課題が発生していることから、労働安全衛生総合研究所の労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と労災病院が持つ臨床研究機能との一体化による研究の充実など、統合による相乗効果を最大限発揮できるよう有効な措置を講ずること。なお、労災病院については、事業の適正化や独立行政法人国立病院機構との連携について引き続き取り組むこと。また、労働安全衛生総合研究所の調査研究業務については、両法人の統合により後退することがないように十分な体制を維持するため必要な措置を講ずること。さらに、労働者健康福祉機構が行っている未払賃金の立替払事業については、労働者とその家族の生活の安定を図るため、引き続き着実に実施すること。
 - 二、独立行政法人勤労者退職金共済機構については、中小企業退職金共済制度が中小企業従業員の老後の生活保障に重要な役割を果たしていることに鑑み、退職金の支払原資となる資産を安全かつ効率的に運用することが求められていることから、新たに設置する資産運用委員会の委員として、経済・金融等の専門知識を有しつつ労使の考えを代表して議論を行う者を参画させるとともに、同委員会がリスク管理機能を十分に発揮できるよう必要な措置を講ずること。また、中小企業退職金共済制度の更なる普及のため、広報活動等の取組の強化を図ること。
 - 三、独立行政法人福祉医療機構については、少子高齢化が進み福祉や医療が果たす役割に対する期待が高まる中、同機構が福祉及び医療の分野における政策金融機関としての役割を担っていることに鑑み、資金を必要とする社会福祉法人等に対する融資が適切に行われるように努めるとともに、金融庁検査の導入に当たっては、金融庁における必要な体制の整備等、検査の実効性を確保する措置を講ずること。また、廃止することが閣議決定されている年金担保貸付事業については、必要な代替措置を講じた上で廃止すること。
 - 四、独立行政法人労働政策研究・研修機構については、労働政策についての調査研究及びその成果を活用し厚生労働省の職員等に対する研修を実施していることに鑑み、効果的かつ効率的な事業運営や機能強化に努めること。
 - 五、年金積立金管理運用独立行政法人については、年金積立金が将来の年金給付の貴重な財源であることから、安全かつ効率的な運用に万全を期すため、ガバナンス体制の強化に向けた検討を進め、必要な措置を講ずること。また、基本ポートフォリオの変更に当たっては、株式市場及び債券市場に与える影響に配慮すること。
 - 六、独立行政法人勤労者退職金共済機構及び年金積立金管理運用独立行政法人における資産運用については、職員の専門性向上など運用体制の強化に努めるとともに、職員のコンプライアンスの徹底及び運用責任の明確化をより一層進めること。
 - 七、各独立行政法人の役員等の人選に際しては、当該分野に関する専門的知識を有することを重視するとともに、選任の過程における公正性及び透明性の確保に努めること。
- 右決議する。

農林水産省設置法の一部を改正する法律案(閣法第24号)

(衆議院 27. 5. 15可決 参議院 5. 18農林水産委員会付託 5. 22本会議可決)

【要旨】

本法律案は、農林水産業の成長産業化に向けて、地域における創意工夫を生かした取組を支援するため、農林水産省の地方支分部局の組織再編を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、地方農政局及び北海道農政事務所の所掌事務に、農林水産省の所掌事務に係る物資についての

輸出に関する事務及び農林水産省の所掌事務に関する相談に関する事務の規定を追加することとする。

二、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターに関する規定を削除することとする。

三、この法律は、平成27年10月1日から施行することとする。

【附帯決議】 (27.5.21農林水産委員会議決)

農林水産業・農山漁村の現場が抱える課題が多様化する中、これに迅速かつ的確に対処するためには、現場に即した農林水産行政を推進する体制の整備が喫緊の課題である。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 地域における農林水産業の育成はもとより、農政全般について、現場に伝え、現場から汲み上げ、現場とともに解決する機能を充実・強化するため、農林水産省本省及び地方農政局等において必要な定員を確保し、中長期的視点に立った採用、研修を通じて人材育成を行い、現場と農政を結ぶバランスの良い人員配置を行うとともに、専門性を要する職務に従事する職員の処遇改善及び職場環境の整備等に特段の努力を払うこと。また、都道府県及び市町村との連携を一層強化して、農林水産行政の推進に当たること。

二 農林水産物等の輸出に関する事務については、本省及び地方農政局等が一体となり、関係府省はもとより日本貿易振興機構を始め関係団体との緊密な連携の下、輸出促進が真に農林水産業・農山漁村の発展に資するよう、強力に推進すること。また、原発事故に伴う輸入規制措置の緩和・撤廃に向けて、諸外国・地域に正確な情報を提供した上で、科学的根拠に立った対応を引き続き要請すること。

三 東日本大震災の被災地における農林水産業の復旧・復興を迅速かつ着実に進めるため、担当地方参事官の相談業務等を通じて現地の意向の的確な把握を行い、関係府省が連携した実効ある施策展開につなげること。また、被災地等特別のニーズを有する地域における組織については、特段の配慮をすること。

四 統計調査・食品表示監視等の個別執行業務の外部化・合理化に当たっては、そのレベルの維持向上を旨として実施するとともに、特に、統計調査については政策構築の基礎データの提供という役割の重要性に鑑み、精度の低下を招くことのないよう、専門性の継続に十分留意すること。右決議する。

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第25号)

(衆議院 27.5.19可決 参議院 5.20国土交通委員会付託 6.3本会議可決)

【要旨】

本法律案は、九州旅客鉄道株式会社の自主的かつ責任ある経営体制の確立等を図るため、同社を旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の適用対象である会社から除外するとともに、当分の間、日本国有鉄道の改革の経緯を踏まえた経営を行うことを確保するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 九州旅客鉄道株式会社を、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の適用対象から除外することとする。

二 国土交通大臣は、路線の適切な維持、利用者利便の確保等について、九州旅客鉄道株式会社が完全民営化した後も事業運営上踏まえるべき指針を策定し、必要がある場合には勧告、命令等を行うことができることとする。

三 九州旅客鉄道株式会社の経営安定基金については、完全民営化後も同基金が果たしている路線の維持等の機能を実質的に確保するため、その全額を取り崩し、事業の運営に必要な費用に充てることとする。

四 その他所要の規定の整備を行うこととする。

五 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行す

ることとする。

【附帯決議】(27.6.2国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 JR九州は、純民間会社化後においても、輸送の安全があらゆることに優先する最も重要かつ基本的な事項であることに鑑み、輸送の安全の確保に万全を期すこと。また、施設の老朽化対応等の設備更新、鳥獣の衝突防止等に係る取組、防災・減災対策の推進及び運賃・料金の適切な水準の維持に鋭意努めるとともに、利用者ニーズに対応した適切な輸送力の確保及び利用者サービスの向上に努めること。
- 二 JR九州は、輸送の安全・安心の確保及び一層の向上等に資するよう、今後とも人材の確保及び技術・技能の適切な継承に努めること。
- 三 JR九州は、本法施行後にあっても、需要を積極的に開拓するなど、できる限り経営努力により鉄道路線の維持に努めるとともに、取り巻く環境の変化等を十分踏まえ、引き続き沿線地域の交通利便の確保に万全を期すべく沿線自治体等と密接な連携を図ること。
- 四 JR九州は、関連事業を展開するに際して、大量の利用者が集散する駅施設を保有すること等を十分に留意し、当該進出地域の振興、中小企業者への影響等について、適切な配慮を行うこと。
- 五 本法附則第2条第1項の指針は、JR九州の健全な経営に配慮し、過度の規制とならないよう適切に定めること。
- 六 本法附則第7条の経営安定基金の取崩し及び振替に際しては、JR九州の安定的経営が長期的に可能となるよう十分配慮するとともに、JR九州の経営の自由度が確保されるよう留意すること。
- 七 国等は、九州地区における鉄道を取り巻く厳しい経営環境を十分勘案し、適切な輸送の確保に向けて、所要の支援措置を講じること。また、今後、株式上場の動向等を勘案し、税制についてその在り方の検討に努めること。
- 八 JR北海道及びJR四国は、経営自立に向けた経営基盤の確立に努めるとともに、国は、両社を取り巻く現下の厳しい経営環境に鑑み、引き続き安全な輸送サービスの提供に資する鉄道のインフラの維持・強化、高速化等に対して所要の支援措置を講じること。また、JR貨物は、経営基盤の確立に努めるとともに、国は、物流政策として掲げる物流モーダルシフトの促進を目的として引き続き適切な支援措置を講じること。
- 九 人口減少や少子化等、鉄道事業を取り巻く環境が厳しさを増す中、交通政策基本法の理念に則り、JR各社は、民営鉄道やバス・タクシーなどとの連携を深めるとともに、国は、公共交通全体を見据えた輸送の在り方とJRの位置付けを踏まえつつ、上下分離方式など、地域との更なる連携に向けた具体的方策について検討に努めること。
- 十 国は、各鉄道事業者において、今後とも高齢者、身体障害者等の移動の円滑化を図るため、駅施設や車両のバリアフリー化がなされるよう必要な支援を行うこと。

右決議する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第26号)

(衆議院 27.5.29可決 参議院 6.10内閣委員会付託 6.17本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近における風俗営業の実情及びダンスをめぐる国民の意識の変化等に鑑み、客にダンスをさせる営業の一部を風俗営業から除外するとともに、設備を設けて深夜においても客に遊興をさせ、かつ、客に酒類の提供を伴う飲食をさせる営業について新たに許可制度を設けるほか、風俗営業の営業時間の制限について条例により緩和することができる範囲を拡大しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 客にダンスをさせる営業に係る規制の見直し

一 キヤバレー等に係る規制の見直し

設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる営業について、設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業に含まれるものとして、独立した号は設けない。

二 ナイトクラブ等に係る規制の見直し

設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業のうち、他の規定により風俗営業とされるもの以外のものを風俗営業から除外し、そのうち客に酒類を提供して営むものについては、第二の二の許可を受けた場合、深夜（午前0時から午前6時まで）においてもその営業を営むことができる。

三 ダンスホール等に係る規制の見直し

設備を設けて客にダンスをさせる営業を本法による規制の対象から除外する。

第二 特定遊興飲食店営業に関する規定の整備

一 用語の定義に関する規定の整備

- 1 「特定遊興飲食店営業」とは、ナイトクラブその他設備を設けて客に遊興をさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（客に酒類を提供して営むものに限る。）で、午前6時後翌日の午前0時前の時間においてのみ営むもの以外のもの（風俗営業に該当するものを除く。）をいう。
- 2 「特定遊興飲食店営業者」とは、二の許可等を受けて特定遊興飲食店営業を営む者をいう。

二 特定遊興飲食店営業の規制の新設

特定遊興飲食店営業を営もうとする者は、営業所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の許可を受けなければならない。

第三 良好な風俗環境の保全を図るための規定の整備

一 深夜に営まれる風俗営業等の営業所の周辺における客の迷惑行為の防止等に関する規定の整備

- 1 風俗営業者及び特定遊興飲食店営業者は、深夜においてその営業を営むときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、客が営業所の周辺において他人に迷惑を及ぼすことがないようにするために必要な措置を講じなければならない。
- 2 風俗営業者及び特定遊興飲食店営業者は、深夜においてその営業を営むときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、営業所ごとに、苦情の処理に関する帳簿を備え付け、必要な事項を記載するとともに、苦情の適切な処理に努めなければならない。

二 風俗環境保全協議会に関する規定の整備

- 1 公安委員会は、特に良好な風俗環境の保全を図る必要があるものとして条例で定める地域ごとに、当該地域を管轄する警察署長、当該地域の風俗営業又は特定遊興飲食店営業の営業所の管理者、地域住民等により構成される風俗環境保全協議会を置くように努めるものとする。
- 2 1の協議会は、地域における良好な風俗環境の保全に対する風俗営業等による悪影響を排除するために必要な対策について協議を行うなどするものとする。

第四 営業時間の制限の緩和に関する規定の見直し

午前0時以後において風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として政令で定める基準に従い都道府県の条例で定める地域内においては、午前0時以後の当該条例で定める時まで風俗営業を営むことができる。

第五 施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（27.6.16内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について万全を期すべきである。

- 一 今回の改正によって無許可での営業に対して罰則が設けられたことに鑑み、特定遊興飲食店営業に該当する営業形態を、広く関係者の意見を聴いた上で解釈運用基準等において明確に定める

とともに、都道府県警察において事業者からの相談に適切な対応がなされるよう、必要な措置を講ずること。また、これらを行うに当たっては、法の趣旨に十分配慮すること。

- 二 風俗営業及び特定遊興飲食店営業について、営業所の構造や設備等の基準を定めるに当たっては、照度及びその測定方法並びに面積について具体的かつ明確に定め、基準の趣旨や内容について周知を図ること。
- 三 特定遊興飲食店営業の営業可能な地域の指定に関しては、関係する事業者や地域住民の意見を聴いた上で、政令において適切に定めること。
- 四 本法の施行前から風俗営業や飲食店営業を営む者が、本法に基づく規制について円滑に対応できるよう周知し、行政手続法第6条の趣旨に鑑み、速やかに適切な措置を講ずること。
- 五 特定遊興飲食店営業者がその業務の適正化と営業の健全化を図ることを目的として組織する団体による自主的な取組を支援すること。
- 六 特定遊興飲食店営業の新設及び風俗営業の営業時間制限の緩和等に伴い、営業所の周囲の風俗環境が大きく変化する可能性があることから、風俗環境保全協議会を積極的に活用すること等により、良好な風俗環境が保全されるよう努めること。
- 七 本法の運用に当たっては、表現の自由、営業の自由等憲法等で保障されている基本的人権に配慮し、職権が濫用されることのないよう十分留意すること。
右決議する。

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法案(閣法第27号)

(衆議院 27.5.22可決 参議院 5.25総務委員会付託 5.29本会議可決)

【要旨】

本法律案は、我が国の事業者が蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対し資金供給その他の支援を行うことにより、我が国及び海外における通信・放送・郵便事業に共通する需要の拡大を通じ、当該需要に応ずる我が国の事業者の収益性の向上等を図り、もって我が国経済の持続的な成長に寄与することを目的とする法人として、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（以下「機構」という。）を設立しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、海外において電気通信事業、放送事業若しくは郵便事業又はこれらの関連事業を行う者を支援するため、総務大臣の認可により、機構を設立することとする。政府は、常時、機構の発行済み株式総数の2分の1以上を保有することとする。
- 二、機構の支援の対象となる事業者及び支援内容並びに株式又は債権の処分等の決定を客観的・中立的に行うため、機構に海外通信・放送・郵便事業委員会を置くこととする。
- 三、機構は、総務大臣の認可を受け、出資、資金の貸付け、専門家の派遣又は助言等の業務を営むこととする。
- 四、政府は、機構の社債や資金の借入れに係る債務について保証をすることができることとする。
- 五、この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(27.5.28総務委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、機構が海外における通信・放送・郵便事業の支援を行うに当たっては、我が国及び海外における通信・放送・郵便事業に共通する需要の拡大を通じ、当該需要に応ずる我が国の事業者の収益性の向上等を図り、もって我が国経済の持続的な成長に寄与するとの目的に沿い、また、民間が行えることは民間に任せるという基本的考えの下、民業補完の観点から、民間のニーズを適切に把握し、特に我が国中小事業者の参入促進に資することとなるよう努めるとともに、「官民ファンドの運営に係るガイドライン」に従って機構の活動の検証を適時的確に行うこと。また、組織の肥大化を招かないよう、機構の組織の在り方について適宜見直しを行うこと。

- 二、機構が支援する対象となる事業者への投資、融資等の金融機能が機構の主要な事業となることに鑑み、専門知識を有する民間の人材の確保及びその積極的な活用等が図られるよう努めるとともに、相手国との人的ネットワークの構築に積極的に取り組むこと。
- 三、機構が支援する対象事業については、我が国の通信・放送・郵便事業に関する技術等が十分活用され、投資事業全体として長期収益性の確保が図られるよう、これらの考え方を明らかにした支援基準を早急に定めること。
- 四、機構に設置され、支援の対象となる事業者及び支援の内容の決定等を行う海外通信・放送・郵便事業委員会は、機構が対象事業の支援を適正に行う上で重要な機関であることに鑑み、同委員会の客観的・中立的な判断や運営が確保されているを含め、機構に対し必要な監督を行うこと。
- 五、機構の取締役の人選等に当たっては、いやしくも機構が新たな天下り先との疑念を持たれることのないよう厳正に行うこと。
- 六、コンテンツの海外展開などに関し、機構と他の官民ファンド等との間において、役割の分担を行いつつ、密接な連携と協力を図るなど施策の効果的な実施に努めること。また、海外市場において我が国の企業の直面する課題や諸外国の取組、組織の実情等を把握し、機構を含めた支援体制の在り方について適宜必要な見直しを図ること。
右決議する。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案(閣法第28号)

(衆議院 27.4.28修正議決 参議院 5.13厚生労働委員会付託 5.27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、持続可能な医療保険制度を構築するため、医療保険制度の財政基盤の安定化、医療保険の保険料に係る国民の負担に関する公平の確保、医療保険の保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等の措置を講ずるほか、患者の申出に基づき厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養を保険外併用療養費の支給の対象とする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 国民健康保険法の一部改正

- 一 都道府県は、当該都道府県内の市町村（特別区を含む。）とともに、国民健康保険を行うものとする。
- 二 都道府県は、国民健康保険の財政の安定化を図るため財政安定化基金を設けるものとする。
- 三 国は、国民健康保険組合に対し、療養の給付等に要する費用の額等について、国民健康保険組合の財政力を勘案して100分の13から100分の32までの範囲内において政令で定める割合を乗じて得た額等を補助することができる。

第二 健康保険法の一部改正

- 一 被保険者が、厚生労働省令で定めるところにより、保険医療機関等のうち自己の選定するものから、患者申出療養等を受けたときは、その療養に要した費用について、保険外併用療養費を支給する。
- 二 国庫は、当分の間、全国健康保険協会が管掌する健康保険の事業の執行に要する費用のうち、被保険者に係る療養の給付等に要する費用の額等に1,000分の164を乗じて得た額等を補助する。

第三 高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正

- 一 都道府県は、6年ごとに、6年を1期として、都道府県医療費適正化計画を定めるものとする。
- 二 被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金の額の算定について、その額の全てを被用者保険等保険者の標準報酬総額に応じたものとする。

第四 施行期日

この法律は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第二の二は平成27年4月1日から、第

一の三、第二の一及び第三の一は平成28年4月1日から、第三の二は平成29年4月1日から施行する。なお、衆議院において、第二の二については、公布の日から施行する旨の修正が行われた。

【附帯決議】 (27.5.26厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、国民健康保険について

- 1 都道府県を市町村とともに国民健康保険の保険者とするに当たっては、都道府県と市町村との間の連携が図られるよう、両者の権限及び責任を明確にするとともに、国民健康保険事業費納付金の納付等が円滑に行われるよう必要な支援を行い、あわせて、市町村の保険者機能や加入者の利便性を損ねることがないように、円滑な運営に向けた環境整備を着実に進めること。また、都道府県内の保険料負担の平準化を進めるに当たっては、医療サービスの水準に地域格差がある現状に鑑み、受けられる医療サービスに見合わない保険料負担とならないよう配慮すること。
- 2 国民健康保険の保険料負担については、低所得者対策として介護保険には境界層措置があることも参考に、その在り方について検討するとともに、子どもに係る均等割保険料の軽減措置について、地方創生の観点や地方からの提案も踏まえ、現行制度の趣旨や国保財政に与える影響等を考慮しながら、引き続き議論すること。
- 3 国民健康保険に対する財政支援に当たっては、保険料の収納率の向上等、国民健康保険の運営面の問題の改善を図った上で、その財源を安定的に確保するよう努めること。また、財政支援の効果について、国民健康保険の持続可能な運営を確保する観点から、その評価及び検証を行うこと。
- 4 都道府県の財政安定化基金からの貸付け及び交付については、国民健康保険における市町村の財政規律を維持するため、それらの要件が適切に設定されるよう必要な措置を講ずること。
- 5 保険者努力支援制度の実施に当たっては、保険者の努力が報われ、医療費適正化に向けた取組等が推進されるよう、綿密なデータ収集に基づく適正かつ客観的な指標の策定に取り組むこと。
- 6 国民健康保険組合については、今後とも、自主的な運営に基づく保険者機能を発揮できるよう、必要な支援を行うとともに、定率補助の見直しに当たっては、対象となる被保険者が多いなど個々の組合の財政影響等を踏まえた特別調整補助金による支援や、定率補助の見直しに伴い保有すべき積立金が増加することへの対応など、補助率が引き下げられる組合に対する適切な激変緩和措置を検討すること。また、所得水準の高い組合に対する定率補助の見直しについては、実施状況の検証を行うこと。

二、高齢者医療制度及び被用者保険について

- 1 高齢者の医療費の増加等に伴い、現役世代の負担が大きくなっている中で、持続可能な医療保険制度の確立に向けて、更なる医療保険制度改革を促進するとともに、負担の公平性等の観点から高齢者医療制度に関する検討を行うこと。
- 2 前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金については、今後高齢化の一層の進展が見込まれていることを踏まえ、現役世代の拠出金負担が過大とならないよう、本法に規定された拠出金負担が特に重い保険者に対する拠出金負担軽減措置を講ずるとともに、将来にわたって高齢者医療運営円滑化等補助金の財源を確保するよう努めること。
- 3 後期高齢者支援金の総報酬割の拡大に当たっては、被用者保険の保険財政への影響の評価及び検証を行うとともに、被用者保険の保険者及び被保険者に十分な説明を行い、その理解と納得を得るよう努めること。
- 4 協会けんぽに対する国庫補助の在り方については、加入者の報酬水準が相対的に低いことに鑑み、その加入者の保険料負担が過重とならないようにするため、必要な財源の確保に努めること。

三、患者負担について

- 1 入院時食事療養費については、今後も引き続き、低所得者、難病患者及び小児慢性特定疾病

患者はもちろん、長期にわたり入院を余儀なくされている療養患者等への配慮を十分に行うこと。

- 2 紹介状のない大病院受診に係る定額負担の導入に当たっては、外来の機能分化促進の効果、低所得者等の受診状況の変化等を調査し、その結果に基づき適切な措置を講ずるとともに、定額負担の対象とならない症例等、事例の明確化及び積極的な周知を行うこと。

四、医療費適正化計画及び予防・健康づくりについて

- 1 特定健康診査及び特定保健指導の実施率、平均在院日数等の医療費適正化計画における指標については、医療費適正化効果の定量的な分析を行うとともに、今後の医療費適正化計画の指標の在り方については、地域医療の実態を分析し、地域医療構想を踏まえた指標を検討すること。
- 2 保健事業において保険者が実施する予防・健康づくりのインセンティブの強化に当たっては、保険者に対し好事例の周知に積極的に取り組むとともに、必要な医療を受けるべき者が受診を抑制し、重症化することがないように、インセンティブ付与の在り方について十分に検討すること。

五、患者申出療養について

- 1 患者申出療養については、患者からの申出が適切に行われるよう、患者が必要とする医薬品等の情報を容易に入手できる環境を整備するとともに、製薬企業から不適切な関与が起きないことを担保しつつ、医学的に適切な判断に基づいて、ヘルシンキ宣言及び「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に基づく臨床研究等として、患者申出療養が実施されるよう、患者等に対する相談体制及び倫理審査体制の整備、利益相反の適切な管理等必要な措置を講ずること。
- 2 患者申出療養の実施に当たっては、医の倫理及び被験者保護の確保と、その安全性及び有効性の確保を十分に行うとともに、患者の不利益とならないよう、また、患者に責任が押しつけられないよう、患者申出療養の実施に伴い、副作用、事故等が生じた場合に、患者が十分かつ確実に保護される枠組みとすること。
- 3 臨床研究中核病院が作成する実施計画については、患者申出療養に関する会議において厳格かつ透明性ある審議が迅速に行われるようにするとともに、保険収載に向けた評価が着実に実施されるよう、また、臨床研究計画の内容が国際水準を目指したものとなるよう、必要な措置を講ずること。
- 4 患者申出療養においては、円滑な制度の運用に資するため、負担が重くなる臨床研究中核病院等の医療機関に対し、必要な支援措置を講ずるとともに、患者申出療養に関わる医療従事者等が長時間労働にならないようにするなど、医療従事者等の負担について十分な配慮を行うこと。また、関係学会等に協力を要請し、患者申出療養において申出が予想される医薬品等のリスト化を行うなど、申請作業の迅速化及び効率化を図られるよう、所要の措置を講ずること。
- 5 評価療養の中で実施されている先進医療、最先端医療迅速評価制度及び国家戦略特別区域での先進医療に加え、新たに患者申出療養制度が設けられることにより、保険外併用療養費制度がますます複雑化することから、制度の効率化を図るとともに、国民にとって分かりやすいものとする。右決議する。

電気事業法等の一部を改正する等の法律案(閣法第29号)

(衆議院 27. 5. 21可決 参議院 5. 29経済産業委員会付託 6. 17本会議可決)

【要旨】

本法律案は、公益事業たる電気事業、ガス事業及び熱供給事業に係る制度の抜本的な改革を行うため、送配電等業務の運営における中立性の一層の確保を図るための法的分離、一般の需要に応じ導管によりガスを供給する事業を営もうとする者に係る経済産業大臣の登録制度の創設、熱供給事

業者に対する供給義務及び料金規制の廃止、独立した立場から電力等の取引の監視等を行う新たな行政組織の創設等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、電気事業法の一部改正等

- 1 一般送配電事業者・送電事業者が小売電気事業や発電事業を行うことを原則禁止する。
- 2 一般送配電事業者・送電事業者と、そのグループの発電事業者や小売電気事業者等に対し、取締役の兼職制限等の行為規制を措置する。
- 3 小売料金規制の経過措置について、適正な競争関係が確保されている供給区域では経過措置の解除を可能とする。
- 4 現在、一般電気事業者に認められている一般担保付社債の発行の特例を廃止する。ただし、施行後5年間は発行を可能とする経過措置を講ずる。

二、ガス事業法の一部改正

- 1 現在、一般ガス事業者には認められていない家庭等への供給を全面自由化するとともに、簡易ガス事業の許可制を廃止する。
- 2 ガス事業の類型を見直し、製造・一般ガス導管・特定ガス導管・小売の事業区分に応じた規制体系に移行する。
- 3 液化ガス貯蔵設備の第三者利用を促すため、第三者が利用する場合の約款の作成・公表等をガス製造事業者に義務付ける。
- 4 導管の建設・保守を着実に実施できるよう、一般ガス導管事業には地域独占と料金規制を措置する。また、事業者間の導管接続の協議を国が命令・裁定できる制度を創設する。
- 5 競争が不十分な地域においては、現在の一般ガス事業者に対し経過措置として料金規制を継続する。
- 6 ガス導管事業者に導管網の保安や需要家保有の内管の点検等を義務付けるとともに、ガス小売事業者に消費機器の調査等を義務付ける。
- 7 一定規模以上のガス導管事業者がガス製造事業やガス小売事業を行うことを原則禁止する。
- 8 一定規模以上のガス導管事業者と、そのグループのガス製造事業者やガス小売事業者等に対し、取締役の兼職制限等の行為規制を措置する。

三、熱供給事業法の一部改正

現在、許可制としている熱供給事業への参入規制を登録制とするとともに、料金規制や供給義務等を撤廃する。ただし、他の熱源の選択が困難な地域では、経過措置として料金規制を継続する。

四、経済産業省設置法等の一部改正

電力の取引の監視及び行為規制の実施等を業務とする「電力取引監視等委員会」を設立する。また、ガス及び熱供給に係る業務の追加にあわせ、同委員会を「電力・ガス取引監視等委員会」に改称する。

五、附則

政府は、電気事業及びガス事業の制度改革の各段階において、法律の施行の状況やエネルギー基本計画に基づく施策の実施の状況、需給状況等について検証を行い、その結果を踏まえ、必要な措置を講ずる。また、政府は、液化天然ガスの調達やガス工作物の保安の確保に支障が生じないよう必要な施策を推進する。

六、施行期日

この法律は、平成32年4月1日から施行する。ただし、二の1から6の規定及び五のガス事業に係る検証及び責務規定は公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日、二の7及び8の規定は平成34年4月1日、三の規定は公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日、四の規定は公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日、五の電気事業に係る検証規定は公布の日から施行する。

【附帯決議】(27.6.16経済産業委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 附則第74条及び附則第75条に基づく電力システム改革及びガスシステム改革の実施に係る検証に当たっては、改革の目的である電気・ガスの安定供給の確保と、小売に係る料金の最大限の抑制並びに使用者の選択の機会及び電気・ガス事業における事業機会の拡大を実現するため、改革の各段階での検証を適切な場で行い、電力・ガスのいずれについても、あらゆる可能性を排除することなく、検証の結果に基づき目的達成のために必要な措置を講じて着実に進めること。
- 二 原子力発電の稼働が進んでいない中で海外からの化石燃料の輸入が増加し、国民負担の増大が懸念されていること、電力が市場に十分に供給されることが市場における競争環境上重要であること、平成28年を目途に電力の小売全面自由化の実施が予定されていることを踏まえ、必要となる電力の需給状況の安定が確保されるための有効な措置を講ずること。また、今後増加する原子力発電所の廃炉の円滑な実施、新規制基準への対応、使用済燃料の処理や原子力損害賠償制度の在り方等の課題への適切な対処が可能となるよう、必要な措置について速やかに検討し、遅滞なく実施するものとする。
- 三 電力の小売全面自由化に伴って電力の安定供給が損なわれることのないよう、電力広域的運営推進機関の権能の適正な行使等を通じた必要な供給予備力の常時確保を図ること等により、万全の措置を講ずること。また、発電事業者、送配電事業者及び小売電気事業者が連携して災害時など緊急時における電力の安定供給を確保するための仕組みについて、復旧作業の安全確保はもとより、経験と技術を有する人材が関係事業者に確保、育成されるよう、十分な検討を行い、適切な措置を講ずること。
- 四 送配電部門の法的分離に当たっては、一般送配電事業者が需給調整、周波数維持等の最終的な安定供給責任を果たすために必要かつ十分な調整力・予備力を確実に確保できるようにすることに加え、通電・遮断の明確化を始め、従業者の作業安全が損なわれることのないよう、仕組み及びルールを適切に整備するものとする。
- 五 ガスの小売全面自由化、導管部門の法的分離に当たっては、保安の確保が大前提であることに鑑み、導管部門と新規参入者を含めた小売部門の連携が十分に図られるようにするとともに、経験と技術を有する人材の確保・育成、関連技術・技能の継承を十分に考慮するなど、不安の払拭に万全を期すこと。また、法的分離の対象となる事業者の範囲に関しては、公益的観点から導管部門の公正中立を確保するとの趣旨を踏まえ、欧米の動向等も参考にしつつ、適切な基準を設定すること。
- 六 今回のガスシステム改革においては、ガスの安定供給と小売料金の最大限の抑制を実現する上で、LNGの低廉かつ安定的な確保が重要であることから、官民連携の下、LNGの調達について全力を挙げるとともに、コージェネレーション・燃料電池の普及拡大策を始めとする天然ガスの利用拡大策を継続、推進していくこと。
- 七 電力、ガス及び熱供給の小売全面自由化の趣旨に照らし、規制料金に係る経過措置の対象については、需要家保護の観点に十分留意しつつ、エネルギー間の競争状況等についても慎重に見極め、電力・ガス取引監視等委員会の意見を聴いた上で指定を行うこと。また、経過措置の対象となる場合でも、委員会が競争状況等について継続的に監視・検討を行い、必要がなくなった時には、可及的速やかに規制料金を撤廃すること。
- 八 電力・ガス取引監視等委員会については、市場取引が一層公正・適切に進められるよう、強力に監視を行うものとする。また、委員会運営の公正性及び中立性に疑念を抱かれることがないよう、委員長及び委員の選任に当たっては、法の趣旨を踏まえ、電力会社及びガス会社に在職する者並びにこれらの会社の経営に影響力を与えてきた者の任命は厳に慎むとともに、業務の状況を毎年公表すること。さらに、電力・ガス・熱の取引の監視等のために必要最小限の組織とすること。
- 九 法的分離に伴う行為規制については、従業者の人事異動等の規制は労働者の権利の制約であるとの懸念から法律に明文規定が設けられていないことを踏まえ、特定の従業者を特定の業務に「従事させてはならない」とする規定については、「兼職を禁止する」という規定の趣旨に沿った運用を確保することとし、今後の詳細な制度設計や電力・ガス取引監視等委員会における基準や

ルールの検討・運用に際しては、電気事業及びガス事業の実態や関係者の意見を踏まえるとともに、客観性、透明性や中立性について十分な確保を図ること。また、過度な規制によって従業者の職業選択の自由や電力・ガスの安定供給及び保安の確保等に不可欠な人材の育成等に影響を与えないよう、兼職禁止の対象や範囲については、中立性確保の観点から必要かつ合理的な限度にとどめること。

- 十 電力・ガス・熱供給システム改革の遂行に際しては、今日まで電力・ガス等の安定供給を支えてきた電力・ガス等関連産業の労働者の雇用の安定や人材の確保・育成、関連技術・技能の継承に努めるとともに、改革の過程において憲法並びに労働基準法に基づく労使自治を尊重するものとする。また、電気事業の労働者について一定の形態の争議行為の禁止を定める「電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律」については、自由な競争の促進を第一義とする電力システム改革の趣旨と整合性を図るとともに、憲法上の労働基本権の保障も踏まえ、本改正法の施行後の検証時期に併せ、「労働政策審議会電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律の在り方に関する部会」報告における再検討の指摘に基づき、その廃止も含めた検討を行い、結論を得るものとする。
- 右決議する。

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案(閣法第30号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、外国人の技能実習における技能等の適正な修得等の確保及び技能実習生の保護を図るため、技能実習を実施する者及び実施を監理する者並びに技能実習計画についての許可等の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講じようとするものである。

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(閣法第31号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、介護の業務に従事する外国人の受入れを図るため、介護福祉士の資格を有する外国人に係る在留資格を設けるほか、出入国管理の現状に鑑み、偽りその他不正の手段により上陸の許可等を受けた者等に適切に対処するため、罰則の整備、在留資格取消事由の拡充等の措置を講じようとするものである。

独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案(閣法第32号)

(衆議院 27.9.3可決 参議院 9.7農林水産委員会付託 9.11本会議可決)

【要旨】

本法律案は、農林水産省所管の独立行政法人に係る改革を推進するため、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構等4法人の統合、国立研究開発法人水産総合研究センター等2法人の統合、独立行政法人農業者年金基金及び独立行政法人農林漁業信用基金の内部ガバナンスの高度化等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法の一部改正及び独立行政法人種苗管理センター等の解散等

独立行政法人種苗管理センター、国立研究開発法人農業生物資源研究所及び国立研究開発法人農業環境技術研究所を解散し、その権利及び義務は国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構(以下「研究機構」という。)が承継するとともに、研究機構の目的の改正、研究機構を代表する理事の設置及び研究機構の業務の範囲の変更等を行うこととする。

二、国立研究開発法人水産総合研究センター法の一部改正及び独立行政法人水産大学の解散等
法人の名称を国立研究開発法人水産総合研究センターから国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「研究・教育機構」という。）に改称するとともに、独立行政法人水産大学を解散し、その権利及び義務は、研究・教育機構が承継するほか、研究・教育機構の目的の改正、研究・教育機構を代表する理事の設置及び研究・教育機構の業務の範囲の変更等を行うこととする。

三、独立行政法人農業者年金基金法の一部改正

独立行政法人農業者年金基金の役職員等に対し、その職務上の秘密に対する保持義務を課すこととする。

四、独立行政法人農林漁業信用基金法の一部改正

1 秘密保持義務

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の役職員等に対し、その職務上の秘密に対する保持義務を課すこととする。

2 運営委員会

信用基金に、業務運営に関する重要事項を審議する運営委員会を置くこととする。

3 検査権限の委任

主務大臣は、信用基金及び受託者に対する立入検査の権限の一部を内閣総理大臣に委任することができることとし、内閣総理大臣は委任された権限を金融庁長官に委任することとする。

五、施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成28年4月1日から施行することとする。

【附帯決議】（27.9.10農林水産委員会議決）

農林水産省所管の各独立行政法人は国の施策を実施するための機関としてこれまで各方面で成果をあげてきたが、今後、より一層、法人の有する政策実施機能が十分に発揮され、法人の職員が誇りを持って職務を遂行し、経済成長や国民生活の向上に最大限貢献することが求められている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 農林水産関係の独立行政法人の改革に当たっては、研究所や教育機関の単なる組織統合にとどまらず、官民の役割分担、国と地方自治体の役割分担も踏まえ、我が国としての農林水産関係の研究開発体制及び教育訓練の在り方について再検討し、体系的な政策を打ち立てること。また、今回の改革が組織改編の集大成であることに鑑み、国民生活の向上のための研究や業務が遂行され、研究成果の最大化が図られるよう、安心して働きがいのある職場環境をつくること。

二 独立行政法人の組織の見直しに当たっては、当該法人職員の雇用の安定に配慮すること。また、独立行政法人の職員の給与等は、自主性及び自律性の発揮という制度本来の趣旨並びに職員に適用される労働関係法制度に基づき、法人の労使交渉における決定に基づき対応すること。

三 独立行政法人の統合に当たっては、研究員やその補助スタッフの削減を行わないなど、統合後の法人の事務及び事業が確実に遂行されるよう特に予算、人員に配慮すること。また、統合する各法人の事務及び事業の成果並びに国内外における知名度が維持されるよう、各研究所等の成果を踏まえ新たな独立行政法人組織の名称に統合前の名称を使用することについて十分配慮すること。

四 統合後の法人の組織と業務運営の効率化に関する検討に当たっては、これまでの人件費削減等の効率化目標により、施設の維持及び人材確保が困難となることを懸念されることを踏まえ、農林水産研究基本計画及び中長期目標の達成が図られるよう十分留意すること。特に、独立行政法人統合に伴う新たな効率化目標を検討する場合は、今後の法人運営に支障がないかの観点も十分留意すること。また、各法人の老朽化の著しい施設、研究機材については、国際競争力強化の観点からも早急に対策を講ずること。

五 研究予算の年度を越えた繰越しの運用の自由化、自己収入の増加・経費の節約へのインセンティブ強化等、独立行政法人にふさわしい柔軟な組織運営と事業評価をできるようにすること。

六 政府全体で対応している東日本大震災や原発事故に係る復旧及び復興対策並びに放射性物質の除染対策等に関する調査、研究、技術支援等に対応する独立行政法人の対策予算については特に

配慮し、早期の復旧・復興をめざすこと。

- 七 農業・食品産業技術総合研究機構の各研究機関等がつくば市に集積していることに鑑み、今般の組織統合の効果をあげるためにも、まち・ひと・しごと創生本部が進める政府機関の地方移転の検討に当たっては慎重に対応すること。また、統合後の水産研究・教育機構の施設配置についても、その機能の確保・向上、地域への波及効果等を総合的に検討し、慎重に対応すること。右決議する。

防衛省設置法等の一部を改正する法律案(閣法第33号)

(衆議院 27.5.15可決 参議院 5.20外交防衛委員会付託 6.10本会議可決)

【要旨】

本法律案は、防衛省の所掌事務をより効果的かつ効率的に遂行し得る体制を整備するため、防衛装備庁の新設、技術研究本部及び装備施設本部の廃止、内部部局の所掌事務に関する規定の整備、自衛官定数の変更、航空自衛隊の航空総隊の改編等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、防衛省の所掌事務に、所掌事務に係る国際協力に関することを追加する。
- 二、自衛官の定数を改める。
- 三、内部部局の所掌事務、官房長及び局長並びに防衛装備庁長官と幕僚長との関係並びに統合幕僚監部の所掌事務に関する規定を改める。
- 四、技術研究本部及び装備施設本部を廃止する。
- 五、防衛省の外局として防衛装備庁を置き、同庁の長官、任務、所掌事務及び職員について定めるとともに、防衛装備庁の設置等に伴う所要の規定の整備を行う。
- 六、航空自衛隊の航空総隊南西航空混成団に第9航空団を新編することに伴い、航空混成団の編成等に関し所要の規定の整備を行うほか、第9航空団司令部の名称及び所在地を規定する。
- 七、即応予備自衛官の員数を改める。
- 八、本法律は、公布の日から起算して10月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するほか、必要な施行期日を定めるものとする。

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第34号)

(衆議院 27.5.21可決 参議院 5.22内閣委員会付託 8.28本会議修正議決 ※)

※ 27.8.28、衆議院へ回付。9.3、衆議院同意。

【要旨】

本法律案は、個人情報の保護及び有用性の確保に資するため、特定の個人を識別することのできる符号を個人情報として位置付けるとともに、当該符号の削除等により個人情報の復元ができないように加工した匿名加工情報の取扱いについての規律を定め、個人情報等の取扱いに関し監督を行う個人情報保護委員会を設置するほか、預金等に係る債権の額の把握に関する事務を個人番号利用事務に追加しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、個人情報の保護に関する法律の一部改正
 - 1 本人の人種、信条、社会的身分、病歴等が含まれる個人情報を「要配慮個人情報」と定義する。
 - 2 「個人情報取扱事業者」の定義からその取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者を除く旨の規定を削る。
 - 3 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。
 - 4 個人情報取扱事業者は、一定の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

- 5 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による当該個人データの取得の経緯等を確認するとともに、当該個人データの提供を受けた年月日等の記録を作成し、一定の期間保存しなければならない。
- 6 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。
- 7 匿名加工情報取扱事業者等は、匿名加工情報を第三者に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。
- 8 認定個人情報保護団体は、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保のために、消費者の意見を代表する者その他の関係者の意見を聴いて、この法律の規定の趣旨に沿った指針を作成するよう努めなければならない。
- 9 特定個人情報保護委員会を改組して、個人情報保護委員会を設置し、個人情報取扱事業者の監督を行う主体を主務大臣から同委員会に改める。また、同委員会は匿名加工情報取扱事業者の監督を行う。
- 10 この法律の一定の規定は、国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連してその者を本人とする個人情報を取得した個人情報取扱事業者が、外国において当該個人情報又は当該個人情報を用いて作成した匿名加工情報を取り扱う場合についても適用する。
- 11 個人情報取扱事業者等が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

二、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正

- 1 地方公共団体が個人番号を独自に利用する場合における情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とする。
- 2 医療等分野その他の分野における個人番号の利用範囲・情報連携の範囲を拡充する。
- 3 預金保険機構等が行う金融機関破綻時の預金保険制度等における債権額の把握に関する事務において個人番号を利用できるものとする。

三、施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【修正要旨】

一、研修の実施

行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを保有し、又は保有しようとするときは、特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者に対して、政令で定めるところにより、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項等に関する研修を行うものとする。

二、個人情報保護委員会による検査等

- 1 特定個人情報ファイルを保有する行政機関、独立行政法人等及び地方公共団体情報システム機構は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、当該特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の取扱いの状況について個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）による検査を受けるものとする。
- 2 特定個人情報ファイルを保有する地方公共団体及び地方独立行政法人は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、委員会に対して当該特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の取扱いの状況について報告するものとする。

三、特定個人情報の漏えい等に関する報告

個人番号利用事務等実施者は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態が生じたときは、委員会に報告するものとする。

四、特定個人情報の保護を図るための連携協力

委員会は、特定個人情報の保護を図るため、内閣サイバーセキュリティセンターと情報を共有すること等により相互に連携を図りながら協力するものとする。

五、日本年金機構に係る経過措置

1 個人番号の利用に関する経過措置

日本年金機構は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から平成29年5月31日までの間において政令で定める日までの間においては、個人番号を利用して番号利用法別表第一の下欄に掲げる事務の処理を行うことができない。

2 情報照会及び情報提供に関する経過措置

日本年金機構は、番号利用法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から平成29年11月30日までの間において政令で定める日までの間においては、情報照会者及び情報提供者並びに条例事務関係情報提供者に該当しないものとする。

六、国の行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するための体制整備等についての検討

政府は、国の行政機関等が保有する個人情報の安全を確保する上でサイバーセキュリティに関する対策的確な策定及び実施が重要であることに鑑み、国の行政機関等におけるサイバーセキュリティに関する基準に基づく対策の策定及び実施に係る体制の整備等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

【附帯決議】（27.8.27内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 個人情報の定義等を政令等で定めるに当たっては、国民に分かりやすいものとなるよう、消費者や事業者等多様な主体から広く丁寧に意見を聴取し、保護対象を可能な限り明確化する等の措置を講ずること。
- 二 匿名加工情報の規定の趣旨が個人情報の利活用を促進するものであることに鑑み、個人情報取扱事業者が匿名加工情報を作成する際に必要となる基準を個人情報保護委員会規則で定めるに当たっては、その趣旨について十分に配慮すること。
- 三 国境を越えた個人情報の移転は、合理的で安全なサービスの提供を可能にし、社会に役立つものであることを踏まえ、海外における個人情報の保護を図りつつ、個人情報の移転を不当に阻害しないよう必要な措置を講ずること。
- 四 第三者提供に係る記録の作成等の義務については、その目的と実効性を確保しつつ、事業者に過度な負担とならないよう十分に配慮すること。
- 五 情報通信技術の進展、事業者の事業規模、財政状況等に応じた影響等を考慮した必要な措置を講ずることが重要であることから、個人情報保護委員会の委員、専門委員及び事務局については、民間における個人情報の利活用の実務について十分な知見と経験を持つ者、消費者保護に精通する者等をバランスよく登用するとともに、情報システム、情報セキュリティ等に関する高い識見を有する人材についても確保すること。また、同委員会が十全にその権限を行使し、その機能を発揮することができる体制を確保するため、事務局職員の定員の確保、高度な専門性を有する人材に対する処遇の充実、職場環境の整備等に特に努めること。
- 六 我が国の個人情報の保護水準が国際的に十分なものであることを諸外国に積極的に周知し、相互理解を深めるよう努めること。
- 七 情報通信技術の進展により、漏えいした個人情報の拡散が容易になるなどの環境変化の中で、個人の権利利益侵害を未然に防ぐことが一層重要になっていることから、民間におけるプライバシーを扱うあらゆる側面で情報が適切に取り扱われる環境をあらかじめ作り込むという考え方（プライバシー・バイ・デザイン）に基づく取組を支援し、さらなる個人情報の適正な取扱いの

確保を図ること。

- 八 情報セキュリティ対策が個人情報の保護の実効性の確保にとって重要であることから、個人情報取扱事業者等が講ずべき情報セキュリティ対策の在り方について検討し、必要な支援に努めること。
- 九 個人情報の漏えい等の防止その他の個人情報の安全管理が徹底されるよう、公的機関における個人情報の取扱いに係るセキュリティ環境の高度な監視を行う等システムの安全性を確保するとともに、情報セキュリティ対策を着実に実施するために必要かつ十分な人員・予算の継続的な確保その他必要な措置を講ずること。
- 十 平成27年5月に発生した日本年金機構の個人の年金情報流出事案により国民の不安が拡大したことに鑑み、日本年金機構のみならず国及び地方の行政機関、独立行政法人その他の個人情報を取り扱う公的機関において、個人情報を取り扱う業務に従事する者のICTの知識とモラルの向上、法令・情報セキュリティポリシーの遵守の徹底を図るため、研修の実施など継続的な人材育成に必要な措置を講ずることにより、個人情報の保護に万全の内部統制を構築すること。また、特定個人情報を取り扱う公務に従事する者又は従事していた者について、守秘義務違反に対する厳罰化等の措置を検討すること。
- 十一 マイナンバー制度に係る地方公共団体のシステム整備及び情報セキュリティ対策の実施について、地方公共団体の財政負担並びに当該システム整備及び情報セキュリティ対策に従事する職員の業務負担を軽減するため、地方公共団体からの意見を十分に考慮し、必要な措置を検討すること。
- 十二 個人番号カードの公的個人認証機能の利用時における本人認証方法について、生体認証の導入を含め、より安全かつ簡易な方法を検討すること。
- 十三 高度サイバー攻撃が大きな脅威となっていること、サイバー攻撃の技術が日進月歩進化していることに鑑み、特に政府機関においてはサイバー攻撃の標的とされる蓋然性が高い業務領域を選定し、当該業務領域に係るリスク評価に基づく情報セキュリティ対策を徹底的に実施すること。併せて政府機関が統一的で効率的な運用を行えるよう体制を整備すること。
- 十四 ビッグデータ時代の科学技術研究及び産業界のイノベーションを先導する役割を果たすデータ分析官の育成を促進するため、専門教育組織の設置など、必要な基盤の整備に努めること。
- 十五 本法の施行後も継続的に教育、広報その他の活動を通じて、個人情報及び匿名加工情報の適正な取扱いの下での利活用の推進に関する国民の理解と信頼を深めるよう努めること。また、番号利用法の施行までに、マイナンバー制度の趣旨及び内容について国民に周知徹底を図り、その理解と協力が得られるよう、所要の措置を講ずるとともに、番号利用法の施行後も必要に応じ広報啓発に努めること。

右決議する。

国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律案(閣法第35号)

(衆議院 27.6.11可決 参議院 6.17文教科学委員会付託 7.1本会議可決)

【要旨】

本法律案は、量子に関する科学技術の水準の向上を図るため、日本原子力研究開発機構の量子ビーム研究及び核融合研究に係る業務を、放射線医学総合研究所に集約する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、法律の題名を国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法に改めるとともに、法人の名称を国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構に改める。
- 二、法人の目的に、量子科学技術に関する基礎研究及び量子に関する基盤的研究開発等を行うことにより、量子科学技術の水準の向上を図ることを追加する。
- 三、法人の業務の範囲に、量子科学技術に関する基礎研究及び量子に関する基盤的研究開発等を行うことを追加する。

四、この法律は、一部を除き、平成28年4月1日から施行する。

【附帯決議】(27.6.30文教科学委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、我が国の放射線医学の研究において、放射線医学総合研究所がこれまで中心的な役割を果たしてきたことに鑑み、法人の名称が変更された後も、量子科学技術研究開発機構において、原子力災害からの復興支援を目的とする低線量被ばくに係る研究等を含め、引き続き放射線医学に関する科学技術の水準の向上が図られるよう、人的・物的体制の拡充に万全を期すること。
- 二、現在、先進医療となっている重粒子線がん治療への早期の保険適用に向け、放射線医学総合研究所を始めとする関係機関が一体となって、治療の安全性、有効性に関する症例データの集積・解析等の取組を進めること。
- 三、日本原子力研究開発機構は、専門人材と施設を有する我が国唯一の原子力の総合的研究開発機関としての使命を改めて認識し、引き続き国民からの信頼回復に向けた取組に全力を注ぐこと。
右決議する。

水銀による環境の汚染の防止に関する法律案(閣法第36号)

(衆議院 27.5.26可決 参議院 6.1環境委員会付託 6.12本会議可決)

【要旨】

水銀については、環境中における残留性及び生物への蓄積性を有し、並びに人の健康及び生活環境への影響を生ずるおそれがある物質であることに鑑み、我が国における水俣病の重要な教訓も踏まえ、国際的に協力して地球規模での環境の汚染を防止する必要性が認識されている。このような状況の中で、平成25年10月に我が国で開催された外交会議で、水銀に関する水俣条約が採択された。本法律案は、この条約の的確な実施を確保するための所要の国内法整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、我が国における水銀対策の全体像を明示し、広範な関係者の取組を総合的かつ計画的に進めるため、主務大臣により水銀等による環境の汚染の防止に関する計画を策定することとする。
- 二、何人も、水銀鉱を掘採してはならないこととする。
- 三、特定の水銀使用製品の製造を原則として禁止することとし、条約で認められた用途のために製造される場合に限り許可することとする。また、既存の用途として把握されていない新たな用途のための水銀使用製品については、当該製品の利用が人の健康の保護又は生活環境の保全に寄与する場合でなければその製造又は販売をしてはならないこととする。さらに、国、市町村、事業者は、水銀使用製品を適正に回収していくために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。
- 四、何人も、特定の製造工程において水銀等を使用してはならないこととする。
- 五、何人も、業として金鉱から水銀等を使用する方法によって金の採取を行ってはならないこととする。
- 六、主務大臣は、その貯蔵に係る水銀等による環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針を定めることとし、環境の汚染を防止するために必要があると認めるときは、当該水銀等貯蔵者に対して必要な勧告ができることとする。また、当該水銀等貯蔵者は定期的に主務大臣に貯蔵の状況等に関する報告をしなければならないこととする。
- 七、主務大臣は、その管理に係る水銀含有再生資源による環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針を定めることとし、環境の汚染を防止するために必要があると認めるときは、当該水銀含有再生資源管理者に対して必要な勧告ができることとする。また、当該水銀含有再生資源管理者は定期的に主務大臣に管理の状況等に関する報告をしなければならないこととする。
- 八、この法律は、一部の規定を除き、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

【附帯決議】(27.6.11環境委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、水銀等による環境の汚染の防止に関する計画については、関係行政機関の一層の連携の下、地方公共団体及び関係事業者等の意見を十分反映した上で早期に策定するとともに、水銀等による環境の汚染の防止に関する措置を総合的かつ一体的に推進すること。また、その実効性を中長期的に担保していくため、適時適切に計画の見直しを行うこと。
- 二、水銀使用製品が廃棄物となった際の適正な回収・処理が確実に行われるようにするため、国は回収等の枠組みの構築に積極的に関与すること。その際、財政的支援を含め市町村等の取組を促進するために必要な措置を講ずるよう努めること。また、水銀使用製品の製造・輸入者に対し、製品を製造・輸入した責任を踏まえ積極的に回収を促す等の措置を講ずること。
- 三、廃金属水銀等の長期管理については、国民の安全と安心を確保するため、水銀の安定化技術及び処分技術に関する調査研究を継続的に推進することを始め、国が積極的に関与すること。
- 四、水銀による環境の汚染を防止するためには水銀に関する正しい知識が重要であることに鑑み、官民一体となってその知識の普及啓発に取り組むこと。
- 五、退蔵されている水銀血圧計及び水銀体温計については、将来的な不適正処理のリスクを低減するため短期間に集中的に回収・処分していくことが望ましいことから、市町村及び事業者団体等と連携し効率的に回収等を行う枠組みを早期に構築、実施すること。
- 六、我が国から輸出される水銀等が、途上国における零細小規模金採掘などに使用されることによって健康被害や環境汚染を引き起こすことを防止するため、最終用途や最終需要者を厳格に確認するなど水銀等の輸出入管理を徹底し、実効性ある枠組みを構築すること。
- 七、水俣病の経験と教訓を踏まえ、国際的な水銀対策を牽引すべき我が国は、水銀を多く使用・排出している途上国の水銀に関する水俣条約への参加を促進するため、能力形成及び技術援助等の支援により貢献していくこと。また、我が国の優れた水銀の使用・排出低減技術やリサイクルシステム等の水銀管理技術の海外展開を図っていくための体制を構築し、世界的な水銀使用の低減に寄与していくこと。
- 八、鉛、カドミウム等の水銀以外の有害重金属についても、その環境リスクの削減に向け、国際的な動向を注視しつつ、我が国の知見と経験を生かして、関係行政機関と連携の下、積極的な国際貢献を図ること。

右決議する。

大気汚染防止法の一部を改正する法律案(閣法第37号)

(衆議院 27. 5. 26可決 参議院 6. 1環境委員会付託 6. 12本会議可決)

【要旨】

水銀については、環境中における残留性及び生物への蓄積性を有し、並びに人の健康及び生活環境への影響を生ずるおそれがある物質であることに鑑み、我が国における水俣病の重要な教訓も踏まえ、国際的に協力して地球規模での環境の汚染を防止する必要性が認識されている。このような状況の中で、平成25年10月に我が国で開催された外交会議で、水銀に関する水俣条約が採択された。本法律案は、この条約の的確な実施を確保するための所要の国内法整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、水銀等の大気中への排出規制の実効性を確保するため、条約の規定に基づき規制が必要な施設を水銀排出施設とし、当該施設の設置等について都道府県知事に届け出なければならないこととする。
- 二、水銀排出施設の排出口の水銀濃度の排出基準を定め、当該施設から水銀等を大気中に排出する者に対して排出基準の遵守を義務付けることとする。また、排出基準の遵守義務違反に係る改善勧告等及び改善命令等の制度を設けることとする。
- 三、水銀排出施設以外の施設であっても、水銀等の大気中への排出量が相当程度多い施設を要排出抑制施設として指定し、その設置者に対し、水銀等の大気中への排出を抑制するための自主的取

組を実施することを責務として求めることとする。

四、この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】 (27.6.11環境委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、水銀に関する水俣条約の趣旨を積極的に捉える観点から、要排出抑制施設の設置者の自主的取組のみならず、実効的な水銀等の大気中への排出抑制策となるよう、中央環境審議会等の評価を踏まえ必要な措置を講ずること。

二、水銀等の大気中への実効的な排出抑制を実現するため、事業活動に伴う水銀等の大気中への排出の状況に大幅な変化が見込まれる場合には、臨機応変に排出規制・排出抑制措置が講じられるよう、制度の在り方について検討すること。

三、国が水銀等の大気中への排出状況を把握することは、水銀に関する水俣条約で規定される目録の作成においても必要不可欠なものであることに鑑み、事業者へ水銀等の大気中への排出状況の報告を求めるための実効ある枠組みを構築すること。また、水銀の大気排出に関する目録の精度の維持・向上に向けて、不断の検討を行うこと。

右決議する。

道路交通法の一部を改正する法律案(閣法第38号) (先議)

(参議院 27.4.13内閣委員会付託 4.17本会議可決 衆議院 6.11可決)

【要旨】

本法律案は、最近の交通情勢に鑑み、75歳以上の運転者に対する臨時の認知機能検査制度を導入するとともに、運転免許の種類として準中型自動車免許を新設しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、高齢運転者対策の推進を図るための規定の整備

1 臨時認知機能検査に関する規定の整備

公安委員会は、75歳以上の者（運転免許を現に受けている者に限る。）が認知機能が低下した場合に行われやすい一定の違反行為をしたときは、その者に対し、臨時に認知機能検査を行うものとする。

2 臨時高齢者講習に関する規定の整備

公安委員会は、1の認知機能検査を受けた者が、一定の基準に該当するときは、その者に対し、当該認知機能検査の結果に基づいて高齢者講習を行うものとする。

3 臨時適性検査等に関する規定の整備

公安委員会は、認知機能検査を受けた者が、認知症のおそれがあることを示す一定の基準に該当したときは、臨時に適性検査を行い、又はその者に対し一定の要件を満たす医師の診断書を提出すべき旨を命ずるものとする。

二、運転免許の種類等に関する規定の整備

1 自動車及び運転免許の種類に関する規定の整備

ア 自動車の種類として、新たに準中型自動車を設ける。

イ 運転免許の種類として、新たに、準中型自動車免許（以下「準中型免許」という。）及び準中型自動車仮免許（以下「準中型仮免許」という。）を設ける。

ウ 準中型自動車を運転しようとする者は準中型免許を、準中型自動車を運転することができる第一種運転免許又は第二種運転免許を受けずに練習等のために準中型自動車を運転しようとする者は準中型仮免許を、それぞれ受けなければならない。

2 運転免許の欠格事由等に関する規定の整備

ア 18歳に満たない者に対しては準中型免許及び準中型仮免許を与えない。

イ 準中型免許を受けようとする者は、公安委員会が行うその受けようとする運転免許に係る

自動車の運転に関する講習及び応急救護処置に関する講習を受けなければならない。

3 再試験等に関する規定の整備

- ア 公安委員会は、準中型免許を受けた者で当該免許を受けた日から1年間に違反行為をし、一定の基準に該当することとなった者に対し、再試験を行うものとする。
- イ 準中型免許を受けた者で、当該免許を受けていた期間が通算して1年に達しないものは、初心運転者標識を付けないで準中型自動車を運転してはならない。

三、その他

酒気帯び運転又は過労運転等の違反行為をし、よって交通事故を起こし、人を傷つけた場合について、運転免許の効力の仮停止の対象とする。

四、施行期日等

1 施行期日

- ア イを除き、この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- イ 三については、公布の日から施行する。

2 所要の経過措置を設ける。

【附帯決議】(27.4.16内閣委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について万全を期すべきである。

- 一 臨時適性検査等の対象者の大幅な増加が想定されることから、同検査等を実施する専門医の確保に努めること。また、医師の数が少ない地域の臨時適性検査等の対象者には、認知症に係る診断を行うことができる医師の紹介を行うなど、その実情に応じきめ細やかな運用を行うこと。
- 二 臨時適性検査等における認知症に係る診断については、受診する医師によってその診断に差異が生じることがないように、専門的知見による検討を加えた上で適切な措置を講ずること。
- 三 高齢者講習については、その受講者数の増加等により、一部の地域では受講を申し込んだ者が受講まで長期間待たされたり、不便な場所で受講せざるを得ないなどの問題が生じていることに鑑み、指定自動車教習所等が行う受講者の受入体制の拡充ができるよう適切に支援すること。特に臨時高齢者講習の実施に当たっては、受講者の負担をできる限り軽減するため、実施場所、実施方法等について検討を加え、適切な措置を講ずること。
- 四 臨時認知機能検査等を行う旨を通知するに当たっては、プライバシー等に十分配慮しつつ通知の内容が的確に高齢者に伝わるよう努めることにより、対象者の確実な受検等を担保すること。
- 五 運転免許の取消しとなった高齢者に対する移手段の確保については、地方自治体等とも連携しながら中長期的な視点も含め適切に対策を講じていくこと。
- 六 準中型自動車運転免許を受けた者の初心運転者標識表示義務に係る規定及び初心運転者標識を表示した準中型自動車に対する保護義務の在り方に関しては、本法施行後の事故の発生状況等を分析し、その結果に基づき、速やかに必要な見直しを行うこと。

右決議する。

独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律案(閣法第39号)(先議)

(参議院 27.4.15文教科学委員会付託 4.22本会議可決 衆議院 5.19可決)

【要旨】

本法律案は、平成25年12月24日に閣議決定された「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」を踏まえ、独立行政法人国立大学財務・経営センターを独立行政法人大学評価・学位授与機構に統合するための所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、独立行政法人国立大学財務・経営センターを解散し、その業務の一部を独立行政法人大学評価・学位授与機構に承継させる。
- 二、独立行政法人大学評価・学位授与機構の名称を独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に改称する。

三、独立行政法人国立大学財務・経営センターが解散することに伴い、権利義務の承継等所要の経過措置を定める。

四、この法律は、平成28年4月1日から施行する。ただし、一部の規定は、公布の日から施行する。

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第40号)(先議)

(参議院 27.4.13経済産業委員会付託 4.24本会議可決 衆議院 7.7可決)

【要旨】

本法律案は、我が国経済を中長期にわたる低迷の状態から脱却させ、持続的発展の軌道に乗せるためには、経済社会情勢の変化に対応して、中小企業者の事業活動の活性化を一層図ることが重要であることに鑑み、各省各庁の長等が新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針を定めることとするとともに、中小企業者による地域産業資源を活用した事業活動を促進するための支援措置を拡充する等の措置を講ずるほか、独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務として市町村が行う中小企業者の事業活動を支援する事業に対する協力業務を追加する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部改正

- 1 この法律において「新規中小企業者」とは、中小企業者であって、事業を開始した日以後の期間が10年未満の個人又は設立の日以後の期間が10年未満の会社をいう。
- 2 国等は、国等を当事者の一方とする契約で国等以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し国等が対価の支払をすべきものを締結するに当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会の増大を図るように努め、新規中小企業者及び組合を国等の契約の相手方として活用するように配慮しなければならない。
- 3 国等の契約に関し、毎年度、国は、中小企業者の受注の機会の増大を図るための基本方針を作成するとともに、各省各庁の長及び公庫等の長は、同基本方針に即した中小企業者に関する契約の方針を作成する。
- 4 各省各庁の長等は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、新規中小企業者をはじめとする中小企業者との間でした国等の契約の実績の概要を経済産業大臣に通知し、経済産業大臣は、当該通知を受けたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。
- 5 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、各省各庁の長及び公庫等の長の依頼に応じて、中小企業者の受注の機会の増大を図るために必要な情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

二、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の一部改正

- 1 「地域産業資源活用事業」の対象に、地域産業資源である農林水産物又は鉱工業品の生産活動の体験その他の活動をその特徴とする役務の開発、提供又は需要の開拓を追加する。
- 2 この法律において「地域産業資源活用支援事業」とは、地域産業資源活用事業を行う者に対して行う地域産業資源を活用した商品又は役務の需要の動向に関する情報の提供、地域産業資源活用事業を行う者の求めに応じて行う当該地域産業資源活用事業の実施についての指導又は助言その他の取組により、地域産業資源活用事業の円滑な実施を支援する事業をいう。
- 3 関係市町村の長は、地域産業資源の内容に関し、都道府県知事に対し意見を申し出ることができる。
- 4 地域産業資源活用事業の実施に協力する者がある場合は、当該者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容を地域産業資源活用事業計画に記載しなければならない。
- 5 一般社団法人等が、地域産業資源活用支援事業計画を作成し、主務大臣の認定を受けた場合、当該計画に基づく事業に関し、中小企業信用保険法、食品流通構造改善促進法の特例措置を講ずる。
- 6 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定地域産業資源活用事業者等に対して資金の貸付

けを行う市町村に対し、必要な資金の一部を貸し付ける等の業務を行う。

7 都道府県及び市町村は、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動を促進するための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努める。

三、独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正

1 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、市町村の行う中小企業者の事業活動の支援に関し必要な協力を行う。

2 主務大臣は、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び受託者に対する立入検査の権限の一部を内閣総理大臣に委任することができ、内閣総理大臣は、委任された権限を金融庁長官に委任する。

四、施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

五、検討

政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

【附帯決議】(27.4.23経済産業委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 国等の契約の基本方針の策定及び毎会計年度又は毎事業年度終了後の契約実績の概要の公表に当たっては、官公需総額に占める新規中小企業者向け契約額の割合等を明示すること。

二 官公需における中小企業者の受注機会の増大を図るに当たっては、予定価額の適正さを確保するとともに、契約の競争性・透明性・公平性と中小企業者に対する配慮のバランスの確保に一層努めること。また、官公需の発注に際しては、小企業者（おおむね従業員5人以下）を含む小規模事業者の特性を踏まえた配慮を行うほか、官公需適格組合制度の活用促進に努めるとともに、本法を始めとする官公需に関する法制度・施策の趣旨について、各発注者に対する十分な周知徹底に努めること。併せて、地方公共団体に対しても、官公需における中小企業者の受注機会の増大に向けた一層の取組を促すこと。

三 新規中小企業者等を国等の契約の相手方とするに当たっては、真に配慮が必要な新規中小企業者等の受注機会が喪失することのないよう、いわゆるみなし大企業の取扱いについて厳格な確認を行うことが可能となる制度設計とすること。

四 ベンチャー企業の支援策については、従前の施策に対する評価及び検証を十分に行った上で、起業準備段階に始まり、起業、成長の各段階においてその成長過程に応じた支援をベンチャー企業が受けられるよう、資金、経営ノウハウ、人材、情報等について適切かつ総合的な支援に努めること。

五 地域産業資源活用事業及び地域産業資源活用支援事業の実施に際しては、各事業の効果を測る評価指標を確立するとともに、事業の実施状況を的確に把握すべく関係地方公共団体等と密に連携しながら適切なフォローアップを行うこと。

六 地域におけるエネルギーの地産地消を実現するための分散型エネルギー社会の構築が地域経済の活性化や雇用の創出につながることに鑑み、再生可能エネルギー資源の導入促進に加え、関係府省で協力し、林業や農業等の他産業との有機的な連携の推進を図るなど、中小企業者を中心とした地域における産業資源としてのエネルギー資源の開発及び利活用の取組に対し、十分な支援を行うこと。

七 本法に盛り込まれた官公需に係る情報の集約・提供、市区町村への協力業務を含め、近年、独立行政法人中小企業基盤整備機構の役割が拡大していることに鑑み、同機構が求められる役割を着実に果たすことができるよう、適切な指導・支援を行うこと。また、同機構の貸付業務に当たっては、従来から指摘されている高度化融資の課題を踏まえ、国民負担を増大させることがないよう適正な債権管理等に努めること。

- 八 地域産業資源の活用を含めた中小企業者に対する各種支援施策については、事業者にとってより分かりやすいものとなるよう、積極的な周知に努めるとともに、施策の再評価を行った上で、必要に応じて類似の施策の統合や整理を行い、事業者にとって簡素で利用しやすい体系に再構築すること。
- 右決議する。

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第41号)

(衆議院 27. 5. 19修正議決 参議院 5. 20法務委員会付託 6. 5本会議可決)

【要旨】

本法律案は、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の施行の状況に鑑み、審判に著しい長期間を要する事件等を裁判員の参加する合議体で取り扱うべき事件から除外することを可能とする制度を導入するほか、裁判員等選任手続において犯罪被害者の氏名等の情報を保護するための規定を整備する等所要の法整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 長期間の審判を要する事件等の対象事件からの除外

審判に要すると見込まれる期間が著しく長期にわたる事件等について、例外的に、裁判員の参加する合議体で取り扱う事件から除外し、裁判官のみの合議体で審判を行い得ることとする。

二 重大な災害に関する裁判員となることについての辞退事由の追加

重大な災害により生活基盤に著しい被害を受け、その生活の再建のための用務を行う必要がある裁判員候補者は、裁判員となることについて辞退の申立てをすることができることとする。

三 非常災害時における裁判員候補者等の呼出しをしない措置

著しく異常かつ激甚な非常災害により交通が途絶するなどした地域に住所を有する裁判員候補者等については、裁判員等選任手続への呼出しをしないことができることとする。

四 裁判員等選任手続における被害者特定事項の取扱い

- 1 裁判官、検察官、被告人及び弁護人は、被害者の氏名、住所等の被害者特定事項を公開の法廷で明らかにしない旨の決定があった事件の裁判員等選任手続においては、裁判員候補者に対し、正当な理由がなく、被害者特定事項を明らかにしてはならないこととする。
- 2 裁判員候補者又は裁判員候補者であった者は、裁判員等選任手続において知った被害者特定事項を公にしてはならないこととする。

五 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、施行3年後の見直し規定の附則への追加の修正が行われた。

【附帯決議】(27. 6. 4法務委員会議決)

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 長期間の審判を要する事件等の裁判員対象事件からの除外手続については、司法の国民的基盤の確立を目的とする裁判員制度の趣旨に鑑み、その決定は極めて例外的な措置であることを踏まえた的確な運用がなされるよう周知徹底すること。
- 二 裁判員制度施行後の辞退率の上昇及び出席率の低下について十分な調査を行うとともに、裁判員裁判に対する国民の参加意欲を高めるため、法教育や裁判員制度の意義及び内容に関する広報啓発活動を拡充し、裁判員経験者の体験を広く国民が共有できるよう努めること。
- 三 裁判員の心理的負担を緩和するための方策の推進及び裁判員等の守秘義務の範囲の明確化について更に取り組むとともに、裁判員制度の運用を注視しつつ、守秘義務の在り方全般にわたって引き続き十分な検討を行うこと。
- 四 地方公共団体、企業等との協力体制を強化して、特別な有給休暇制度の導入や託児・介護施設の優先的利用等、仕事や家庭を持つ国民が裁判員等として活動しやすい環境の整備について更に積極的に取り組むこと。
- 五 本法附則に基づく3年経過後の検討の場を設けるに当たっては、国民の視点からの見直しの議

論が行われることの重要性を踏まえ、裁判員経験者、犯罪被害者、法廷通訳人などの裁判員裁判関係者の意見が反映されるようにすること。

- 六 当該検討に当たっては、国民の司法に対する理解・支持を更に深め、司法の国民的基盤をより強固なものとして確立する観点から、裁判員制度の対象の範囲、死刑事件についての裁判員制度の在り方、公判前整理手続の在り方等について着目し、十分な検討を行うこと。
右決議する。

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(閣法第42号)

(衆議院 27.8.7修正議決 参議院 8.21法務委員会付託 継続審査)

【要旨】

本法律案は、刑事手続における証拠の収集方法の適正化及び多様化並びに公判審理の充実化を図るため、取調べの録音・録画制度、証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度、証人等の氏名等の情報を保護するための制度等を創設するとともに、犯罪捜査のための通信傍受の対象事件の範囲の拡大、被疑者国選弁護制度の対象事件の範囲の拡大等の措置を講じようとするものである。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第43号)

(衆議院 27.6.19可決 参議院 7.8厚生労働委員会付託 9.9本会議修正議決 ※)

※ 27.9.9、衆議院へ回付。9.11、衆議院同意。

【要旨】

本法律案は、派遣労働者の一層の雇用の安定、保護等を図るため、特定労働者派遣事業の制度を廃止するとともに、労働者派遣の役務の提供を受ける者の事業所その他派遣就業の場所ごとに派遣可能期間を設ける等の所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 一般労働者派遣事業と特定労働者派遣事業の区別を廃止し、労働者派遣事業を全て許可制とする。

二 厚生労働大臣は、労働者派遣法の規定の運用に当たっては、派遣就業は臨時的かつ一時的なものであることを原則とするとの考え方を考慮しなければならない。

三 派遣元事業主は、無期雇用派遣労働者に係る労働者派遣等を除き、派遣先の事業所その他派遣就業の場所における組織単位ごとの業務について、3年を超える期間継続して同一の派遣労働者に係る労働者派遣を行ってはならない。

四 派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの業務について、無期雇用派遣労働者に係る労働者派遣等を除き、派遣元事業主から派遣可能期間である3年を超える期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けてはならない。派遣先は、意見聴取期間に、過半数労働組合等の意見を聴き、3年を限り、派遣可能期間を延長することができる。これを更に延長しようとするときも、同様とする。

五 派遣元事業主は、派遣先の事業所その他派遣就業の場所における同一の組織単位の業務について継続して3年間当該労働者派遣に係る労働に従事する見込みがある特定有期雇用派遣労働者に対し、派遣先に対し、当該派遣労働者に対して労働契約の申込みをすることを求めること等の措置を講じなければならない。

六 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者が派遣就業に必要な技能及び知識を習得することができるように教育訓練を実施しなければならない。また、派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者から求めがあったときは、均衡を考慮した待遇の確保のために考慮した事項について説明しなければならない。

七 派遣先は、派遣労働者について、当該派遣労働者を雇用する派遣元事業主からの求めに応じ、当該派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事する労働者が従事する業務の遂行に必要な能力を付与するための教育訓練については、派遣労働者に対しても実施するよう配慮しなければならない。

らない。

八 この法律は、一部の規定を除き、平成27年9月1日から施行する。

【修正要旨】

- 一 派遣元管理台帳の記載事項に、特定有期雇用派遣労働者等の雇用の安定等に関する規定により講じた雇用安定措置を追加する。
- 二 派遣先は、派遣可能期間を延長しようとする場合の過半数労働組合等からの意見の聴取及び過半数労働組合等が異議を述べた場合の延長の理由等の説明を行うに当たっては、この法律の趣旨にのっとり、誠実にこれらを行うように努めなければならない。
- 三 派遣元事業主は、派遣労働者に対し就業条件等の明示をするに当たっては、派遣先が派遣先の事業所ごとの派遣期間の制限又は同一の派遣労働者に係る組織単位ごとの派遣期間の制限に違反して労働者派遣の役務の提供を受けた場合には労働契約の申込みをしたものとみなされることとなる旨を併せて明示しなければならない。
- 四 この法律の施行期日を「平成27年9月1日」から「平成27年9月30日」に改める。
- 五 その他所要の規定の整備を行う。

【附帯決議】(27.9.8厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、労働者派遣法の原則について

- 1 派遣就業は臨時的・一時的なものであるべきとの基本原則については本法施行後も変わらないことに十分留意し、かつ、派遣労働が企業にとって単純な労働コストの削減や雇用責任の回避のために利用されてはならないことを再確認し、労働者派遣法の規定の運用に当たること。また、労働者派遣法の根本原則である常用代替の防止は、派遣労働者が現に派遣先で就労している常用雇用労働者を代替することを防止するだけでなく、派遣先の常用雇用労働者の雇用の機会が不当に狭められることを防止することを含むものであり、このことに十分留意し、労働者派遣法の規定の運用に当たること。特に、派遣先が派遣労働者を受け入れたことによりその雇用する労働者を解雇することは常用代替そのものであり、派遣労働の利用の在り方として適当でない旨を周知すること。
- 2 直接雇用が労働政策上の原則であることに鑑み、正社員として働くことを希望している派遣労働者に正社員化の機会が与えられるよう、派遣元事業主と派遣先のそれぞれに派遣労働者の正社員化に向けた取組を講じさせることや、国として派遣労働者の正社員化を促進する取組を支援する具体的措置を実施することなどを含め最大限努力すること。その際、派遣労働者からの転換を目指すべき正社員とは、労働契約の期間の定めがなく、所定労働時間がフルタイムであり、直接雇用の労働者であることが原則であること、加えて、長期的な雇用に基づく処遇体系の下にある労働者であることが求められることに留意すること。また、短時間労働者、有期雇用労働者等の非正規雇用労働者についても、労働者の意向に沿って、正社員化の機会が与えられるよう最大限努力すること。

二、労働者派遣事業について

- 1 特定労働者派遣事業と一般労働者派遣事業との区分を撤廃し、全ての労働者派遣事業を許可制とするに当たっては、派遣業界全体の健全化、派遣労働者の実効性ある保護につながるような許可基準に見直すこと。派遣労働者の基本的権利や労働者としての尊厳、更には正当な労働の対価の支払や雇用の安定を無視して利益確保に走るような派遣元事業主が業界から排除されるよう許可制を適切かつ確実に運用すること。また、全面許可制への移行に伴い増大する許可・更新手続、相談・申告対応、指導監督等を適切に実施する体制の確保が必要であることから、都道府県労働局の需給調整業務に係る組織体制の拡充、需給調整指導官の必要な人員増及びその専門スキルの向上を図るための研修の実施等に努めること。
- 2 労働者派遣事業の許可に当たっては、事業運営の実績等がない中で書面による審査にならざるを得ないこと等に鑑み、最初の許可更新の際に、当該更新を受けようとする派遣元事業主が許可基準を満たしていることを労働政策審議会に報告することとし、その効果を検証した上で、

初回の許可の有効期間である3年を短縮することについても検討すること。

- 3 現在、届出のみで特定労働者派遣事業を営んでいる小規模派遣元事業主への暫定的な配慮措置を検討するに当たっては、労働政策審議会における議論を踏まえ、優良な小規模派遣元事業主が不当に排除されることがないように配慮しつつも、許可基準が派遣元事業主の雇用責任を担保するために果たしている役割に十分留意するとともに、当該配慮措置の期間が必要以上とならないよう留意すること。また、派遣元事業主として派遣労働者保護の責任等を適正に履行することができる優良な小規模派遣元事業主が新制度に移行できるよう、事業主からの技術的かつ財政的な面での相談に応じるなどの必要な支援を行うこと。その上で、本法施行後に事業の許可を受けずに廃業する派遣元事業主に雇用されている派遣労働者については、その生活及び雇用の安定を図るための方策を講ずるよう努めること。
- 4 派遣労働者の保護等を適正に実施する派遣元事業主を優遇し、優良な派遣元事業主を育成するため、認定制度の活用促進策について具体的な検討を行い、早急に実施すること。あわせて、法令違反を繰り返す派遣元事業主に対しては、厳正なる指導監督の強化、許可の取消しを含めた処分の徹底を行うとともに、企業名の公表についても検討すること。
- 5 マージン率については、派遣労働者保護の観点から社会通念上適切な範囲があると考えられることに鑑み、その規制の在り方について検討すること。また、マージン率の関係者への情報提供に当たっては、平成24年改正法の立法趣旨を踏まえ、常時インターネットにより広く関係者とりわけ派遣労働者に必要な情報が提供される方法で情報提供を行うことを原則とする旨を派遣元指針に規定すること。
- 6 無許可で労働者派遣事業を行う事業主に対しては、許可の取消し等の措置を採ることができないことに鑑み、行政による刑事告発を行うことも視野に、指導監督に万全を期すこと。また、企業名の公表等について検討すること。

三、期間制限について

- 1 新たに期間制限が掛かることとなる26業務に現に従事する派遣労働者について、本法の施行を理由とした労働契約の更新拒絶の動きがあることに鑑み、労働契約法第18条及び第19条の趣旨の派遣元事業主への周知、不当な更新拒絶を行わないための関係団体への要請、無期雇用派遣労働者への転換支援、当該派遣労働者への相談支援及び就業継続支援体制の整備等、当該派遣労働者の雇用の安定化のための措置を早急に講ずること。さらに、施行日前に締結された労働者派遣契約に基づき行われる労働者派遣については、派遣労働者の保護に欠けることのないよう、本法施行前の第40条の4の規定等に基づく指導・助言を徹底するとともに、それに従わない派遣先に対しては勧告や公表も含め、厳しく対処すること。
- 2 無期雇用派遣労働者を派遣契約の終了のみを理由として解雇してはならない旨を派遣元指針及び許可基準に規定し、事業の許可及びその更新の審査段階等において必要な指導等を行うことができるようにすること。さらに、その旨を許可の条件とし、これに違反した派遣元事業主の許可の取消しを行うことができるようにすること。また、有期雇用派遣労働者についても、派遣契約終了時に労働契約が存続している派遣労働者については、派遣契約の終了のみを理由として解雇してはならない旨を派遣元指針に明記すること。
- 3 クーリング期間経過後、派遣労働者の意向に反し、再び同一の組織単位の業務に派遣することは派遣労働者のキャリアアップの観点から望ましくない旨を派遣元指針に規定すること。また、派遣労働の利用は臨時的・一時的なものが原則であることから、その利用は3年以内が原則であることを明らかにすること。特に、派遣先が派遣可能期間の延長の是非を判断するに当たっては、必ず過半数労働組合等からの意見聴取を実施し、この原則を尊重すべきであることを周知徹底すること。また、派遣先による対応方針の説明等は労使自治の考え方に基づく実質的な話し合いができる仕組みの構築が目的であることを併せて周知すること。なお、過半数労働組合等からの意見聴取手続の適正かつ効果的な運用が常用代替防止のために重要な役割を果たすことに鑑み、過半数労働組合等が的確な意見を述べられるよう、事業所全体で受け入れた派遣労働者数の推移のほか、過半数労働組合等からの求めに応じ、部署ごとの派遣労働者数及び

派遣受入れ期間等の情報が派遣先から提供されることが望ましい旨を派遣先指針に規定し、周知徹底を図ること。さらに、国として過半数労働組合のある事業所の割合、意見聴取において過半数労働組合等から反対意見が出された割合及びその内容等の実態を把握するための調査及び分析を行うこと。なお、最初の派遣労働者の受入れに当たっては、過半数労働組合等にその受入れの考え方について説明することが望ましいことを周知すること。

- 4 改正後の第40条の2第4項の規定に基づき、過半数代表者から意見聴取を行うときには、過半数代表者が管理監督者である場合、投票、挙手等の民主的な方法によらず使用者の指名等の非民主的・恣意的方法により選出されたものである場合等については、意見聴取手続が適正でないと判断されることに鑑み、過半数代表者の適正かつ民主的な選出について、厳正な確認、必要な指導等を行うこと。また、労働者が過半数代表者であること若しくは過半数代表者になろうとしたこと又は過半数代表者として正当な行為をしたことを理由として不利益な取扱いをしてはならないことを省令で定め、その違反に対しては厳正に対処すること。その状況によっては、不利益取扱いに関する規制の在り方について検討すること。さらに、意見を聴取した過半数代表者が民主的な方法により選出されたものではない場合については、事実上意見聴取が行われていないものと同視して、労働契約申込みみなし制度の対象とすること。なお、派遣先が意見聴取の過程及び結果並びに対応方針等の説明の内容について故意に記録せず又は記録を破棄した場合、意見聴取に当たり合理的な意見表明が可能となるような資料が派遣先から提供されない場合等については、法の趣旨に照らして不相当であることから、厳正に対処すること。
- 5 意見聴取手続において過半数労働組合等から反対意見が述べられた場合、派遣先は十分その意見を尊重するよう努めるべきであり、当該意見への対応方針を説明するに際しては、当該意見を勘案して労働者派遣の役務の提供の受入れについて再検討を加えること等により、過半数労働組合等の意見を十分に尊重するよう努めるべき旨を派遣先指針に規定すること。さらに、2回目以降の延長に係る意見聴取において、再度反対意見が述べられた場合については、当該意見を十分に尊重し、受入れ人数の削減等の対応方針を採ることを検討し、その結論をより一層丁寧に説明しなければならない旨を派遣先指針に明記すること。
- 6 派遣可能期間の延長手続を回避することを目的として、クーリング期間を置いて再度派遣労働の受入れを再開するような、実質的に派遣労働の受入れを継続する行為は、過半数労働組合等からの意見を聴取しなければ3年を超えて派遣労働を受け入れてはならないとした立法趣旨に反する旨を派遣先指針に規定すること。

四、雇用安定措置について

- 1 雇用安定措置として講ずる内容について記載した労働契約のひな形を作成し周知すること。また、雇用安定措置のうちいずれの措置を講ずるかについては派遣労働者の意向を尊重することが重要である旨、特に派遣労働者が派遣先への直接雇用を望んでいる場合には直接雇用につながる措置を採ることが望ましい旨、及びキャリア・コンサルティングや労働契約の更新の際の面談等の機会を通じてあらかじめ派遣労働者の意向を確認し、早期に雇用安定措置の履行に着手すべきであることを派遣元指針に規定すること。また、派遣元事業主が行う派遣先に対する直接雇用の申込みの依頼は書面の交付等により行うことが望ましいことを周知すること。さらに、改正後の第30条第2項の雇用安定措置の対象となる派遣労働者については、派遣元事業主によって当該義務が適切に履行されるか、当該派遣労働者が希望しなくなるまでその効力が失われぬことを周知徹底するとともに、義務を履行せずに労働契約が終了した場合であっても、同条第1項第4号の規定により、労働契約を継続して有給で雇用の安定を図るために必要な措置を講ずること等を通じて、その義務を履行しなければならないことについて、確実に周知徹底すること。
- 2 派遣元事業主と通算して1年以上の労働契約を結んでいた派遣労働者については、派遣契約の期間にかかわらず、雇用安定措置の対象となることを派遣元事業主及び派遣労働者に周知徹底し、雇用安定措置の適正かつ効果的な運用を担保すること。さらに、雇用安定措置については、派遣労働者の年齢や業務等によってその雇用の継続が困難な場合も含め、派遣元事業主の

履行を確保するよう厳正な指導等を行うこと。

- 3 雇用安定措置の実効性ある実施が派遣労働者の保護の観点から最も重要であることに鑑み、派遣元事業主が個々の派遣労働者に対して実施した雇用安定措置については、その内容を派遣元管理台帳に記載することで、派遣労働者に対するキャリア・コンサルティングや雇用安定措置に係る派遣労働者の意向の確認等にも積極的に活用するよう、派遣元事業主に対して指導すること。なお、派遣先に対して行った直接雇用の依頼については、派遣先からの受入れの可否についても併せて派遣元管理台帳に記載させること。
- 4 雇用安定措置の真に実効性ある実施により労働契約法第18条の無期転換申込権を得ることのできる派遣労働者を拡大することが、派遣労働の中では比較的安定的な無期雇用派遣労働者への転換を望む派遣労働者の希望をかなえることにつながることから、改めて同法第18条の立法趣旨を派遣元事業主に周知徹底するとともに、その適用を意図的・恣意的に逃れる行為は同法第18条の観点から脱法行為である旨を派遣元指針に規定すること。また、派遣元事業主が繰り返し派遣期間3年直前で派遣就業を終了させ、又は意図的に3年見込みに達しないように派遣契約を調整することにより雇用安定措置の義務逃れをすることは、雇用安定措置の立法趣旨に反する旨を派遣元指針に規定すること。さらに、そのような雇用安定措置の義務逃れをする派遣元事業主について繰り返し指導を行っても改善しない場合、事業許可の更新を認めない旨を許可基準に盛り込み、派遣元事業主の事業許可の更新を認めないこと。
- 5 雇用安定措置のうち、派遣先への直接雇用の依頼については、直接雇用の依頼を受けた件数に対して派遣先が直接雇用した人数が著しく少ない場合については、派遣先に対してその理由を聴取し直接雇用化の推進に向けた助言・指導を行うものとする。また、新たな派遣先の提供については、業務の内容や福利厚生等に係る就業の条件について、特に賃金、就業場所、通勤時間等に関して合理的と認められる目安を定め周知すること。

五、派遣労働者の待遇について

- 1 均衡を考慮した待遇を確保するため、派遣元事業主が派遣労働者の賞与や退職金等を含む賃金を決定するに当たって考慮し、勘案すべき内容について明確化するとともに、その周知を図ること。また、派遣元事業主は、派遣先との派遣料金の交渉が派遣労働者の待遇改善にとって極めて重要であることを踏まえ、交渉に当たるべきである旨を派遣元指針に規定し、その周知徹底を図ること。さらに、派遣先も、派遣料金を設定する際に就業の実態や労働市場の状況等を勘案し、派遣される労働者の賃金水準が派遣先の同種の業務に従事する労働者の賃金水準と均衡が図られたものになるよう努める旨を派遣先指針に規定すること。派遣労働者が待遇に関する事項等の説明を求めたことを理由として不利益な取扱いをしないようにしなければならない旨を派遣元指針に規定し、派遣元事業主に対し厳正な指導監督等を行うこと。また、不利益な取扱いを受けた派遣労働者への救済措置の在り方について検討を行うこと。
- 2 均等・均衡待遇の在り方について検討するための調査研究その他の措置の結果を踏まえ、速やかに労働政策審議会において、派遣労働者と派遣先に雇用される労働者との均等・均衡待遇の実現のため、法改正を含めた必要な措置の在り方について議論を開始すること。その際、パートタイム労働法や労働契約法の関係規定も参酌して行うこと。
- 3 派遣元事業主に雇用される通常の労働者と有期雇用派遣労働者との間における、通勤手当の支給に関する労働条件の相違は労働契約法第20条に基づき、働き方の実態その他の事情を考慮して不合理と認められるものであってはならない旨を派遣元指針に規定すること。
- 4 派遣労働者が安心して働くことができる環境を整備するため、派遣先が派遣労働者の労働・社会保険への加入状況を確認できる仕組みを強化するほか、派遣労働者を労働・社会保険に加入させることなく事業を行う派遣元事業主に対して指導監督等を強化するなど、派遣労働者に対する労働・社会保険適用の促進を図ること。また、派遣労働者を労働・社会保険に加入させることを許可基準に加えることについて検討すること。
- 5 派遣労働者の育児休業の取得については、恣意的な判断や、誤解に基づく運用により派遣労働者の権利が不当に制限されることがないように、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行

う労働者の福祉に関する法律の内容を周知し、適切な指導等を行うこと。また、派遣労働者の育児休業の取得に向けた取組等が優良な派遣元事業主等に対する優良認定の仕組みを推進し、派遣労働者の育児休業の取得率が著しく低い派遣元事業主についての対策を検討すること。さらに、派遣労働者を始め非正規雇用労働者の育児休業の取得を促進するため、その取得状況や不利益取扱い等に係る実態を早急に把握するとともに、法制上の措置を含む取得促進のための実効性ある措置を講ずることを検討すること。その際、派遣労働者の育児休業については、育児休業からの復帰時の派遣先の確保など派遣労働者固有の課題があることを踏まえ、検討を行うこと。

六、キャリアアップ措置について

- 1 段階的かつ体系的な教育訓練等のキャリアアップ支援については、派遣労働者の正社員化や賃金等の待遇改善という成果につながるものとなるよう、派遣元事業主に対して助言等を行うこと。また、派遣元事業主が、個々の派遣労働者について適切なキャリアアップ計画を当該派遣労働者との相談に基づいて策定し、派遣労働者の意向に沿った実効性ある教育訓練等が実施されること、また、キャリアアップの成果は賃金表に反映することが望ましいことを周知すること。派遣元事業主に義務付けられる教育訓練については、その義務の具体的な内容を明確化するなどして周知するとともに、その履行が徹底されるよう適切な指導等を行うこと。さらに、派遣元事業主に義務付けられる教育訓練の内容について、派遣元事業主は、派遣労働者に周知するよう努めるべきであることを周知し、インターネット等により関係者に対して情報提供することが望ましい旨を派遣元指針に規定すること。
- 2 派遣元事業主に義務付けられる教育訓練の実施状況については、事業報告、派遣元管理台帳等によって確認し、その実施について適切な指導監督等を行うとともに、事業許可の更新の際には重要なチェック項目としてその適正かつ誠実な実施を確認し、基準を満たさない場合には更新をしないことも含め厳正に対処すること。
- 3 派遣元事業主に義務付けられる教育訓練の実施に当たっては、必ず有給かつ無償で行わなければならない旨を許可基準に盛り込むこと。また、その費用をマージン率の引上げによる派遣労働者の賃金の削減で補うことは望ましくないことを周知徹底すること。その義務違反に対しては、許可の取消しや更新をしないことを含め厳正に対処すること。また、派遣元事業主に義務付けられる教育訓練を受けるために掛かる交通費については、派遣先との間の交通費よりも高くなる場合は派遣元事業主において負担すべきであることを周知すること。さらに、派遣元事業主に義務付けられる教育訓練以外の教育訓練については、派遣労働者のキャリアアップのために自主的に実施すること、また、派遣労働者の負担は実費程度とし受講しやすくすることが望ましい旨を派遣元指針に規定すること。派遣労働者の参加が強制される場合、派遣労働者が当該教育訓練に参加した時間は労働時間であり有給とする必要があることを周知すること。
- 4 派遣労働者のキャリアアップのためには、キャリア・コンサルティングが効果的であることに鑑み、派遣労働者の意向に沿ったキャリア・コンサルティングが実施されるよう、派遣元事業主に対し指導等を行うこと。また、短期細切れ派遣が繰り返されるような登録型派遣や日雇派遣等の派遣労働者についても、派遣元事業主に義務付けられる教育訓練の実施及びキャリア・コンサルティングの提供は必須であること、その実施は労働契約が締結された状況で行われなければならないこと、そのため必要に応じて労働契約の締結・延長等の措置を講ずる必要があることを周知徹底すること。
- 5 派遣先に雇用される労働者の募集に係る事項の周知については、周知した事項の内容を記録し保存することが望ましい旨を周知すること。また、派遣労働者の直接雇用化を推進するため、派遣先が派遣契約の終了後に派遣労働者を直接雇用する場合の紛争が起らないよう派遣元事業主に支払う紹介手数料の取扱い等については、派遣契約の記載事項として省令で定めること。さらに、派遣先が派遣労働者を正社員として採用するなど直接雇用しようとする際、それを派遣元事業主が禁止したり妨害したりすることは労働者派遣法の趣旨に反するものであることを明確化し、そのような派遣元事業主に対しては、厳正な指導を行うこと。

七、派遣先の責任について

- 1 派遣先の使用者性を認めた中労委命令及び裁判例について周知を図り、派遣先が苦情処理を行うに際しては、それらに留意する旨を派遣先指針に規定すること。また、派遣先において適切かつ迅速な処理を図らなければならない苦情の内容として、派遣先におけるセクハラ・パワハラ等について派遣先指針に例示すること。さらに、派遣先の団体交渉応諾義務の在り方について、法制化も含めた検討を行うこととし、その際、労働時間管理、安全衛生、福利厚生、職場におけるハラスメント、労働契約申込みみなし制度の適用等に関する事項に係る団体交渉における派遣先の応諾義務についても検討すること。
- 2 派遣元事業主の責めに帰すべき事由によって派遣労働者の労働義務が履行不能になった場合においては、民法第536条第2項の規定による反対給付や労働基準法第26条の規定による休業手当が確実に支払われるべきであることを、当事者を含む関係者に周知徹底すること。また、これらの場合における派遣労働者への賃金等の支払に関する実態の調査を行うこと。
- 3 派遣先による派遣労働者を特定することを目的とする行為は、労働者派遣法の趣旨に照らし不適當な行為であることに鑑み、その禁止の義務化について検討すること。
- 4 労働契約申込みみなし制度の実効性を担保するため、派遣労働者に対してみなし制度の内容の周知を図るとともに、派遣労働者がみなし制度を利用できる状態にあることを認識できる仕組みを設けること。また、みなし制度の趣旨が違法派遣と知りながら派遣労働者を受け入れている派遣先への制裁及び派遣労働者の保護にあることに鑑み、派遣先は、労働者の意向を踏まえつつ、みなし制度の下で有期の労働契約が成立した後に当該契約を更新することについては、派遣元事業主と締結されていた労働契約の状況等を考慮し真摯に検討すべきであることを周知すること。さらに、離職した労働者を離職後1年以内に派遣労働者として受け入れてはならないとの禁止規定に違反した場合、事前面接を始めとする派遣労働者を特定することを目的とする行為を行った場合、グループ企業内派遣の八割規制に違反した場合等の派遣先の責任を強化するため、みなし制度の対象を拡大することについて検討すること。

八、その他

- 1 今後、労働者派遣法改正について、施行後の状況を踏まえ、その見直しについての検討を行う際には、今回の改正により新設された個人単位及び事業所単位の期間制限、雇用安定措置等の改正規定について、常用代替防止、派遣労働者の保護、雇用の安定等の観点から検討を行うものとする。
- 2 派遣労働者の安全衛生については、雇用関係のある派遣元事業主と、就業上の指揮命令や労働時間の管理を行っている派遣先の連携が不十分であることから、派遣労働者の安全衛生上のリスクに対して就業上の配慮が十分になされていない可能性があるため、派遣労働者の安全衛生について派遣元事業主と派遣先が密接に連携する旨を派遣元指針及び派遣先指針双方に規定すること。また、安全衛生教育の実施は事業者の法的義務であるが、その実施率は低く、特に派遣労働者に対する実施率は全労働者より低くなっていること、及び労働災害発生率の高い派遣労働者にこそ十分な安全衛生教育が実施される必要があることに鑑み、派遣元事業主及び派遣先による安全衛生教育の実施の徹底を図ること。
- 3 派遣労働者の労働関係法令に関する知識の修得の必要性を踏まえ、派遣元事業主から派遣労働者にその機会が与えられるよう指導等を行うこと。また、派遣先に対して、派遣先責任者講習等の機会を活用し、労働関係法令の遵守に必要な知識の付与を図ること。
- 4 個々の派遣労働者についての派遣元管理台帳の保管については、派遣労働者のための雇用安定措置、キャリアアップ措置等の着実かつ適正な実施を確保する観点から適切に行わせること。なお、キャリアアップ措置については、長期的・継続的に行う必要があるため、派遣元事業主が派遣労働者に関する情報を中長期的に管理する体制を整備することを求めること。
- 5 無期雇用派遣労働者の募集に当たっては、正社員の募集と誤認させることがないように指導等を徹底すること。
- 6 平成24年改正法の見直しの検討に当たっては、派遣労働者の保護や待遇が後退することとな

らないようにすること。また、雇用仲介事業の在り方の検討は、求職者及び労働者の保護や待遇が後退することとならないようにすること。また、職業安定法第44条に定める労働者供給事業の禁止については、行政による刑事告発を行うなど、指導監督に万全を期すこと。右決議する。

特許法等の一部を改正する法律案(閣法第44号)

(衆議院 27.6.2可決 参議院 6.17経済産業委員会付託 7.3本会議可決)

【要旨】

本法律案は、知的財産の適切な保護及び活用により我が国のイノベーションを促進するため、発明の奨励に向けた職務発明制度の見直し及び特許料等の改定を行うほか、特許法条約及び商標法に関するシンガポール条約の実施のための規定の整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、特許法の改正

1 職務発明制度の見直し

イ 従業者等がした職務発明については、契約、勤務規則その他の定めにおいてあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を取得させることを定めたときは、その特許を受ける権利は、その発生した時から当該使用者等に帰属する。

ロ 従業者等は、契約、勤務規則その他の定めにより職務発明について使用者等に特許を受ける権利等を取得等させた場合には、相当の金銭その他の経済上の利益を受ける権利を有する。

ハ 経済産業大臣は、発明を奨励するため、産業構造審議会の意見を聴いて、契約、勤務規則その他の定めにおいて相当の金銭その他の経済上の利益について定める場合に考慮すべき使用者等と従業者等との間で行われる協議の状況等に関する事項について指針を定める。

2 特許法条約の実施のための規定の整備

外国語書面等の翻訳文を所定の期間内に提出することができなかつたときは、特許庁長官が通知をするとともに、その期間が経過した後であっても、一定の期間内に限りその翻訳文を提出することができることとする等所要の規定の整備を行う。

3 特許料の改定

特許料を引き下げる。

二、商標法の改正

1 商標法に関するシンガポール条約の実施のための規定の整備

出願時の特例の適用を受けるための証明書を所定の期間内に提出することができなかつたときは、その期間が経過した後であっても、一定の期間内に限りその証明書を提出することができることとする等所要の規定の整備を行う。

2 商標登録料等の改定

商標の登録料及び更新登録料等を引き下げる。

三、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の改正

特許協力条約に基づく国際出願に係る調査等について、明細書及び請求の範囲が日本語又は外国語で作成されている場合に応じ、それぞれ手数料の上限額を定める。

四、経済産業省設置法の改正

職務発明制度の見直しに係る特許法の改正に伴う規定の整備を行う。

五、施行期日等

1 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 政府は、施行日以後五年を経過した場合において、改正後の特許料等の引下げに関する規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

【附帯決議】(27.7.2経済産業委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 職務発明制度の見直しについては、従業者等と使用者等の双方の発明のインセンティブの向上という本見直しの必要性、目的を含め、本改正内容について広く国民に対し周知徹底を図るとともに、特に中小企業における職務発明規程の整備に係る相談・支援体制の充実を図ること。
- 二 職務発明制度に係る相当の利益については、現行の職務発明制度における法定対価請求権と実質的に同等の権利であることが保障されるとともに、企業による従業者等の研究開発に係るインセンティブを高めるための創意工夫がいかされるよう経済産業大臣が定める指針において具体例等を例示すること。また、同指針の策定に当たっては、産業構造審議会等の構成員として、労使代表を始め幅広い関係者を参加させるとともに、職務発明制度に係る苦情処理の在り方等について明示するなど、企業の見込み可能性と従業者等の処遇との均衡を図るための適切な措置を講ずること。さらに、今後の経済社会情勢の変化等を踏まえ、従業者等のインセンティブへの影響など本法の運用状況について適宜調査・検証を行い、必要に応じ見直しを行うこと。
- 三 特許料等の引下げ及びPCT国際出願の料金体系の見直しについては、特許権等の取得・維持に係る中小企業・小規模事業者等の負担軽減が我が国企業の国際競争力及び知財戦略の一層の支援強化を図る上で重要であることに鑑み、附則の見直し期間にかかわらず施行状況を見つつ、適宜検討・見直しを行うこと。
- 四 知的財産の裾野を拡大する観点から、中小企業の知的財産活動を支援するため、「知財総合支援窓口」の一層の強化拡充を図るとともに、海外展開を指向する中小企業の知的財産の権利化及び模倣品対策に係る支援策の更なる強化を図ること。
右決議する。

不正競争防止法の一部を改正する法律案(閣法第45号)

(衆議院 27. 6. 11可決 参議院 6. 17経済産業委員会付託 7. 3本会議可決)

【要旨】

本法律案は、事業者が保有する営業秘密の漏えいの実態及び我が国産業の国際競争力の強化を図る必要性の増大等に鑑み、事業者が保有する営業秘密の保護を一層強化するため、営業秘密の刑事的保護について、営業秘密侵害罪の罰金額の上限の引上げ、その保護範囲の拡大等の措置を講ずるとともに、民事訴訟における営業秘密の使用に係る推定規定の新設等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、営業秘密を不正に使用して生産された物の譲渡等に係る措置

不正競争の定義に、技術上の秘密を不正に使用して生産された物を譲渡する行為等（当該物を譲り受けた時に当該物が不正使用行為により生産された物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者が譲渡する行為等を除く。）を追加する。

二、技術上の秘密を取得した者の当該技術上の秘密を使用する行為等の推定

被告が悪意又は重過失により生産方法等に係る営業秘密を取得した場合に、当該営業秘密を使用する行為により生ずる物を生産等したときに、被告が当該営業秘密を使用してその物を生産等したものと推定する。

三、除斥期間の延長

営業秘密を不正に使用する行為に対する侵害の停止又は予防を請求する権利について、その行為の開始のときから20年で消滅するものとする。

四、罰則の見直し

- 1 営業秘密侵害に係る罰則について、罰金額の上限を2,000万円に引き上げ、法人処罰に係る罰金額の上限についても5億円に引き上げる。
- 2 不正の利益を得る目的で、又は営業秘密を保有する事業者に損害を加える目的で、営業秘密の不正開示が介在したことを知って当該営業秘密を取得して、その営業秘密を使用し、又は開示した者を、罰則の対象とする。

- 3 不正の利益を得る目的で、又は営業秘密を保有する事業者に損害を加える目的で、営業秘密を違法に使用して生産された物を譲渡等した者（当該物が違法使用行為により生じた物であることを知らないで譲り受け、当該物を譲渡等した者を除く。）を、罰則の対象とする。
- 4 営業秘密侵害に係る罰則のうち、日本国内において事業を行う事業者が保有する営業秘密を日本国外において不正に使用等する行為に対する罰則について、罰金額の上限を3,000万円に引き上げ、法人処罰に係る罰金額の上限についても10億円に引き上げる。
- 5 営業秘密侵害について、その未遂行為を罰則の対象とする。
- 6 営業秘密侵害に係る罪を、非親告罪とする。
- 7 日本国内において事業を行う事業者が保有する営業秘密について、これを日本国外において不正に取得する行為等を、罰則の対象とする。
- 8 営業秘密侵害により生じた財産等を没収することができるものとする。

五、附則

- 1 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、除斥期間の延長に関する規定については、公布の日から施行する。
- 2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

【附帯決議】(27.7.2経済産業委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 営業秘密侵害行為に対する抑止力の向上を目的とした本法が実効性の高いものとなるよう、関係省庁間及び官民の緊密な連携を図るとともに、捜査当局においては、適確かつ迅速な取締りを行うために十全な体制の強化・拡充に努めること。また、今後の技術革新、諸外国の制度動向、経済社会情勢の変化等を踏まえ、「営業秘密管理指針」を含む営業秘密の保護の在り方等について不断の検証、見直しを行うこと。
- 二 今般の改正が広範多岐にわたること等を踏まえ、本法の内容や意義について、広く国民に周知徹底を行うこと。特に、営業秘密侵害に対する刑事罰の強化に当たっては、事業者及び労働者の間に疑念や過度の萎縮が生じることのないよう、刑事罰の対象となる具体的行為類型を明確にするるとともに、事業者及び労働者の日常業務や正当な行為が処罰対象とならないことを指針等によって明示し、その趣旨・内容について、事業者及び労働者双方に周知を図ること。また、企業内における営業秘密の取扱いについて、労使間の協議等により理解の促進を図られるよう努めること。
- 三 中小企業の技術が我が国産業競争力の源泉であることを踏まえ、中小企業の保有する営業秘密が不当に流出することのないよう、営業秘密の流出防止対策を強化するとともに、オープン・クローズ戦略を始めとする知的財産戦略について普及啓発を推進し、相談体制の充実等の支援を行うこと。
- 四 営業秘密を始めとする知的財産の重要性に鑑み、アジアを中心とした新興国に対して、営業秘密侵害行為に関する取締り強化を積極的に働きかけること。また、新興国における営業秘密保護法制の早急な確立を促すための人材育成等に向けた支援を強化すること。
右決議する。

道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律案(閣法第46号)

(衆議院 27.5.26可決 参議院 6.10国土交通委員会付託 6.17本会議可決)

【要旨】

本法律案は、自動車の型式指定制度の一層の合理化を図るため、自動車の共通構造部の型式指定制度を創設するとともに、独立行政法人に係る改革を推進するため、独立行政法人交通安全環境研究所を自動車検査独立行政法人に統合し、その名称を独立行政法人自動車技術総合機構に改める等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 道路運送車両法の一部改正

- 1 自動車の共通構造部の型式指定制度を創設するとともに、自動車の基準等に関する国際協定の改正に対応し、自動車の車両単位での基準適合性を各国間で相互に承認するための制度を創設することとする。
 - 2 東京五輪特別仕様ナンバープレートなどの図柄入りナンバープレートを導入するため、自動車の所有者からの申請により、ナンバープレートの交換を可能とする制度を創設することとする。
 - 3 より迅速かつ確実なリコールを行うため、リコールの実施に必要な報告徴収及び立入検査の対象に装置製作者等を追加することとする。
 - 4 小型貨物自動車のうち、その構造等に関する事項に変更が生ずることが少ないものについて、新規検査等の際、指定自動車整備事業者が交付する保安基準適合証の提出があった場合には、国土交通大臣への現車の提示を省略することができることとする。
- 二 自動車検査独立行政法人法の一部改正
- 独立行政法人交通安全環境研究所を自動車検査独立行政法人に統合し、独立行政法人自動車技術総合機構を設立するとともに、法律の名称を「独立行政法人自動車技術総合機構法」に改めることとする。
- 三 施行期日等
- 1 この法律は、平成28年4月1日から施行することとする。ただし、一の3の改正は公布の日から、一の2及び4の改正は平成28年3月31日までの間において政令で定める日からそれぞれ施行することとする。
 - 2 独立行政法人交通安全環境研究所法は、廃止することとする。
 - 3 その他所要の規定の整備を行うこととする。

競馬法の一部を改正する法律案(閣法第47号)(先議)

(参議院 27.4.13農林水産委員会付託 4.17本会議可決 衆議院 4.24可決)

【要旨】

本法律案は、競馬の国際化の進展による国内競走馬の海外競馬の競走への出走機会の増加等に鑑み、海外において実施される特定の競馬の競走について、日本中央競馬会等が勝馬投票券を発売できることとする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、趣旨規定の追加

この法律は、馬の改良増殖その他畜産の振興に寄与するとともに、地方財政の改善を図るために行う競馬に関し規定するものとする。

二、海外競馬の競走についての勝馬投票の実施

1 海外競馬の競走の指定

農林水産大臣は、公正を確保するための措置が講ぜられている海外競馬の競走のうち、国内で登録を受けた馬を出走させた場合に馬の改良増殖その他畜産の振興に寄与すると見込まれるものについて、日本中央競馬会又は地方競馬主催者が勝馬投票券を発売することができるものを指定することができることとする。

2 海外競馬の競走についての勝馬投票券の発売

日本中央競馬会又は地方競馬主催者は、海外競馬の競走について勝馬投票券を発売しようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣の認可を受けなければならないこととする。農林水産大臣は、勝馬投票の実施体制その他の事情を勘案し、当該勝馬投票が公正かつ適正に実施されると認められる場合に限り、認可をするものとする。

三、農林水産大臣の権限の委任

この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長又は北海道農政事務所に委任することができることとする。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、三については平成27年10月1日から施行することとする。

【附帯決議】 (27.4.16農林水産委員会議決)

近年、競馬の国際化の進展により、国内競走馬が海外競馬の競走に出走する機会が増え、国民の関心も高まっている。このような状況に鑑み、海外競馬の競走について国内で勝馬投票券を発売できるようにするに当たっては、競馬の目的である畜産振興や地方財政等への貢献が十分に果たされるとともに、公正性の確保により競馬の健全性が維持されることが必要となっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 海外競馬の競走のうち、日本中央競馬会又は地方競馬主催者が勝馬投票券を発売することができるものの指定に当たっては、公正性の確保に関し、競馬に関する国際協約の遵守や当該競走の近年の運営における実績等明確な基準を設けるとともに、当該国政府等への確認を行うこと。

また、指定した海外競馬の競走について、その公正性に疑義が生じたときは、速やかに指定基準に照らしてその取消を検討すること。

二 海外競馬の競走について勝馬投票券の発売の申請を認可するに当たっては、パドックの映像を含め勝馬の予想を行うために十分な情報が国内で提供されるものに限ること。

三 強い競走馬づくりを推進するため、優良品種の生産に取り組む軽種馬生産農家への支援を充実させるとともに、競走馬の生産・育成において高度な専門技術を持つ人材の育成等を支援すること。

四 地方競馬主催者の事業収支の改善を図るため、地方競馬主催者相互の連携及び日本中央競馬会との連携が一層推進されるよう指導するとともに、地方競馬の適切な施設整備等が講じられるよう指導すること。

五 勝馬投票券の発売対象に海外競馬の競走を追加することについて国民の理解を得られるよう、競馬による畜産及び社会福祉事業の振興等への寄与について具体的な実績を明らかにするとともに、新たな制度の趣旨と仕組みについて周知徹底を図ること。

右決議する。

独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案(閣法第48号) (先議)

(参議院 27.4.13国土交通委員会付託 4.17本会議可決 衆議院 6.19可決)

【要旨】

本法律案は、行政改革の一環として独立行政法人に係る改革を推進するため、平成25年12月24日に閣議決定された「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」を踏まえ、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 国立研究開発法人海上技術安全研究所法の一部改正

国立研究開発法人海上技術安全研究所、国立研究開発法人港湾空港技術研究所及び国立研究開発法人電子航法研究所を統合し、法律の題名を国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法に改めるとともに、法人の名称を国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所（以下「新研究所」という。）に改称することとする。

二 独立行政法人海技教育機構法の一部改正

独立行政法人海技教育機構及び独立行政法人航海訓練所を統合することとする。

三 独立行政法人都市再生機構法の一部改正

1 独立行政法人都市再生機構が複数の賃貸住宅の機能を集約するために行う建替えは、従前地及び隣接地に加え、近接地においてもできることとする。

2 独立行政法人都市再生機構は、民間事業者と共同して、建築物の建設及びその敷地の整備等に関する事業に対し、投資をすることができることとする。

四 奄美群島振興開発特別措置法の一部改正

独立行政法人奄美群島振興開発基金について、役員及び職員に守秘義務を課すとともに、罰則に関するみなし公務員規定を新設するほか、金融庁検査を導入することとする。

五 施行期日等

- 1 この法律は、一部の規定を除き、平成28年4月1日から施行することとする。
- 2 国立研究開発法人港湾空港技術研究所及び国立研究開発法人電子航法研究所並びに独立行政法人航海訓練所は、この法律の施行の時に於いて解散するものとし、国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、それぞれ新研究所及び独立行政法人海技教育機構が承継することとする。
- 3 国立研究開発法人港湾空港技術研究所法、国立研究開発法人電子航法研究所法及び独立行政法人航海訓練所法は、廃止することとする。
- 4 その他所要の規定の整備を行うこととする。

【附帯決議】(27.4.16国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 独立行政法人都市再生機構による近接地への建替事業等の実施に当たっては、居住者の声を十分に聴くとともに、居住者の居住の安定の確保及び良好なまちづくりとコミュニティの維持・活性化がなされるよう配慮すること。
- 二 独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅については、居住者の高齢化が進んでいる状況を踏まえ、バリアフリー化や地域の医療福祉拠点の形成に係る取組を一層促進するとともに、子育て世帯、高齢者世帯など多様な世帯が共生できる良好な居住環境の整備に努めること。また、低所得の居住者が安心して住み続けることができるよう、その家賃の設定及び変更に当たっては、居住者にとって過大な負担とならないよう留意すること。
- 三 独立行政法人海技教育機構及び独立行政法人航海訓練所の統合に当たっては、近年の内航船員の著しい高齢化や外航日本人船員の減少により、日本人船員の育成・確保が重要となっていることに鑑み、日本人船員の増加に資する体制の強化や支援措置の充実など万全の措置を講ずること。右決議する。

学校教育法等の一部を改正する法律案(閣法第49号)

(衆議院 27.6.2可決 参議院 6.5文教科学委員会付託 6.17本会議可決)

【要旨】

本法律案は、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校の制度を設けるとともに、高等学校等の専攻科の修了者について、大学に編入学できる制度を創設しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、義務教育学校の創設

- 1 新たな学校の種類として、義務教育学校を設ける。
- 2 義務教育学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的とし、義務教育学校における教育は、この目的を実現するため、義務教育として行われる普通教育の目標を達成するよう行われる。
- 3 義務教育学校の修業年限は9年とし、6年の前期課程及び3年の後期課程に区分するほか、就学義務、設置義務の履行等について必要な規定を設ける。

二、義務教育学校の制度化に係る行財政措置

- 1 公立の義務教育学校に関する教職員定数の算定、教職員給与費及び施設費等に係る国庫負担については、現行の小学校及び中学校と同様の措置を講ずる。
- 2 義務教育学校の教員については、小学校の教員の免許状及び中学校の教員の免許状を有する者でなければならない。ただし、小学校の教諭の免許状又は中学校の教諭の免許状を有する者は、当分の間、それぞれ義務教育学校の前期課程又は後期課程の主幹教諭、指導教諭、教諭又は

は講師となることができる。

三、高等学校等の専攻科修了者の大学への編入学

高等学校等の専攻科の課程のうち文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者は、大学に編入学することができる。

四、施行期日

本法律は、平成28年4月1日から施行する。ただし、義務教育学校の設置のため必要な手続その他の行為は、本法律の公布の日から行うことができる。

【附帯決議】(27.6.16文教科学委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、義務教育学校の設置に当たっては、我が国の教育の基本原則である機会均等を確保するとともに、既存の小学校及び中学校との間の序列化・エリート校化・複線化等により児童生徒の学びに格差が生じることのないよう、万全を期すること。
- 二、小学校及び中学校は児童生徒の学びの場であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格を有することを踏まえ、市町村教育委員会は、義務教育学校の設置に当たっては、安易に学校統廃合を行わないよう、特に留意すること。また、検討段階から保護者や地域住民等に対し丁寧な説明を行い、その意見を適切に反映し、幅広く理解と協力を得て合意形成に努めること。
- 三、義務教育学校等における9年間の学びを地域全体で支えることの重要性に鑑み、保護者や地域住民の理解と参画を得るため、学校運営協議会等、組織的・継続的な学校支援体制の整備及び活用に努めること。
- 四、児童生徒の人間関係の固定化や転出入への対応など小中一貫教育実施上の課題の解消に向け、政府は、各地域における取組事例を収集・分析・検証した上で、積極的な情報提供を行うとともに、課題解決のための指針の作成に努めること。また、市町村教育委員会は、自らの方針や各学校の取組について保護者や地域住民等に対し丁寧な説明を行い、幅広く理解を得るよう努めること。
- 五、義務教育学校の設置等に当たっては、政府は、異なる学校段階間の接続を円滑にマネジメントする体制の整備や乗り入れ授業等への対応のための十分な教職員体制の整備を図り、教職員の更なる過重負担を招かないよう努めるとともに、小学校及び中学校が統合される場合においては、義務教育学校への円滑な移行が図られるよう、十分な教職員定数の確保に努めること。
- 六、義務教育学校に係る教員免許状について、都道府県教育委員会は、他校種免許状の取得のための免許状認定講習の積極的な開講等、小学校及び中学校教員免許状の併有のための条件整備に努めること。また、政府は、併有する際の負担が過大なものとならないよう、必要な環境整備を積極的に行うとともに、教員免許制度の在り方について引き続き検討を行うこと。
- 七、高等学校等の専攻科から大学への編入学を実施するに当たっては、政府は、大学の自主性を尊重しつつ、大学における学びの質が担保されるよう指針を示すなど、編入学者が大学教育に円滑に移行し、主体的な学びを実現するための取組を積極的に支援すること。

右決議する。

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案(閣法第50号)(先議)

(参議院 27.4.13厚生労働委員会付託 4.17本会議可決 衆議院 9.11可決)

【要旨】

本法律案は、青少年の雇用の促進等を図り、能力を有効に発揮できる環境を整備するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 勤労青少年福祉法の題名を「青少年の雇用の促進等に関する法律」に改める。
- 二 公共職業安定所は、求人者が学校卒業見込者であることを条件とした求人の申込みをする場合において、その求人者がした一定の労働に関する法律の規定の違反に関し、法律に基づく処分、公表等の措置が講じられたときは、その申込みを受理しないことができる。

- 三 労働者の募集を行う者等は、学校卒業見込者等であることを条件とした募集を行うときは、学校卒業見込者等に対し、青少年雇用情報を提供するように努めなければならない。労働者の募集を行う者等は、学校卒業見込者等であることを条件とした募集に当たり、当該募集に応じ、又は応じようとする学校卒業見込者等の求めに応じ、青少年雇用情報を提供しなければならない。
- 四 厚生労働大臣は、事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る。）からの申請に基づき、当該事業主について、青少年の職場への定着の促進等に関する取組に関し、その実施状況が優良なものであること等の基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。
- 五 国は、無業青少年に対し、その特性に応じた適職の選択等の職業生活に関する相談の機会の提供、職業生活における自立を支援するための施設の整備等の必要な措置を講ずるように努めなければならない。
- 六 国は、労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上を促進するため、労働者の職務の経歴等の職業能力の開発及び向上に関する事項を明らかにする職務経歴等記録書の様式を定め、その普及に努めなければならない。
- 七 キャリアコンサルタントは、その名称を用いて、キャリアコンサルティングを行うことを業とする。その試験に合格した者は、名簿に氏名等の登録を受けて、キャリアコンサルタントとなることができる。
- 八 技能検定は、厚生労働大臣が検定職種ごとに行う。その実技試験の実施方法は、検定職種ごとに、厚生労働省令で定める。
- 九 この法律は、平成27年10月1日から施行する。ただし、二及び三は平成28年3月1日から、五、七及び八は平成28年4月1日から施行する。

【附帯決議】（27.4.16厚生労働委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、青少年の募集等を行う事業主に対して積極的な職場情報の提供を促すとともに、職場情報の提供を求めた応募者等に対する事業主による不利益な取扱いを防止するため、事業主に対する指導を徹底すること。また、職業紹介事業者に対しても、求人事業主に職場情報の提供を積極的に求めるよう促すこと。さらに、国及び地方公共団体についても、青少年雇用の主要な担い手であることに鑑み、職場情報の積極的な提供が行われるようにすること。
- 二、事業主に対する職場情報の提供の義務付けについては、情報の提供を求めることができる応募者等の範囲及び情報の提供を求める方法について、青少年の適職の選択に資するとの本法の趣旨が十分に担保されるものとする。また、応募者等が具体的な項目についての情報提供を求めた場合には、特段の事情がない限り、応募者等が求めた情報を提供するよう事業主に促すこと。
- 三、労働者の募集に関する情報を提供する事業者は、青少年の適職の選択に資するよう事業を運営すべきであることに鑑み、労働者の募集に関する情報を提供する事業者に対し、募集を行う事業主に職場情報の積極的な提供を求めること、青少年に提供する情報の内容及び量が適当なものとなるよう配慮すること、青少年からの相談及び苦情に適切に対応すること等を積極的に周知し、指導すること。
- 四、一定の労働関係法令違反の求人者に対する公共職業安定所（ハローワーク）における求人不受理については、学校卒業見込者等求人に限定されることから、法の施行状況を踏まえ、不受理とする求人者の範囲及び不受理の対象となる求人者の範囲の拡大を検討すること。また、職業紹介事業者については、ハローワークに準じた取扱いを行うことが望ましいこと及びそのための具体的方法を青少年の雇用の促進等に関する法律第7条の指針（大臣指針）に明記するとともに、その周知徹底を図ること。
- 五、青少年の職場への定着の促進等に関する取組の実施状況が優良な事業主の認定制度については、現行の「若者応援宣言」事業との違いを明確にし、青少年の適職の選択に混乱を生じさせないように周知を徹底すること。また、基準を満たさない企業が認定されたり、基準を満たさなくなった企業の認定が維持されたりすることがないように、厳格な運用に努めるとともに、施行後の状況、効果等について検証を行い、制度の信頼性及び有用性を向上させる取組を進めること。一方で、

- 優良な中小企業が正しく評価されるよう、認定企業に対するインセンティブの拡充を図ること。
- 六、青少年に対し労働関係法令等に関する知識を付与するに当たっては、関係省庁が連携して確実な知識の習得を確保し得る施策を講じることとし、学校教育における活用可能な教材及びツールの開発・提供、教職員研修の確保と必要な支援の提供、学校でのハローワーク職員等の外部講師等の受入れ及び職場体験前後など適切な時期におけるワークルールに係る教育の実施の促進等に取り組むこと。また、学校を退学した者に対しては、ハローワークや地方公共団体等関係者の連携において、労働関係法令等に関する知識を習得する機会が提供されるよう努めること。
- 七、地域若者サポートステーションについては、地域における無業青少年の職業的自立の支援の拠点として重要な役割を担っていることに鑑み、質の高い支援を継続的に提供できるよう、安定的な財源の確保等に努めること。
- 八、キャリアコンサルタントを登録制とし名称独占とするに当たっては、その資質を担保するため、キャリアコンサルティングに必要な知識及び技能を確実に判定できるよう、キャリアコンサルタント試験の内容及び難易度について十分検討すること。また、就職活動に行き詰まり精神的に追い詰められる求職者が多い現状に鑑み、キャリアコンサルタントが、メンタルヘルスに関する知識を持ち、必要な場合は求職者に医師等への相談を勧められるよう、キャリアコンサルタントに対する教育及び情報提供を行うこと。
- 九、青少年が就職先の企業を選択するに当たっては、就業実態に即した正確な労働条件が企業等から示されることが重要であることから、青少年の募集採用段階における労働条件をめぐるトラブルを防止するため、固定残業代に係る割増賃金の計算の方法等、求人票等に具体的に明示すべき事項を大臣指針で明記するとともに、その周知徹底を図ること。また、固定残業代等において、求人票等に明示された労働条件と就業実態が相違する問題が依然多発している現状に適切に対処するため、その実態把握、裁判例の整理、法改正を含む対応策の検討を行うこと。さらに、ハローワークが青少年の相談等に適切に対応できる体制を整備すること。
- 十、青少年が安心して職業を選択できるよう、違法な長時間労働の繰り返しが認められる場合など若者の「使い捨て」が疑われる企業であって、社会的に影響力の大きい場合は、労働基準監督機関が是正を指導した段階で企業名を公表するなど、実効性のある取組を行うこと。
- 右決議する。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（閣法第51号）

（衆議院 27.6.2可決 参議院 6.3地方・消費者問題に関する特別委員会付託 6.19本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、国から地方公共団体又は都道府県から指定都市等への事務・権限の移譲等に関する事項
住民に身近な行政を地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするため、農地転用の権限移譲を始めとして、国から地方公共団体又は都道府県から指定都市等への事務・権限の移譲等を行うこととし、関係法律の改正を行う。
- 二、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等に関する事項
地方が自らの発想でそれぞれの地域に合った行政を行うことができるようにするため、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等を行うこととし、関係法律の改正を行う。
- 三、施行期日
この法律は、一部を除き、平成28年4月1日から施行する。

貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第52号）

（衆議院 27.6.30可決 参議院 7.3経済産業委員会付託 7.10本会議可決）

【要旨】

本法律案は、貿易保険事業を一層効果的かつ効率的なものとするため、独立行政法人日本貿易保険を解散して株式会社日本貿易保険（以下「会社」という。）を設立することとし、その目的、業務範囲に関する事項等を定めるとともに、政府による再保険制度及び貿易再保険特別会計を廃止し、確実な保険金支払を担保する制度の創設を行う等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、貿易保険法の一部改正

1 会社の設立

会社は、対外取引において生ずる通常の保険によって救済することができない危険を保険する事業を行うことを目的とする株式会社とし、政府は、常時、会社の発行済株式の総数を保有していなければならない。

2 貿易保険引受基準及び再保険引受基準並びに引受決定

会社の保険引受けに国の政策を反映させるため、経済産業大臣は、貿易保険引受基準及び再保険引受基準を定めるものとし、会社は、一定の重要案件について、貿易保険又は再保険の引受けを決定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣に意見を述べる機会を与えなければならない。

3 財政上の措置

政府は、会社が、社債を発行し、又は資金を借り入れることによっても、なお資金調達が困難であると認められるときは、予算で定める金額の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

4 監督

会社は、経済産業大臣が監督し、経済産業大臣は、法律を施行するため必要があると認めるとき等には、会社に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

5 国際約束の履行上必要なものと認められる会社の債権の免除等に係る交付金

政府は、会社が外国政府等に関する貿易保険等に関して取得した債権等についてその免除等をした場合において、その免除等をしたことが我が国が締結した条約その他の国際約束に照らして特に必要なものであると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に対し、その免除等をした債権等の額の全部又は一部に相当する額の交付金を交付することができる。

6 政府の再保険の廃止

政府の再保険に係る規定を削除する。

7 その他

一定の海外事業を行うための国内事業者への融資を貿易保険の対象とする等の措置を講ずる。

二、特別会計に関する法律の一部改正

貿易再保険特別会計に係る規定を削除する。

三、施行期日等

1 この法律は、一部の規定を除き、平成29年4月1日から施行する。

2 会社の成立の際現に国が有する権利及び義務のうち、政府の再保険事業に関するものは、会社が承継する。

3 日本貿易保険は、会社の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時に於いて会社が承継する。

【附帯決議】（27.7.9経済産業委員会議決）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 独立行政法人日本貿易保険の特殊会社化に当たっては、利用者ニーズに対応した質の高いサービスを提供するため、専門能力を有する人材の登用や能力開発により職員の一層の専門性の向上を図ること。また、役員等の認可に当たっては、「天下り」の批判を受けることのないよう、これまでの政府方針を踏まえ、適材適所を徹底すること。

二 株式会社日本貿易保険の事業の監督を行うに当たっては、同社の経営状況等の情報公開につい

て適切な措置を講ずるとともに、「経営の自由度、効率性、機動性の向上」という特殊会社化の趣旨を踏まえ、同社の中長期的視点に基づいた経営を阻害することのないよう十分配慮すること。

三 貿易保険事業が、戦争やテロ等によって生じる通常の保険によって救済することのできない損失を填補するリスクの高いものであるとともに、中長期的に収支相償の原則により運営されることを踏まえ、新たに発足する株式会社日本貿易保険の責任準備金の適正な水準について会社設立までに検討し、結論を得ること。

四 我が国の経済協力及び国際協力の一環として、貿易保険に関して取得した債権等に対する債務削減が行われた場合には、その影響に係る負担を利用者だけに求めることのないよう、株式会社日本貿易保険に対し、債務削減額の全部又は一部に相当する交付金の交付に努めること。

右決議する。

地域再生法の一部を改正する法律案(閣法第53号)

(衆議院 27.6.2可決 参議院 6.3地方・消費者問題に関する特別委員会付託 6.19本会議可決)

【要旨】

本法律案は、地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置を追加する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、地域再生計画の記載事項の追加等

地域再生計画に記載することができる事項について、次に掲げるものを追加する。

- 1 地方活力向上地域（産業及び人口の過度の集中を防止する必要がある地域及びその周辺の地域であって政令で定めるもの以外の地域であり、かつ、当該地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域をいう。）において、本店又は主たる事務所その他の地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資するものとして内閣府令で定める業務施設（工場を除く。）を整備する事業に関する事項
- 2 集落生活圏（自然的社会的諸条件からみて一体的な日常生活圏を構成していると認められる集落及びその周辺の農用地等を含む一定の地域をいい、市街化区域その他政令で定める区域を除く。）において、地域における住民の生活及び産業の振興の拠点（以下「地域再生拠点」という。）の形成並びに農用地等の保全及び農業上の効率的かつ総合的な利用を図るために行う事業であって、就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するものに関する事項
- 3 2に規定する事業と一体的に推進する事業であって、地域における持続可能な公共交通網の形成及び物資の流通の確保に資するため、自家用有償旅客運送者が行うものに関する事項
- 4 遊休工場用地等（農村地域工業等導入促進法に規定する実施計画に従って整備された工場用地等のうち、内閣府令で定める期間以上の期間工業等の用に供されていないものをいう。）に、工業等以外の産業であって、当該遊休工場用地等の存する農村地域における産業の現状その他の事情に照らして、当該農村地域における安定した雇用機会の確保に資するものを導入する事業に関する事項

二、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の作成等

一の1の事業が記載された地域再生計画が内閣総理大臣の認定を受けたときは、一の1の事業であって、一定の要件を満たすものを実施する個人事業者又は法人は、当該事業の実施に関する計画を作成することができるものとし、当該計画について都道府県知事の認定を受けたときは、独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証及び課税の特例等の適用があるものとする。

三、地域再生土地利用計画の作成等

- 1 一の2の事業が記載された地域再生計画が内閣総理大臣の認定を受けたときは、認定市町村は、協議会における協議を経て、当該認定市町村の区域において、認定地域再生計画に記載されている集落生活圏について、地域再生拠点の形成並びに農用地等の保全及び農業上の効率的

かつ総合的な利用を図るための土地利用に関する計画（以下「地域再生土地利用計画」という。）を作成することができることとし、当該計画には、地域再生拠点形成のために誘導すべき集落福利等施設の立地を誘導すべき区域（以下「地域再生拠点区域」という。）、農用地等の保全及び農業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域（以下「農用地等保全利用区域」という。）等を記載するものとする。

2 認定市町村の長は、農用地等保全利用区域内にある農用地等の所有者等に対し、必要な援助を行うものとし、当該農用地等が地域再生土地利用計画に即して利用されていない又はそのおそれがある場合で計画の達成のため必要があると認めるときは、必要な勧告ができる。

3 地域再生拠点区域内における誘導施設の整備に関する事項等を地域再生土地利用計画に記載し、都道府県知事の同意を得たときは、当該施設の用に供する農地等の転用等の許可及び開発許可等の特例措置を講ずる。

四、自家用有償旅客運送者による貨物の運送の特例

一の3の事業が記載された地域再生計画が内閣総理大臣の認定を受けたときは、自家用有償旅客運送者は、旅客の運送に付随して、少量の郵便物、新聞紙その他の貨物を運送することができる。

五、遊休工場用地等に導入する産業の特例

認定地域再生計画に記載されている一の4の事業により遊休工場用地等に導入される産業は、農村地域工業等導入促進法の規定の適用については、工業等とみなす。

六、地域再生推進法人の指定の対象となる法人の追加

地域再生推進法人の指定の対象となる法人に、営利を目的としない法人を追加する。

七、施行期日等

1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 政府は、この法律の施行後3年以内に、認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置の適用状況その他の新法の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【附帯決議】（27.6.17地方・消費者問題に関する特別委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、人口減少を克服し、地方創生を成し遂げることが急務であることに鑑み、必要な予算の確保を始め、一層の支援措置の拡大等に努めること。

二、本法施行後3年の見直しに合わせ、特に地方活力向上地域特定業務施設整備事業については、その効果についてまち・ひと・しごと創生法の目的にある「東京圏への人口の過度の集中を是正」する観点を踏まえ検証を行い、その結果に基づいて、必要に応じて地方活力向上地域の範囲も含めた規定の見直しを行うこと。

三、医療、福祉、教育等のサービス産業による地域活性化政策を中軸に据えた国の長期計画を、地域住民の視点に立って検討すること。

四、地方経済の再生、雇用の創出を強力に推進するため、各省庁において実施している施策を地方の視点から調整し、地方創生の実現に向け政府一体となって取り組むこと。

五、中山間地域等では、人口減少に伴い、住民の生活に必要なサービス機能の提供に支障が生じてきていることを踏まえ、医療、介護、教育、ガソリン、電力、金融、通信、交通、郵便などに係るユニバーサルサービスの提供に関し、その維持・確保のための手段及び責任の所在等について、各省庁の施策を一体的に捉えた上で、それらの基本的在り方を検討すること。

六、地域医療構想の策定や地域包括ケアシステムの構築に当たっては、子育て世代や働く世代など各世代の医療・介護に対するニーズを把握し、地方への人口移動を促進するような地域医療・介護提供体制が整えられるよう各省庁が連携して取り組むこと。

右決議する。

内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律案(閣法第54号)

(衆議院 27.7.7可決 参議院 8.31内閣委員会付託 9.4本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、各省等への総合調整権限の付与

1 国家行政組織法の一部改正

ア 省は、各省大臣の分担管理する行政事務及び当該大臣が掌理するイの行政事務をつかさどる。

イ 各省大臣は、行政事務を分担管理するほか、その分担管理する行政事務に係る各省の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務を掌理する。

ウ 各省大臣は、イの事務の遂行のため特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告すること等ができる。

2 各省等設置法等の一部改正

ア 各省は、その分担管理する行政事務に係る任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とし、当該任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。

イ 各省は、アの任務を達成するため、その分担管理する行政事務に係る任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

ウ 国家公安委員会、金融庁及び消費者庁についてア及びイと同様の措置を講ずる。

二、事務の移管（内閣府設置法等の一部改正）

1 内閣官房から内閣府に、知的財産戦略推進事務局など5つの事務等を移管する。

2 内閣府本府から各省等に、食育推進など9つの事務等を移管する。

三、施行期日

この法律は、一部を除き、平成28年4月1日から施行する。

【附帯決議】(27.9.3内閣委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 複雑化・多様化した経済社会情勢の急速な変化等に対応するためには、国民本位で、時代に即した合理的かつ効率的な行政を実現することが求められる。そのため、今後も内閣官房及び内閣府の業務の在り方に加え、省庁の編成や国、地方の役割分担を再検討するなど業務の不断の見直しに積極的に取り組むこと。

二 特定の内閣の重要政策について、各省庁が総合調整事務を行うに当たっては、閣議において決定された基本的な方針を実効性あるものとするとともに当該省庁が所管の個別事業の利害や制約にとらわれ、内閣としての一体性を損なうことのないよう万全を期すること。

三 各省庁に特定の内閣の重要政策に関する総合調整機能が付与されることに鑑み、内閣及び内閣総理大臣がリーダーシップを発揮できるような的確に補佐し、幅広い視野に立って総合調整事務を担うことができる人材の育成に取り組むとともに、府省の枠を超えて戦略的に人材を配置するなど、政府全体として適切な人事管理を推進すること。

四 今後の内閣官房及び内閣府への業務の追加に当たっては、関係省庁に総合調整等を行わせた場合の効果との比較・検討を行うなど、その必要性を十分勘案した上で判断するとともに、新たな業務を法律によって追加する場合には、原則として、あらかじめ当該業務を行う期限を設けること。

五 内閣の重要政策に関する企画立案機能の強化に当たり、地域活性化や政府関係機関の地方移転の取組などを通じ、地方を含む関係者の意見や施策の現場の状況を十分に把握するよう努めること。

右決議する。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第55号)

(衆議院 27.9.3可決 参議院 9.7内閣委員会付託 9.11本会議可決)

【要旨】

本法律案は、公共施設等運営事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため、国の職員が公共施設等の運営等に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務に従事するために公共施設等運営権者の職員として在職した後引き続いて国の職員となった場合における退職手当の特例を設ける等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、公共施設等運営権実施契約

公共施設等運営権者は、国又は地方公共団体から職員の派遣を受け入れる場合には、公共施設等の管理者等との間で、当該派遣職員が従事する業務の内容及び期間等をその内容を含む公共施設等運営権実施契約を締結しなければならない。

二、派遣職員に係る特例

当該派遣職員が、公共施設等運営権者の職員として、公共施設等の運営等に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務に従事した後、再び国又は地方公共団体の職員となった場合における退職手当の取扱い等について、他の職員との均衡を失することのないよう、国家公務員退職手当法等の特例を設ける。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(27.9.10内閣委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 指定管理者制度や包括的民間委託など多様な手法を活用し、官民連携事業の推進に努めること。また、手法の選択及び民間事業者の選定においては手続の透明性が確保されるよう十分に留意すること。
- 二 民間事業者への公務員の派遣等に当たっては、民間事業者からの要請を十分踏まえて実施するものとし、公務員の新たな天下りの手段との疑念を抱かれることのないよう、その運用に万全を期すこと。
- 三 公共施設等の整備等に当たっては、公費負担の抑制の観点からも、事業規模に応じ、また地域の実情を踏まえ、事前に官民連携事業での実施可否を検討する仕組みの構築について検討すること。

右決議する。

金融商品取引法の一部を改正する法律案(閣法第56号)

(衆議院 27.5.19可決 参議院 5.20財政金融委員会付託 5.27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、適格機関投資家等特例業務(プロ向けファンド)に関する特例制度をめぐる昨今の状況を踏まえ、成長資金の円滑な供給を確保しつつ、投資者の保護を図るため、適格機関投資家等特例業務を行う者(届出者)について、一定の欠格事由を定め、契約の概要及びリスクを説明するための書面の契約締結前の交付の義務付け等を行うとともに、業務改善命令、業務停止命令等の監督上の処分を導入する等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、届出者の要件等

- 1 届出者の欠格事由（金融商品取引業の登録取消しや特例業務の廃止命令を受けてから5年間は特例業務を行うことができないこととする等）を定める。
- 2 届出書の記載事項を拡充するとともに、届出書等の公表に関する規定を設ける。
- 3 実態を伴わない適格機関投資家を排除するため、特例業務における適格機関投資家の範囲や要件の設定を可能とする。

二、届出者に対する行為規制の拡充

- 1 届出者に対し、適合性の原則（顧客の知識・経験等に照らし不適當な勧誘の禁止）やリスク等の説明義務を新たに定めるなど、行為規制を拡充する。
- 2 届出者に対し、事業報告書の作成及び当局への提出、帳簿書類の作成及び保存等を義務付ける。

三、問題のある届出者への行政対応等

届出者に対する監督上の処分として業務改善命令、業務停止命令、業務廃止命令を可能とするとともに、無届出者等に対する罰則を強化する。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（27.5.26財政金融委員会議決）

政府は、次の事項について、充分配慮すべきである。

- 一 実体経済を支えつつ、成長産業として経済をリードするという我が国金融業が果たすべき役割を踏まえ、金融機能の安定、市場の公正、利用者の保護等に万全を期すとともに、我が国金融資本市場の国際的な魅力を高め、アジアのメインマーケットたる市場を実現するための取組を推進すること。
- 一 本法による制度の運用に当たっては、いわゆるプロ向けファンドをめぐる投資者被害を抑止するため、一般の個人に被害が生じないよう販売可能な投資者の範囲を適切に限定するとともに、引き続き投資者に対する注意喚起や理解啓発に努めるなど、投資者保護に万全を期すこと。
また、ファンドがリスクマネー供給に果たす役割の重要性に鑑み、ファンドに対する投資者の信頼を確保しつつ、創業・起業期や新興期等の段階にある企業に対して円滑かつ適切な成長資金の供給が行われるよう配慮すること。
- 一 証券・金融と商品を一体として取り扱う総合取引所の創設が、我が国市場の国際競争力の強化及び利用者利便の向上を図るために重要な取組であることに鑑み、総合取引所についての規制・監督を一元化する金融商品取引法の趣旨を踏まえ、その早期実現に向けて取引所等の関係者に対し更なる検討を促すなど、金融庁、農林水産省及び経済産業省が連携して対応を強化すること。
- 一 証券市場の健全な発展及び新規公開の品質向上に資するため、引受審査を行う証券会社において利益相反が生じないよう留意するとともに、証券取引所における上場審査を強化するなど、投資家の信頼確保を図ること。その際、新規上場の促進にも配慮しつつ、成長企業への円滑な資金供給に向けた更なる環境整備に努めること。
- 一 近時におけるプロ向けファンドをめぐる多数の法令違反行為などの実態も踏まえ、実効性のある投資者・利用者保護を図る観点から、金融商品取引業者等に対する検査及び監督を強化すること。また、海外の業者や海外での運用等についても法執行の充実を図ること。
その際、地域の金融商品取引業者等の検査及び監督を主に担当する財務局も含め、優秀な人材の確保と職員の専門性の向上を図るとともに、必要な定員の確保、高度な専門的知識を要する職務に従事する職員の処遇の改善、機構の充実及び職場環境の整備に努めること。
右決議する。

総合法律支援法の一部を改正する法律案(閣法第57号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、法的援助を要する者の多様化により的確に対応するため、日本司法支援センターの業務として、認知機能が十分でない者及び大規模な災害の被災者等を援助する業務を追加する等の措置を講じようとするものである。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律案(閣法第58号)

(衆議院 27.6.4可決 参議院 6.18国土交通委員会付託 7.1本会議可決)

【要旨】

本法律案は、社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、一定規模以上の建築物の建築物エネルギー消費性能基準（以下「省エネ基準」という。）への適合性を確保するための措置、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定その他の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国土交通大臣は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する基本的な方針を定め、これを公表しなければならないこととする。
- 二 政令で定める規模以上の大規模な非住宅建築物（特定建築物）について、新築時等における省エネ基準への適合義務及び適合性判定義務を課し、これを建築確認で担保することとする。
- 三 特定建築物以外の一定規模以上の建築物について、新築時等における建築物のエネルギー消費性能確保のための計画の届出義務を課し、これが省エネ基準に適合しないときは、必要に応じ、所管行政庁が指示等を行うことができることとする。
- 四 国土交通大臣は、一定戸数以上の一戸建ての住宅を新築する事業者が、最も優れている新築一戸建て住宅のエネルギー消費性能等を勘案して定める基準に照らして住宅のエネルギー消費性能の向上を相当程度行う必要がある場合に、勧告等を行うことができることとする。
- 五 エネルギー消費性能の優れた建築物について、所管行政庁による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けて容積率の特例を受けることができることとする。
- 六 省エネ基準に適合している建築物について、所管行政庁の認定を受けてその旨を表示することができることとする。
- 七 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 八 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、二、三、四及び一部の規定については、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】(27.6.30国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 国民に対して建築物のエネルギー消費性能の向上の必要性や効果を分かりやすく説明し、本法施行への協力を求めるとともに、今後予定される建築物の省エネ基準適合義務の対象拡大について理解の促進を図ること。
- 二 建築物エネルギー消費性能適合性判定が円滑に実施されるよう、判定方法をより合理的なものとする。また、関係省令、告示等の制定から施行までに十分な期間を置いて、所管行政庁その他の関係機関、関係事業者等に対する制度の周知を徹底すること。
- 三 今後の適合義務の対象拡大に当たっては、予定される時期、範囲等を早期に明らかにした上で、審査等の執行体制の充実強化及び設計、施工、評価等を担う技術者の育成を促進すること。また、所管行政庁において届出制度が的確に運用されるよう、実情を把握した上で必要な支援を行い、適合率の向上を図ること。

- 四 戸建住宅を含めた小規模建築物の義務化に向けて、手続の一層の簡素化等、建築側と審査側双方の負担軽減策を講じるとともに、中小工務店や大工等の技術力の向上に向けた支援の拡充を行うなど、制度の円滑な実施のための環境整備に万全を期すこと。あわせて、地域の気候風土に対応した伝統的構法の建築物などの承継を可能とする仕組みを検討すること。
- 五 建築物の省エネ基準等は、新築におけるエネルギー消費性能の実態等を踏まえ、その向上に資する水準が維持されるよう定期的な見直しを行うこと。また、新技術の開発や低コスト化を促進するため、基準強化の時期、内容等をあらかじめ明らかにすること。
- 六 建築物のエネルギー消費性能について、統一かつ分かりやすい表示の方法を早期に確立するとともに、建築物の広告等における性能の掲載や、売買、賃貸等の契約における性能の説明などの促進により、性能に優れた建築物が市場において適切に評価される環境を整備すること。あわせて、建築物の設計者に対し、建築主へのエネルギー消費性能の適切な説明を促すこと。
- 七 住宅の断熱性能の向上が、ヒートショックの防止など居住者の健康の維持・増進や生活の質の向上に資することについて、実態調査を行いその結果を公表するとともに、国民の理解を深めるよう努めること。また、住宅等の断熱性能の向上を図る上では、開口部における木製又は樹脂製のサッシの使用が有効であるため、その普及の促進に向けて、諸外国の例も参考にしつつ、同サッシの防耐火性能に係る技術開発や基準の合理化を検討すること。
- 八 既存建築物の省エネルギー改修を促進するため、支援制度の充実を図ること。特に、エネルギーコストの低減のメリットが所有者ではなく入居者に帰属することとなる賃貸住宅について、所有者に対するインセンティブの強化を検討すること。
- 九 国、地方公共団体等の公共建築物の新築、改修等に当たっては、建築物のエネルギー消費性能の向上を先導するものとなるよう、積極的な新技術の導入、再生可能エネルギーの活用等に努めること。
右決議する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律案(閣法第59号)

(衆議院 27.6.11可決 参議院 6.12環境委員会付託 7.10本会議可決)

【要旨】

東日本大震災の発生後の被災地の廃棄物処理に関する課題として、事前の備えが不十分であったこと、このため、災害発生の初期段階で関係者が十分に機能・能力を発揮できなかったこと、さらには、国が速やかに処理の指針を示し、それを実施するための特例措置を講じて、円滑・迅速な処理を促すことができなかったことなどが浮上した。政府は、これらの課題を、近年の災害の教訓も踏まえて解決するため検討したところ、国、地方公共団体、民間事業者等、廃棄物処理に関係する者が、それぞれ主体的に、連携・協力した上で、平時から災害に備える必要があること、また、その平時の備えを災害発生後に実際に活用し、実現するための制度的担保が必要であることが明らかとなり、さらに、大規模災害に備え、地方公共団体だけでは処理しがたい場合を想定し、国が自ら処理に当たるための制度が必要である、との結論に至った。

本法律案は、これら制度的な担保が必要なものについて法制度を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、平時の備えを中心としつつ、通常起こり得る規模の災害対応も含めた廃棄物処理における災害対策の強化として、災害時においても適正かつ円滑・迅速な廃棄物処理を図るとの基本理念を明確にするとともに、国、地方公共団体、事業者等、災害時の廃棄物処理に関わる者の連携・協力の責務を明確にした上で、その担保として、国が策定する基本方針等の規定事項として、災害に向けた備えを追加することとする。また、通常規模の災害が発生したときの円滑・迅速な廃棄物処理に向けて、災害廃棄物の処分に係る仮設処理施設の設置手続を簡略化するなど、所要の措置を講ずるものとする。

二、大規模災害時の廃棄物処理対策の強化として、大規模災害が発生したときは、通常規模の災害への対策に加えて、政令による指定を受けて、環境大臣が、当該災害により生じた廃棄物について処理に関する基本的な指針を策定することとする。

三、以上の措置及び既存の特例措置によってもなお不十分であるときは、環境大臣が、一定の要件の下、被災地域にある市町村の長からの要請を受け、当該市町村における災害廃棄物の処理を自ら代行することができることとする。

四、この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行するものとする。

【附帯決議】(27.7.9環境委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、今回の法改正に盛り込まれなかった放射性物質に汚染された廃棄物の処理体制について、早急に法整備を含めた対応を検討し、万が一原子力災害が起きた場合に備えること。

あわせて指定廃棄物の処理について各地域で混乱を招いていることから、処理促進についての法整備を含めた議論を加速化し、早急に対策を講ずること。

二、非常災害時の廃棄物の適正な処理を円滑かつ迅速に行うため、廃棄物の発生状況の把握から最終処分に至るまで、関係者による適切な役割分担及び相互の協力が確実に実施されるよう、今後策定するとされている「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」等により、国、都道府県、市町村それぞれが果たすべき役割、民間事業者に対して求める協力の内容等について具体的に示すとともに、国がリーダーシップを確実に発揮できるよう体制整備に努めること。

三、地方自治体において、災害時の廃棄物処理に係る事前の備えとして、仮置場の確保の方策等を定める「災害廃棄物処理計画」の策定率が3割程度にとどまっていることから、発災時の適正かつ迅速な対応を可能とするために、同計画の策定が加速されるよう、地方自治体に対する支援に万全を期すること。

四、災害廃棄物の広域処理については、東日本大震災の際の教訓も踏まえ、災害廃棄物の迅速な処理を大前提としつつ、地域の実情や経済性も考慮した上で、必要に応じて実施するものとする。その際には、廃棄物の処理が効率的に行われることとなるよう、関係地方自治体、民間事業者等と協議するとともに、国民の理解を得るために十分な説明を行うこと。

五、廃棄物処理施設の設置等に係る手続の簡素化、処理の再委託及び再生利用については、不適正処理を誘発することのないよう、厳格な条件を付すなど適切な措置を講ずること。

六、大規模災害における災害廃棄物の処理には莫大な費用が必要になることから、地方自治体の負担に対する不安を払拭するためにも、十分な財政上の措置を講ずるよう努めること。

七、東日本大震災では既存の廃棄物処理施設が地震や津波で損壊し、処理が遅れたことから、地震や水害で稼働不能とならないよう施設の強靱化に向けた整備、予算の確保など十分な災害対策を講ずるよう努めること。

また、地域の災害対応拠点となる廃棄物処理施設について、避難所等への電気や熱エネルギーの供給施設としても機能することとなるよう、地方自治体の取組を支援すること。

八、大規模災害発生時には、甚大な被害により被災地域のみで処理体制を確保することが困難な場合も想定されるため、事態の推移に応じた災害廃棄物の発生量の推計及びその処理に係る最新の科学的・技術的知見を集積し、被災地域を支援するための体制を整備すること。

また、自然生態系の有する防災・減災機能が災害廃棄物の発生を抑制し、被災地域の負担軽減に資することから、今後のインフラ整備において活用するよう努めること。

九、今回の法改正に基づいてとられる措置については、平時の備えから大規模災害発生時の対応まで、切れ目なく災害対策を実施・強化するとの法整備の趣旨が完遂されるよう、今後の災害廃棄物等に関する知見の拡充並びに地方自治体等の実施した措置及び体制等の状況を踏まえ、継続的に見直しを行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

右決議する。

矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律案(閣法第60号) (先議)

(参議院 27.4.13法務委員会付託 4.17本会議可決 衆議院 8.27可決)

【要旨】

本法律案は、矯正施設に収容されている者に対する医療の重要性に鑑み、矯正医官について、その能力の維持向上の機会を付与すること等によりその人材を継続的かつ安定的に確保するため、兼業の許可等に関する国家公務員法の特例を設ける等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国は、広報活動、啓発活動その他の活動を通じて、矯正施設に収容されている者に対する医療の重要性に対する国民の関心と理解を深めるよう努めるとともに、矯正医官の勤務条件の改善その他の矯正医官の確保のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 二 矯正医官が、矯正施設の外の病院又は診療所等において診療を行う兼業について、正規の勤務時間において行う場合や報酬を得る場合であっても、法務大臣の承認によって行うことができることとする。
- 三 法務大臣又はその委任を受けた者は、矯正医官で人事院規則で定めるものについて、公務の能率の向上に資すると認める場合には、いわゆるフレックスタイム制によって勤務時間を割り振ることができる。
- 四 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(27.4.16法務委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 矯正施設における適切な医療の提供は、被収容者の身柄を強制的に拘禁している国の責務であることに鑑み、矯正医官の減少により医療の提供が危機的な状況にある現状を重く受け止め、関係機関との連携を更に強化し、常勤の矯正医官の確保に万全を期すとともに、医療の提供体制の在り方について今後も検討を進め、一層の改善を図ること。
- 二 矯正医官には原則として当直勤務がないことなどに加え、本法により勤務時間の見直し等の待遇改善が図られ、女性医師にとって、家庭と仕事の両立がしやすい勤務環境が整備されることを受け、女性医師の矯正医官への積極的な登用を進めるとともに、物的設備面においても、女性医師が矯正医官として勤務しやすい環境整備を進めること。
- 三 矯正医官の兼業の許可の特例については、医師が医療を通じて地域社会における公衆衛生の向上等に協力し、国民の健康な生活を確保するという公共的な使命を負う者であり、また、他の医療機関等において医療行為等を行うことが医療知識・技術の維持・向上にも資するということから兼業を広く認めるといふ本法の趣旨を踏まえ、これにより矯正医官の職務遂行に不都合が生じることのないよう、適正な運用に努めること。
- 四 本法により勤務時間の見直し等の待遇改善が図られた矯正医官のほか、国家公務員及びそれに準ずる身分で医療職に従事する医師の待遇改善についても、検討すること。
右決議する。

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第61号)

(衆議院 27.7.31可決 参議院 8.3経済産業委員会付託 8.21本会議可決)

【要旨】

本法律案は、中小企業における経営の承継をより円滑化するため、後継者が贈与を受けた株式等を関係者の合意により遺留分の算定の対象から除外等する制度において、後継者の範囲を拡大するとともに、小規模企業共済制度において親族が事業を承継した場合に共済金の支給額を引き上げる等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の一部改正

1 遺留分特例制度の親族外への拡充

イ 旧代表者の推定相続人及び後継者は、その全員の合意をもって、書面により、後継者が当該旧代表者からの贈与等により取得した特例中小企業者の株式等の全部又は一部について、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しない旨等の定めをすることができる。

ロ イの合意をする際に、併せて、その全員の合意をもって、書面により、後継者が当該旧代表者からの贈与等により取得した株式等以外の財産の全部又は一部について、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しない旨の定めをすることができる。

ハ 推定相続人と後継者との間の衡平を図るための措置等に関する定めをする場合には、書面によってしなければならないが、また、この合意として、後継者以外の推定相続人が旧代表者からの贈与等により取得した財産の全部又は一部について、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しない旨の定めをすることができる。

2 指導及び助言

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、中小企業者の経営の承継の円滑化を図るため、旧代表者、後継者その他その経営に従事する者に対して、その経営の承継の円滑化に関し必要な助言を行う。

二、小規模企業共済法の一部改正

1 共済事由の引上げ

イ 個人たる小規模企業者としての地位において締結した共済契約に係る共済契約者が、その配偶者又は子に対し事業の全部を譲り渡したときの共済事由を引き上げる。

ロ 会社等の役員たる小規模企業者としての地位において締結した共済契約に係る共済契約者にあつては、65歳以上でその会社等の役員でなくなったときの共済事由を引き上げる。

2 小規模企業共済制度の利便性の向上

イ 共済契約の申込みに際して添えなければならない申込金を廃止する。

ロ 共済契約者からの掛金月額減少の要件を廃止する。

ハ 分割払の方法による共済金の支給月数を変更する。

ニ 共済金の支給を受けるべき遺族を追加する。

ホ その他、契約の解除の例外の追加及び掛金納付月額の通算に係る措置を講ずる。

三、独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正

中小企業者の経営の承継の円滑化に関し必要な助言を行う業務を追加する等の措置を講ずる。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(27.8.6経済産業委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 遺留分に関する民法の特例措置については、制度創設以来地域や企業規模毎に活用件数の差があることを含め、全体として必ずしも十分に活用されているとは言えない状況を踏まえ、中小企業支援を担う各関係機関とも協力しながら、制度の存在や利点及び手続方法等について中小企業に十分認知されるよう周知徹底に努めること。

二 相続税及び贈与税の納税猶予制度については、本年1月の適用要件緩和後における中小企業者及び関係者の評価を踏まえつつ不断の検証を行うとともに、必要に応じて更に適用要件を変更する等の措置を講ずること。

三 小規模企業共済については、資産の安全かつ確実な運用を行うとともに、加入者数の増加に努めながら、収支の安定化については制度の長期的安定の確保に最大限の努力を払うこと。また、予定利率の変更や付加共済金の支給率の決定等については、加入者のニーズに応えるとともに、共済財政への影響を十分に検討した上で行うこと。

右決議する。

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第62号)

(衆議院 27.5.29可決 参議院 6.1総務委員会付託 6.5本会議可決)

【要旨】

本法律案は、郵便・信書便分野における規制の合理化を図るため、郵便及び信書便に関する料金の届出手続を緩和するとともに、特定信書便役務の範囲を拡大し、特定信書便役務に係る信書便約款の認可手続を簡素化しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、郵便に関する料金の届出手続に関し、郵便事業の収入に与える影響が軽微な料金のうち総務省令で定める料金について、事前届出制を改め、事後届出制とするとともに、一般信書便役務に関する料金の届出手続に関し、併せて手続の緩和を図ることとする。
 - 二、特定信書便役務の範囲に関し、大きさ及び料金の要件を見直し、長さ、幅及び厚さの合計が73センチメートルを超える信書便物を送達する信書便の役務及びその料金の額が800円を下回らない範囲内において総務省令で定める額を超える信書便の役務を特定信書便役務とすることとする。
 - 三、総務大臣が標準信書便約款を定めて公示した場合において、特定信書便事業者が、標準信書便約款と同一の信書便約款を定めたときは、その信書便約款については、総務大臣による認可を受けたものとみなすことにより、特定信書便役務に係る信書便約款の認可手続を簡素化することとする。
- 四、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(27.6.4総務委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、郵政民営化法の規定に基づき、日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社がユニバーサルサービスとして、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務が利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的に利用できるようにするとともに将来にわたりあまねく全国において公平に利用できることが確保されるよう、郵便局ネットワークを維持し、並びに、郵便局ネットワークの活用その他の郵政事業の実施に当たっては、その公益性及び地域性が十分に発揮されるよう、これらの責務の履行の確保を図るため、必要な支援及び環境整備を行うこと。
 - 二、郵政3事業において、サービスの公共性に鑑み、適正な雇用環境や健全な事業基盤が確保されるよう配慮すること。
 - 三、信書の制度に関する利用者の理解及び認識を深めるため、関係事業者等と連携し、適切な周知を図ること。
- 右決議する。

民法の一部を改正する法律案(閣法第63号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、社会経済情勢の変化に鑑み、消滅時効の期間の統一化等の時効に関する規定の整備、法定利率を変動させる規定の新設、保証人の保護を図るための保証債務に関する規定の整備、定型約款に関する規定の新設等を行おうとするものである。

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第64号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、民法の一部を改正する法律の施行に伴い、商法その他の関係法律の規定の整備等を行おうとするものである。

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(閣法第65号)

(衆議院 27.6.2可決 参議院 6.29内閣委員会付託 7.8本会議可決)

【要旨】

本法律案は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、国家戦略特別区域に係る法律の特例に関する措置の追加等を行うとともに、経済社会の構造改革及び地域の活性化を図るため、構造改革特別区域に係る法律の特例に関する措置を追加しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国家戦略特別区域法の一部改正

1 学校教育法等の特例

国家戦略特別区域会議が、公立国際教育学校等管理事業（都道府県等が設置する中学校、高等学校又は中等教育学校のうち、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に寄与する人材の育成の必要性に対応するための教育を行うものとして一定の基準に適合するものの管理を、私立学校法に規定する学校法人等であって、当該学校の管理を担当する役員が必要な知識又は経験を有するものとして都道府県等が指定するものに行わせる事業をいう。）を定めた区域計画の認定を受けたときは、都道府県等は、条例の定めるところにより、指定した法人に当該学校の管理を行わせることができる。

2 児童福祉法等の特例

国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域限定保育士事業（保育の需要に応ずるため、国家戦略特別区域限定保育士の資格を定める事業をいう。）を定めた区域計画の認定を受けたときは、国家戦略特別区域限定保育士試験の合格者は、当該事業実施区域において、一定の期間は国家戦略特別区域限定保育士となる資格を有する。

3 出入国管理及び難民認定法の特例

国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業（家事支援活動を行う外国人を、一定の基準に適合する本邦の公私の機関が雇用契約に基づいて受け入れる事業をいう。）又は国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業（外国人が創業活動を行うことを促進する事業をいう。）を定めた区域計画の認定を受けたときは、法務大臣は、本邦に上陸しようとする外国人から、特定家事支援活動又は創業活動を行うものとして、在留資格認定証明書の交付の申請があった場合には、在留資格認定証明書を交付することができる。

4 都市公園法の特例

国家戦略特別区域会議が、都市公園占用保育所等施設設置事業（保育等の福祉サービスの需要に応ずるため、都市公園を占用して、保育所等の社会福祉施設を設置する事業をいう。）を定めた区域計画の認定を受けたときは、2年以内に当該事業に係る保育所等施設のための都市公園の占用許可申請があった場合には、都市公園の公園管理者は、一定の基準に適合する限り、当該許可を与えるものとする。

5 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の特例

国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域血液由来特定研究用具製造事業（研究機関と連携し、業として、医薬品等の研究開発において試験等の用途に用いる物を製造する事業であって、一定の要件を満たすものをいう。）を定めた区域計画の認定を受けたときは、当該事業を行おうとする者は、血液を原料とした研究用具の業としての製造を行うことができる。

6 1から5のほか、公証人法、医療法、水産業協同組合法、国有林野の管理経営に関する法律、国家公務員退職手当法、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律、外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第17条等の特例等に関する法律及び特定非営利活動促進法の特例に関する措置を追加する。

7 設備投資減税等に関する課税の特例に関する措置を追加する。

二、構造改革特別区域法の一部改正

1 道路整備特別措置法及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の特例

地方道路公社が管理する有料道路の運営権を設定する場合には、民間事業者に料金を収受させることとし、民間事業者が当該道路の運営を行うことができるものとする。

2 1のほか、通訳案内士法の特例に関する措置を追加する。

三、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

電気通信事業法等の一部を改正する法律案(閣法第66号)

(衆議院 27.4.24可決 参議院 5.11総務委員会付託 5.15本会議可決)

【要旨】

本法律案は、電気通信事業の公正な競争の促進、電気通信役務の利用者及び有料放送の役務の国内受信者の利益の保護等を図るため、電気通信事業の登録の更新に関する制度の創設、電気通信役務及び有料放送の役務の提供に関する契約の解除並びに本邦に入国する者が持ち込む無線設備を使用する無線局に係る規定の整備等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、電気通信事業の登録について、第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者たる法人が特定の者と合併をする場合等にあつては、その更新を要することとするとともに、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者であつて総務大臣が指定するものに対して一定の行為を禁止する規定の緩和等の措置を講ずる。

二、総務大臣が指定する電気通信役務又は有料放送の役務の提供に関する契約を締結した利用者又は国内受信者は、書面により当該契約の解除を行うことができることとするほか、電気通信事業者、有料放送事業者又は媒介等業務受託者に対し、これらの役務等の契約の締結の勧誘を受けた者が当該契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為を禁止する。

三、入力されたドメイン名の一部又は全部に対応してアイ・ピー・アドレスを出力する機能を有する電気通信設備を電気通信事業者の通信の用に供する電気通信役務のうち、確実かつ安定的な提供を確保する必要があるものを提供する電気通信事業を営もうとする者は、電気通信事業の届出をしなければならないこととするとともに、当該電気通信設備の管理規程を定めなければならないこととする。

四、本邦に入国する者が、電波法に定める技術基準に相当する技術基準に適合する無線設備を持ち込み、これを使用して無線局を開設しようとする場合には、当該無線設備を一定の期間に限り適合表示無線設備とみなすこととする。

五、電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局の開設計画の認定において電気通信事業の登録を要件とするとともに、当該登録が取り消された場合等に当該認定を取り消すこととする。

六、基準不適合設備の製造業者、輸入業者又は販売業者に対する総務大臣の勧告の要件を改める。

七、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(27.5.14総務委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、新たに総務大臣への届出が義務付けられる卸電気通信役務については、公正な競争を促すことが、消費者による安定した電気通信サービスの安価な利用に資することに鑑み、公平かつ適正な提供が行われているか、継続的な監視・検証を十分に行い、当該結果を踏まえ、必要に応じ関係事業者に対して適切な指導を行うこと。

二、電気通信事業法第30条に規定する禁止行為については、公正競争に与える影響が大きいに鑑み、当該行為が行われていないか、競争事業者等の意見も聴取した上で継続的な監視・検証を

十分に行い、当該結果を踏まえ、必要に応じ関係事業者に対して適切な指導を行うこと。

三、新たに導入される電気通信サービス及び有料放送サービスの初期契約解除制度等については、その内容に関するわかりやすい情報が利用者及び受信者に提供されるよう取り組み、関係事業者等にも指導すること。また、店頭販売やインターネット等の通信販売において、利用者及び受信者に対して混乱を防ぐ措置についての事業者自らの取組状況も踏まえ、過度な規制とならないよう省令等の制定に当たって十分に配慮すること。さらに、電気通信サービス等に対する苦情を減らすため、総務省、消費者庁等の関係各省庁が緊密に連携するとともに、必要に応じ関係事業者等に対して十分な指導を行うこと。

四、消費者が自由な選択に基づいて購入できる環境を確保し、良質なコンテンツの流通を促進するために、販売代理店におけるアプリケーション等のコンテンツ販売が公平に行われるよう、販売の状況について注視すること。

五、2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会の開催等を見据え、我が国の魅力向上・発信を図る観点から、訪日外国人にとっても利用しやすく、高品質なICT環境の実現に向けて、引き続き必要な施策を講ずること。

右決議する。

社会福祉法等の一部を改正する法律案(閣法第67号)

(衆議院 27.7.31可決 参議院 9.24厚生労働委員会付託 継続審査)

【要旨】

本法律案は、福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、介護福祉士の資格の取得に関する特例等について定め、社会福祉施設職員等退職手当共済の退職手当金の額の算定方法を変更する等社会福祉事業等に従事する者の確保を促進するための措置を講ずるとともに、社会福祉法人に評議員会の設置を義務付ける等社会福祉法人の管理に関する規定を整備し、社会福祉法人が社会福祉事業及び公益事業を行う場合の責務について定める等の措置を講じようとするものである。

医療法の一部を改正する法律案(閣法第68号)

(衆議院 27.8.7可決 参議院 9.9厚生労働委員会付託 9.16本会議可決)

【要旨】

本法律案は、医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携を推進するため、地域医療連携推進法人の認定制度を創設するとともに、医療法人の合併及び分割に係る規定の整備を行うほか、医療法人の経営の透明性を確保する等のため、理事の責任、計算書類等に係る規定を整備する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供する参加法人を社員とし、開設する病院、診療所及び介護老人保健施設（以下「病院等」という。）の業務の連携を推進するための医療連携推進方針を定め、医療従事者の研修、医薬品等の物資の供給、資金貸付その他の医療連携推進業務を行うことを目的とする一般社団法人は、地域医療連携推進法人として都道府県知事の認定を受けることができる。

二 参加法人は、医療連携推進区域において病院等を開設する法人とする。また、医療連携推進方針において、介護事業その他の地域包括ケアシステムの構築に資する事業の連携を推進する旨を記載した場合は、当該事業等を行う法人を参加法人とすることができる。

三 事業活動の規模その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める基準に該当する医療法人は、厚生労働省令で定めるところにより、貸借対照表及び損益計算書を作成し、公認会計士等の監査を受けなければならない。また、当該法人は、理事会及び社員総会の承認を受け、これを公告しなければならない。

四 医療法人への理事の忠実義務、任務懈怠時の損害賠償責任等を規定するとともに、社員総会等の機関に関する所要の規定を整備する。

五 医療法人（社会医療法人その他の厚生労働省令で定める者を除く。）は、都道府県知事の認可を受けて、分割することができる。

六 医療法人が2以上の都道府県において病院及び診療所を開設している場合であって、医療の提供が一体的に行われているものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものについては、当該病院の所在地の都道府県知事が社会医療法人の認定を行うことができる。

七 この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、四、五及び六については、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（27.9.15厚生労働委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、病床の過剰な削減を防ぎ、医療機能の必要量の適切な推計に基づく地域医療構想の実現及び地域包括ケアシステムの構築に資するよう、地域医療連携推進法人の認可及び監督を実施する都道府県に対し、適切な指針の提示、医療政策人材の育成等の必要な支援を行うこと。

二、地域医療連携推進法人が地域医療に及ぼす影響に鑑み、地域における医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携の推進に当たっては、規模や資本の大小にかかわらず参加法人の意思が十分に尊重されるとともに、地域住民に必要な医療が確保されるよう留意すること。

三、地域医療連携推進法人の代表理事については、医師又は歯科医師を選任することを原則とすること。また、医師又は歯科医師以外の者を代表理事とする場合でも、営利法人等との利害関係、利益相反を厳重にチェックし、医療の非営利性を損なわないようにすること。

四、貸借対照表及び損益計算書を作成し、公認会計士等の監査を受けなければならない医療法人の基準を厚生労働省令で定めるに当たっては、医療法人の事務負担及び費用負担に配慮しつつ、経営の透明性及び健全性が十分確保されるものとする。また、必要に応じて基準の見直しを図ること。

五、社会医療法人においては公募による社会医療法人債の発行、地域医療連携推進法人においては資金の貸付けや出資が可能であることに鑑み、外部監査の対象となる医療法人においては、内部統制の構築や内部監査体制の構築ができるよう必要な措置を講ずること。

六、本法の施行後5年を経過した場合に、本法による改正後の医療法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるときは、地域医療連携推進法人制度が地域医療構想の達成のために有効に機能しているか、地域の医療提供体制に過不足が生じていないか等について十分検討し、必要な措置を講ずること。

右決議する。

労働基準法等の一部を改正する法律案(閣法第69号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、長時間労働を抑制するとともに、労働者が、その健康を確保しつつ、創造的な能力を発揮しながら効率的に働くことができる環境を整備するため、年次有給休暇に係る時季指定の利用者への義務付け、高度な専門的知識等を要する業務に就き、かつ、一定額以上の年収を有する労働者に適用される労働時間制度の創設等の所要の措置を講じようとするものである。

確定拠出年金法等の一部を改正する法律案(閣法第70号)

(衆議院 27.9.3可決 参議院 9.24厚生労働委員会付託 継続審査)

【要旨】

本法律案は、企業年金制度等について、働き方の多様化をはじめ社会経済構造の変化に対応するとともに、老後に向けた個人の自助努力を行う環境を整備するため、個人型確定拠出年金の加入者の範囲の見直し、小規模事業所の事業主による個人型確定拠出年金への掛金の納付制度の創設、個

人型確定拠出年金の実施主体である国民年金基金連合会の業務の追加等の措置を講じようとするものである。

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案(閣法第71号)

(衆議院 27.6.30修正議決 参議院 7.3農林水産委員会付託 8.28本会議可決)

【要旨】

本法律案は、農業の成長産業化を図るため、農業協同組合、農業委員会及び農業生産法人に関する制度の一体的な見直しを行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、農業協同組合法の一部改正

1 組合の事業運営原則の明確化

農業協同組合及び農業協同組合連合会(以下「組合」という。)は、その行う事業によってその組合員及び会員のために最大の奉仕をすることを目的とし、その事業を行うに当たっては農業所得の増大に最大限の配慮をしなければならないこととするとともに、農畜産物の販売その他の事業において高い収益性を実現し、その収益を事業の成長発展を図るための投資又は事業利用分量配当に充てるように努めなければならないこととする。

2 理事の構成

農業協同組合の理事の定数の過半数は、原則として、認定農業者又は農畜産物の販売その他の事業若しくは法人の経営に関し実践的な能力を有する者でなければならないこととする。

3 組合の組織変更等

組合は、信用事業及び共済事業を除く事業について組合を設立する新設分割並びに株式会社、一般社団法人、消費生活協同組合及び医療法人への組織変更ができることとする。

4 農業協同組合中央会制度の廃止

農業協同組合中央会制度を廃止し、この法律の施行日から3年6月を経過する日までの期間内に、都道府県農業協同組合中央会は農業協同組合連合会に、全国農業協同組合中央会は一般社団法人に、それぞれ移行することができることとする。

5 信用事業を行う農業協同組合等の会計監査人の設置

一定規模以上の信用事業を行う農業協同組合等は、公認会計士又は監査法人による会計監査を受けなければならないこととする。

二、農業委員会等に関する法律の一部改正

1 農業委員会の事務の重点化

農業委員会は、農地法等の法令に基づく事項のほか、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務を行うこととし、農業及び農民に関する事項についての意見公表、他の行政庁への建議等は規定しないこととする。

2 農業委員の選出方法の変更

農業委員の公選制は廃止し、農業委員は、市町村長が議会の同意を得て任命することとするとともに、市町村長は、農業委員の任命に当たっては、原則として、認定農業者が農業委員の過半数を占めるようにしなければならないこととする。

3 農地利用最適化推進委員

農業委員会は、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないこととし、農地利用最適化推進委員は、農業委員会が定める区域内の農地等の利用の最適化の推進のための活動を行うこととする。

4 農業委員会ネットワーク機構

農林水産大臣又は都道府県知事は、一般社団法人又は一般財団法人であって、農業委員会相互の連絡調整等の業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、全国又は都道府県にそれぞれ一を限って、農業委員会ネットワーク機構として指定できることとする。

三、農地法の一部改正

農地を所有できる法人の要件に関し、農業者以外の構成員の有する議決権の要件について総株主の議決権等の2分の1未満まで認めることとするとともに、役員の仕事要件についてその法人の役員等のうち1人以上の者が農作業に農林水産省令に定める日数以上従事すれば足りることとする。

四、施行期日等

1 この法律は、一部の規定を除き、平成28年4月1日から施行することとする。

2 政府は、准組合員の事業の利用に関する規制の在り方について、施行日から5年を経過する日までの間、正組合員及び准組合員の組合の事業の利用の状況並びに農業協同組合等の改革の実施状況の調査を行い、検討を加えて、結論を得ることとする。

なお、本法律案は、衆議院において、附則に、政府は、この法律に基づく農業協同組合及び農業委員会に関する制度の改革の趣旨及び内容の周知徹底を図るとともに、関係者の意識の啓発を図り、当該改革の趣旨に沿った自主的な取組を促進するものとする旨の規定を追加する修正が行われた。

【附帯決議】(27.8.27農林水産委員会議決)

戦後設立された農協と農業委員会は、幾多の変遷を経ながら、我が国農政の根幹としての役割を果たしてきた。

しかしながら、この間の我が国経済社会の変貌や、地方の農業を取り巻く構造変化の中で、自主的な改革も含めて、多くの改革が求められるに至っており、技術革新・6次産業化等による高付加価値化、輸出も視野に入れた需要の開拓、担い手への農地の集積・集約化等を通じた農業の成長産業化、更なる地域振興、多様な農業の発展と農家所得の向上などその成果を着実にあげていくことが喫緊の課題となっている。

そのためには、地域の農協が、地域の農業者と協力して農産物の有利販売・生産資材の有利調達等に創意工夫を生かして積極的に取り組むとともに、農業委員会が、その主たる使命である農地利用の最適化をより良く果たし、農業者の更なる経営発展を進めることができる環境を一体的に整備することが必要不可欠である。

こうした中で、長い歴史を有し、地域と共に存在してきた農協と農業委員会の改革に当たっては、当委員会でも出された多くの意見を踏まえ、関係者の不安を払拭し、着実な推進を図る必要がある。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 農協改革の目的である農業所得の増大のための農産物の有利販売・生産資材の有利調達が確実に達成されるよう、協同組合組織の発展を進める中で、農協が自主的な改革に全力で取り組むことを基本とすること。
- 二 農協の理事構成及び農業委員の構成に係る農林水産省令の制定に当たっては、制度の趣旨を踏まえつつ、組織・運営の自主性・自律性を最大限尊重し、関係者の意向や地域の実態を踏まえた適切なものとなるようにすること。
- 三 准組合員の利用の在り方の検討に当たっては、農業協同組合法第1条の目的を踏まえるとともに、正組合員数と准組合員数との比較等をもって規制の理由としないなど、地域のための重要なインフラとして農協が果たしている役割や関係者の意向を十分踏まえること。

また、改正後の農業協同組合法第7条について、准組合員の事業利用を規制するものでないことなど、その改正趣旨を適切に周知すること。

四 農業協同組合法第1条は「農業者の協同組織の発達を促進すること」を旨としており、その観点から、農協の組織変更は、あくまで選択であり、決して強制的なものではないことを周知徹底するとともに、株式会社への組織変更については、省令において定款に株式譲渡制限ルールを明記するよう措置すること。

五 農協・全農等は、経済界との連携を図り、農業・食品産業の発展と農家所得の向上に資する経済活動を積極的に行うようにすること。

六 農協、信連及び農林中金は、担い手等の新しい資金需要に適切に応えられるよう農業融資に積極的に取り組むこと。

七 全中監査から公認会計士監査への移行に当たっては、農協の監査費用の実質的な負担を増加さ

せない等の配慮事項が確実に実施されるよう、関係者の協議を踏まえ、試験的な実証を行うなど万全の措置を講ずるとともに、農業協同組合監査士の専門性が生かされるよう配慮すること。

八 今回の農協改革に伴い、税制に関して万全の措置を講ずること。

九 農協等、我が国協同組合の目的・理念について、国民的理解が深まるよう努力すること。

また、農業団体は、食料・農業・農村基本法において基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとするとしてされていることに鑑み、農業団体に関する政策を含む、具体的農業政策の決定に当たっては、食料・農業・農村基本法の施行に関し調査審議する食料・農業・農村政策審議会の意見を尊重すること。

十 農協系統組織は、その構成員のための組織であるという原点を踏まえ、協同組合に対する誤解を惹起することのないよう、その事業の実施に際しては、あらゆる面で公平・公正な運営に努めること。

十一 公共性の高い農地の集約や権利移動に関する農業委員会の決定は、高い中立性と地域からの厚い信頼を必要とすることに鑑み、農業委員の公選制の廃止に当たっては、地域の代表性が堅持されるよう十分配慮し、農業委員の任命、農地利用最適化推進委員の委嘱及びそのための推薦・公募等について、定数を上回った場合に関係者の意見を聴くなど、適正な手続により公正に行われるようにすること。

また、女性・青年が農業委員に積極的に登用されるよう、制度の趣旨を周知徹底し、働きかけを行うこと。

十二 農業委員及び農地利用最適化推進委員について、その業務を適切に遂行できるよう十分な定数を確保するとともに、農業委員及び推進委員の報酬について、業務に見合う適切な水準にすること。また、農業委員及び推進委員の資質向上のため、研修の機会を確保するとともに、事務局体制の整備強化を図ること。以上を実施するため十分な予算を確保すること。

十三 農業委員会は、農地中間管理機構との連携を強化し、農業委員と農地利用最適化推進委員の適切な役割分担と連携の下に、委員会全体として担い手への農地利用の集積・集約化を加速するとともに、耕作放棄地の発生防止・解消等が効率的・効果的に推進されるようにすること。

十四 市町村長と農業委員会は、密接に連絡し、人と農地の問題の解決など地域農業の発展に責任を持って取り組むようにするとともに、農業委員会及び農業委員会ネットワーク機構が関係行政機関に対し提出する意見において、農地等の利用の最適化の推進に関する施策に関わる農業・農村の問題を幅広くくみ上げた現場の意見が反映されるようにすること。

十五 現場から距離を置いたところで判断するという農地転用許可制度の基本的考え方に鑑み、農業委員会は、都道府県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取が義務化されていない30アール以下の農地についても、その意見聴取を活用できることの周知を図ること。

十六 農業生産法人の構成員要件の緩和に伴い、農地が農外資本に支配されることがないように、制度を適切に運用すること。

右決議する。

我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案(閣法第72号)

(衆議院 27.7.16可決 参議院 7.27我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会付託 9.19本会議可決)

【要旨】

本法律案は、我が国を取り巻く安全保障環境の変化を踏まえ、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態に際して実施する防衛出動その他の対処措置、我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態に際して実施する合衆国軍隊等に対する後方支援活動等、国際連携平和安全活動のために実施する国際平和協力業務その他の我が国及び国際社会の平和

及び安全の確保に資するために我が国が実施する措置について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、自衛隊法の一部改正

- (一) 防衛出動の対象となる事態として、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態を追加する。
- (二) 外国における緊急事態に際しての在外邦人等の保護措置を新設する。
- (三) 合衆国軍隊等の部隊の武器等の防護のための武器の使用の規定を整備する。
- (四) 合衆国軍隊に対する物品又は役務の提供のための規定を整備する。
- (五) 国外犯に係る罰則規定を整備する。

二、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部改正

- (一) 国際平和協力業務の実施又は物資協力の対象として新たに国際連携平和安全活動を追加する。
- (二) 国際平和協力業務に、防護を必要とする住民、被災民その他の者の生命、身体等に対する危害の防止等の業務、国際連合平和維持活動等に従事する者又はこれらの活動を支援する者（以下「活動関係者」という。）の生命又は身体に対する不測の侵害又は危難が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、緊急の要請に対応して行う当該活動関係者の生命及び身体の保護の業務その他の新たな業務を加えるとともに、その他国際平和協力業務の実施等のために必要な事項を定める。

三、周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律の一部改正

我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態である重要影響事態に際して、適切かつ迅速に、後方支援活動、捜索救助活動その他の重要影響事態に対応するため必要な措置を実施するために必要な事項を定める。後方支援活動及び捜索救助活動は、現に戦闘行為が行われている現場では実施しないものとする。

四、周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律の一部改正

重要影響事態又は国際平和共同対処事態に対応して我が国が実施する船舶検査活動に関し必要な事項を定める。

五、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律の一部改正

我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態である存立危機事態への対処について、基本となる事項を定める。

六、武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律の一部改正

武力攻撃事態等又は存立危機事態において自衛隊と協力して武力攻撃又は存立危機武力攻撃を排除するために必要な外国軍隊の行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置等について定める。

七、武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律の一部改正

武力攻撃事態等を終結させるために実施する措置等の「対処措置等」の定義に、外国軍隊が実施する自衛隊と協力して武力攻撃を排除するために必要な行動を追加する。

八、武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律の一部改正

存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する所要の規定の整備を行う。

九、武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律の一部改正

存立危機事態における捕虜等の拘束、抑留その他の取扱いに関する所要の規定の整備を行う。

十、国家安全保障会議設置法の一部改正

国家安全保障会議の審議事項及び同会議への必須諮問事項を拡充する。

十一、施行期日等

(一) この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(二) その他所要の調整規定を設けるほか、関係法律について所要の改正を行う。

【附帯決議】(27.9.17我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会議決)

日本国憲法の下、我が国の戦後70年の平和国家の歩みは不変であった。これを確固たるものとするため、二度と戦争の惨禍を繰り返さないという不戦の誓いを将来にわたって守り続けなければならない。

その上で、我が国は国連憲章その他の国際法規を遵守し、積極的な外交を通じて、平和を守るとともに、国際社会の平和及び安全に我が国としても積極的な役割を果たしていく必要がある。

その際、防衛政策の基本方針を堅持し、他国に脅威を与えるような軍事大国とはならないことを改めて確認する。さらに、両法律、すなわち平和安全法制の運用には国会が十全に関与し、国会による民主的統制としての機能を果たす必要がある。

このような基本的な認識の下、政府は、両法律の施行に当たり、次の事項に万全を期すべきである。

一、存立危機事態の認定に係る新三要件の該当性を判断するに当たっては、第一要件にいう「我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」とは、「国民に我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らかかな状況」であることに鑑み、攻撃国の意思、能力、事態の発生場所、その規模、態様、推移などの要素を総合的に考慮して、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険など我が国に戦禍が及ぶ蓋然性、国民がこうむることとなる犠牲の深刻性、重大性などから判断することに十分留意しつつ、これを行うこと。

さらに存立危機事態の認定は、武力攻撃を受けた国の要請又は同意があることを前提とすること。また、重要影響事態において他国を支援する場合には、当該他国の要請を前提とすること。

二、存立危機事態に該当するが、武力攻撃事態等に該当しない例外的な場合における防衛出動の国会承認については、例外なく事前承認を求めること。

現在の安全保障環境を踏まえれば、存立危機事態に該当するような状況は、同時に武力攻撃事態等にも該当することがほとんどで、存立危機事態と武力攻撃事態等が重ならない場合は、極めて例外である。

三、平和安全法制に基づく自衛隊の活動については、国会による民主的統制を確保するものとし、重要影響事態においては国民の生死に関わる極めて限定的な場合を除いて国会の事前承認を求めること。

また、PKO派遣において、駆け付け警護を行った場合には、速やかに国会に報告すること。

四、平和安全法制に基づく自衛隊の活動について、国会がその承認をするに当たって国会がその期間を限定した場合において、当該期間を超えて引き続き活動を行おうとするときは、改めて国会の承認を求めること。

また、政府が国会承認を求めるに当たっては、情報開示と丁寧な説明をすること。また、当該自衛隊の活動の終了後において、法律に定められた国会報告を行うに際し、当該活動に対する国内外、現地の評価も含めて、丁寧に説明すること。

また、当該自衛隊の活動について180日ごとに国会に報告を行うこと。

五、国会が自衛隊の活動の終了を決議したときには、法律に規定がある場合と同様、政府はこれを尊重し、速やかにその終了措置をとること。

六、国際平和支援法及び重要影響事態法の「実施区域」については、現地の状況を適切に考慮し、自衛隊が安全かつ円滑に活動できるよう、自衛隊の部隊等が現実に活動を行う期間について戦闘行為が発生しないと見込まれる場所を指定すること。

七、「弾薬の提供」は、緊急の必要性が極めて高い状況下でのみ想定されるものであり、拳銃、小銃、機関銃などの他国部隊の要員等の生命・身体を保護するために使用される弾薬の提供に限ること。

八、我が国が非核三原則を堅持し、NPT条約、生物兵器禁止条約、化学兵器禁止条約等を批准していることに鑑み、核兵器、生物兵器、化学兵器といった大量破壊兵器や、クラスター弾、劣化ウラン弾の輸送は行わないこと。

九、なお、平和安全法制に基づく自衛隊の活動の継続中及び活動終了後において、常時監視及び事後検証のため、適時適切に所管の委員会等で審査を行うこと。

さらに、平和安全法制に基づく自衛隊の活動に対する常時監視及び事後検証のための国会の組織の在り方、重要影響事態及びPKO派遣の国会関与の強化については、両法成立後、各党間で検討を行い、結論を得ること。

右決議する。

国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案(閣法第73号)

(衆議院 27.7.16可決 参議院 7.27我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会付託 9.19本会議可決)

【要旨】

本法律案は、国際社会の平和及び安全を脅かす事態であって、その脅威を除去するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、かつ、我が国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるもの（以下「国際平和共同対処事態」という。）に際し、当該活動を行う諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等を行うことにより、国際社会の平和及び安全の確保に資することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、基本原則として、政府が対応措置を適切かつ迅速に実施すること、対応措置の実施は武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであってはならないこと、協力支援活動及び捜索救助活動は現に戦闘行為が行われている現場では実施しないものとする事、外国の領域における対応措置については当該対応措置が行われることについて当該外国の同意がある場合に限り実施するものとする事等を定める。
- 二、この法律に基づき実施される対応措置を協力支援活動及び捜索救助活動並びに国際平和共同対処事態に際して実施する船舶検査活動とし、これらの活動のいずれかを実施することが必要な場合には閣議の決定により基本計画を定めることとする。
- 三、自衛隊による協力支援活動としての物品及び役務の提供の実施並びに捜索救助活動の実施等を定める。
- 四、基本計画には、国際平和共同対処事態の経緯並びに国際社会の平和及び安全に与える影響、国際社会の取組の状況、我が国が対応措置を実施することが必要であると認められる理由その他対応措置の実施に関する基本的な方針、対応措置の種類及び内容、対応措置を実施する区域の範囲、外国の領域で対応措置を実施する場合の自衛隊の部隊等の規模等を定めることとする。
- 五、内閣総理大臣は、基本計画の決定又は変更があったときはその内容を、基本計画に定める対応措置が終了したときはその結果を、遅滞なく、国会に報告しなければならないこととする。
- 六、内閣総理大臣は、対応措置の実施前に、当該対応措置を実施することにつき、基本計画を添えて国会の承認を得なければならないこととする。内閣総理大臣から国会の承認を求められた場合には、先議の議院にあっては内閣総理大臣が国会の承認を求めた後国会の休会中の期間を除いて7日以内に、後議の議院にあっては先議の議院から議案の送付があった後国会の休会中の期間を除いて7日以内に、それぞれ議決するよう努めなければならないこととする。
- 七、内閣総理大臣は、国会の承認を得た日から2年を経過する日を超えて引き続き対応措置を行おうとするときは、当該日の30日前の日から当該日までの間に、当該対応措置を引き続き行うことにつき、基本計画及びその時までに行った対応措置の内容を記載した報告書を添えて国会に付議して、その承認を求めなければならないこととする。
- 八、防衛大臣は、対応措置の実施に当たっては、自衛隊の部隊等の安全の確保に配慮しなければなら

らないこととする。

九、協力支援活動又は捜索救助活動の実施を命ぜられた自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者等の生命又は身体の防護のために一定の要件に従って武器の使用ができることとする。

十、この法律は、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

【附帯決議】(27.9.17我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会議決)

我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案(閣法第72号)と同一内容の附帯決議が行われている。

活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第74号)

(衆議院 27.6.16可決 参議院 6.17災害対策特別委員会付託 7.1本会議可決)

【要旨】

本法律案は、活動火山対策の強化を図るため、活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針の策定について定めるとともに、火山災害警戒地域における警戒避難体制を整備する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 法律の目的に、活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針(以下「基本指針」という。)の策定及び警戒避難体制の整備について規定するとともに、生命及び身体の安全を図る対象となる者の例示として、登山者を加えることとする。
- 二 内閣総理大臣は、基本指針を定めなければならないこととする。
- 三 内閣総理大臣は、基本指針に基づき、かつ、火山の爆発の蓋然性を勘案して、火山の爆発による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域を、火山災害警戒地域(以下「警戒地域」という。)として指定することができることとする。
- 四 警戒地域の指定があったときは、当該警戒地域をその区域に含む都道府県及び市町村は、警戒避難体制の整備に関し必要な協議を行うため、都道府県知事及び市町村長、气象台、地方整備局、自衛隊、警察、消防、火山専門家等から成る協議会(以下「火山防災協議会」という。)を組織するものとする。
- 五 地方防災会議は、警戒地域の指定があったときは、火山防災協議会の意見を聴いた上で、地域防災計画において、火山現象の発生及び推移に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達、住民等がとるべき避難のための措置、避難場所及び避難経路、救助に関する事項など警戒避難体制の整備に関する事項を定めなければならないこととする。また、市町村長は、火山情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項などを記載した印刷物の配布等の措置を講じなければならないこととする。
- 六 警戒地域内の集客施設及び主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための計画(避難確保計画)を作成するとともに、これに基づき避難訓練を行わなければならないこととする。
- 七 地方公共団体は、火山現象の発生時における登山者等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、登山者等に関する情報の把握に努めなければならないこととするとともに、登山者等は、火山情報の収集、関係者との連絡手段の確保等に努めるものとする。
- 八 国及び地方公共団体は、大学その他の研究機関相互間の連携の強化並びに火山現象に関し専門的な知識又は技術を有する人材の育成及び確保に努めなければならないこととする。
- 九 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 十 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

航空法の一部を改正する法律案(閣法第75号)

(衆議院 27.8.27可決 参議院 8.31国土交通委員会付託 9.4本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近における無人航空機をめぐる状況に鑑み、無人航空機の飛行による危害の発生を防止するため、無人航空機の飛行の禁止空域及び飛行の方法を定める等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この法律において「無人航空機」とは、航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他政令で定める機器であつて構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるもの（その重量その他の事由を勘案してその飛行により航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないものとして国土交通省令で定めるものを除く。）をいうこととする。
- 二 何人も、次に掲げる空域においては、国土交通大臣の許可を受けた場合を除き、無人航空機を飛行させてはならないこととする。
 - 1 無人航空機の飛行により航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがあるものとして国土交通省令で定める空域
 - 2 1に掲げる空域以外の空域であつて、国土交通省令で定める人又は家屋の密集している地域の上空
- 三 無人航空機を飛行させる者は、国土交通大臣の承認を受けた場合を除き、日出から日没までの間において飛行させること、当該無人航空機及びその周囲の状況を目視により常時監視して飛行させること、当該無人航空機と地上又は水上の人又は物件との間に距離を保つて飛行させること等の方法によりこれを飛行させなければならないこととする。
- 四 二及び三の規定は、都道府県警察その他の国土交通省令で定める者が、航空機の事故等に際し捜索、救助その他の緊急性があるものとして国土交通省令で定める目的のために行う無人航空機の飛行については、適用しないこととする。
- 五 二及び三の規定に違反した場合には、罰金を科すこととする。
- 六 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 七 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】 (27.9.3国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 無人航空機による事故やトラブル等を防止するため、飛行のルールを遵守させることができるよう関係機関との連携を図るとともに、事故等を未然に防止する方策を検討し、航空機の安全運航と国民の安全・安心に資するべく努めること。また、事故情報の分析等を行うことが事故等の再発防止に資すると考えられることから、事故等の情報の適切な把握に努めること。
- 二 無人航空機は、インフラ点検や農薬散布等に広く利用されており、今後も災害対応や人口減少時代における新たな産業・サービスの創出など更なる普及が見込まれることから、無人航空機の飛行に当たっての承認等においては、安全な飛行を確保することを前提として柔軟に対応すること。
- 三 事業者を始めとする無人航空機に対する多様な需要に適切に対応するため、無人航空機の飛行に係る承認等の申請・審査については、その手続の簡素化、迅速化に努めること。
- 四 無人航空機の飛行の禁止空域として定める、人又は家屋の密集する地域の設定に当たっては、無人航空機に関し産業への活用のみならず、愛好者や教育・研究機関、報道機関による需要もあることから、地域の実情や様々な飛行のニーズがあることを十分考慮すること。
- 五 無人航空機の飛行のルールの遵守は、国民の理解を得ることが重要であり、児童等による使用も見込まれることから、解りやすく丁寧な説明を行うなど十分な周知に努めること。
右決議する。

本院議員提出法律案

高等教育に係る家計の負担を軽減するための税制上の措置その他の必要な施策の推進に関する法律案(参第1号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、高等教育に係る家計の負担能力の程度が高等教育を受ける機会の確保に影響を与えている状況に鑑み、教育基本法にのっとり、家計の負担能力の程度にかかわらず、意欲及び能力のある者が高等教育を受ける機会を確保することができるようにするため、高等教育に係る家計の負担を軽減するための税制上の措置その他の必要な施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、当該施策の推進を図ろうとするものである。

臨床研究の実施の適正化等に関する施策の推進に関する法律案(参第2号)

(参議院 27.9.24厚生労働委員会付託 継続審査)

【要旨】

本法律案は、我が国における臨床研究について、その適正な実施が強く求められている状況にあることに鑑み、あわせてそれが医療の発展に不可欠であり、医療の需要に対応した臨床研究が積極的に行われる必要があることを踏まえ、臨床研究の実施の適正化等に関する施策を総合的に推進し、もって臨床研究に対する信頼の確保とその健全な発展を図るため、臨床研究の実施の適正化等に関し、基本理念を定め、及び国の責務を明らかにするとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定めようとするものである。

法人税法の一部を改正する法律案(参第3号)

(参議院 27.3.20財政金融委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、内国法人のうち各事業年度終了の日における資本金の額等が100億円を超えるもの等について、その名称、確定申告書等に記載された各事業年度の所得の金額及び法人税の額等を公示するものである。

国の財務書類等の作成及び財務情報の開示等に関する法律案(参第4号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国の資産及び負債、国の事務及び事業に要した費用その他の国の財務に関する状況を明らかにし、かつ、国会等による予算執行に対する検証の充実を図り、もって政府の有する国の財政状況を国民に説明する責務が十分に果たされるようにするとともに、適正な予算編成と効率的な行政の推進に寄与するため、企業会計の慣行を参考とした国の財務書類等の作成及びその国会への提出等による財務情報の開示等について定めるものである。

都市農業振興基本法案(参第5号)

(参議院 27.4.7農林水産委員長提出 4.9本会議可決 衆議院 4.16可決)

【要旨】

本法律案は、都市農業の安定的な継続を図るとともに、都市農業の有する機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資するため、都市農業の振興に関し、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定めること等により、都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画

的に推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、基本理念

都市農業の有する機能の適切かつ十分な発揮とこれによる都市の農地の有効な活用及び適正な保全が図られるべきこと、人口減少の状況等を踏まえた良好な市街地形成における農との共存が図られるべきこと、また、都市住民をはじめとする国民の都市農業の有する機能等についての理解の下に施策が推進されるべきこととする。

二、国及び地方公共団体の責務

国は、基本理念にのっとり、都市農業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有すること、また、地方公共団体は、基本理念にのっとり、都市農業の振興に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有することとする。

三、都市農業を営む者等の努力等

都市農業を営む者及び農業に関する団体は、都市農業及びこれに関連する活動を行うに当たっては、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。また、国、地方公共団体、都市農業を営む者その他の関係者は、都市農業の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

四、都市農業振興基本計画等

政府は、都市農業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、都市農業振興基本計画を定めなければならないこととし、また、地方公共団体は、都市農業振興基本計画を基本として、当該地方公共団体における都市農業の振興に関する計画を定めるよう努めなければならないこととする。

五、基本的施策

国及び地方公共団体は、都市農業の農産物を供給する機能の向上並びに都市農業の担い手の育成及び確保を図るために必要な施策、的確な土地利用に関する計画の策定等のための施策、都市農業のための利用が継続される土地に関する税制上の措置、国民の都市農業に対する理解と関心の増進を図るために必要な施策等を講ずるものとする。

六、施行期日

この法律は、公布の日から施行することとする。

労働基準法等の一部を改正する法律案(参第6号)

(参議院 27.9.24厚生労働委員会付託 継続審査)

【要旨】

本法律案は、最近の労働者をめぐる社会経済情勢に鑑み、労働者の保護の強化を図るため、労働時間の管理及び休日に関する規制の強化、労働者の適切な職業選択に資する情報の充実、職場における優位性を不当に利用して労働者に苦痛を与える行為等の防止、時間外労働等管理規程の作成等に関し必要な措置を講じようとするものである。

人種等を理由とする差別の撤廃のための施策の推進に関する法律案(参第7号)

(参議院 27.6.24法務委員会付託 継続審査)

【要旨】

本法律案は、日本国憲法及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の理念に基づき、人種等を理由とする差別の撤廃のための施策を総合的かつ一体的に推進するため、人種等を理由とする差別の禁止等の基本原則を定めるとともに、人種等を理由とする差別の防止に関し国及び地方公共団体の責務、基本的施策その他の基本となる事項を定めようとするものである。

民法の一部を改正する法律案(参第8号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、最近における国民の価値観の多様化及び女性の地位の向上、これらを反映した世論の動向等に鑑み、個人の尊重と男女の対等な関係の構築の観点から、選択的夫婦別氏制の導入並びに婚姻適齢及び再婚禁止期間の見直しを行おうとするものである。

家庭における子育て及び介護の支援の推進に関する法律案(参第9号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、我が国における家庭及び地域を取り巻く環境の変化、急速な少子高齢化の進行等の社会の変化により家庭における子育て及び介護に支障が生じている現状に鑑み、家庭における子育て及び介護に係る環境の整備に資するため、家庭における子育て及び介護の支援の推進に関し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の必要な事項を定めようとするものである。

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第10号)

(参議院 27.7.23撤回)

【要旨】

本法律案は、参議院選挙区選出議員の選挙について、選挙区間において議員1人当たりの人口に不均衡が生じている状況に鑑み、2の都道府県の区域を区域とする選挙区を設け、及び各選挙区において選挙すべき議員の数につき是正を行うとともに、2の都道府県の区域を区域とする選挙区において行われる選挙に関し、選挙運動の数量に係る制限等の特例を設けるほか、その管理執行体制を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、参議院選挙区選出議員の選挙区及び定数の改正

- 1 参議院選挙区選出議員について、次のとおり、2の都道府県の区域を区域とする選挙区を設ける。

選挙区	選挙すべき議員数
秋田県及び山形県	2人(現行 秋田県2人・山形県2人)
富山県及び岐阜県	4人(現行 富山県2人・岐阜県2人)
石川県及び福井県	2人(現行 石川県2人・福井県2人)
山梨県及び長野県	4人(現行 山梨県2人・長野県4人)
奈良県及び和歌山県	4人(現行 奈良県2人・和歌山県2人)
鳥取県及び島根県	2人(現行 鳥取県2人・島根県2人)
徳島県及び高知県	2人(現行 徳島県2人・高知県2人)
香川県及び愛媛県	4人(現行 香川県2人・愛媛県2人)
佐賀県及び長崎県	2人(現行 佐賀県2人・長崎県2人)
大分県及び宮崎県	4人(現行 大分県2人・宮崎県2人)

- 2 参議院選挙区選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数を、次に掲げる選挙区について改める。

選挙区	選挙すべき議員数
北海道	6人(現行 4人)
埼玉県	8人(現行 6人)
東京都	12人(現行 10人)
愛知県	8人(現行 6人)
兵庫県	6人(現行 4人)
福岡県	6人(現行 4人)

二、参議院特定選挙区選挙に関する選挙運動の数量に係る制限等の特例

一の1の選挙区における選挙（以下「参議院特定選挙区選挙」という。）に関する選挙運動の数量に係る制限等について、次の特例を設ける。

- 1 選挙事務所の数は、2箇所まで（政令で定めるところにより、交通困難等の状況のある区域においては、10箇所まで）とする。
- 2 主として選挙運動のために使用される自動車又は船舶及び拡声機の数の上限は、自動車2台又は船舶2隻（両者を使用する場合は通じて2）及び拡声機2そろいとする。
- 3 新聞広告の回数は、10回までとする。
- 4 個人演説会の会場前に掲示しなければならない立札及び看板の類の数は、10までとする。
- 5 街頭演説の際に掲げなければならない標旗の交付数は、2とする。
- 6 特殊乗車券の交付数は、30枚とする。
- 7 推薦演説会の開催回数は、推薦候補者の数の8倍に相当する回数以内とする。
- 8 再選挙又は補欠選挙において確認団体の政策の普及宣伝及び演説の告知のために使用される自動車の台数の上限は、2台とする。

三、参議院特定選挙区選挙の管理執行体制の整備

一の1の選挙区内の2の都道府県は、共同して参議院特定選挙区選挙管理委員会を置き、参議院特定選挙区選挙に関する事務は、参議院特定選挙区選挙管理委員会が管理する。

四、施行期日等

- 1 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。
- 2 この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示される参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示された参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙については、なお従前の例による。

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第11号)

(参議院 27.7.24本会議可決 衆議院 7.28可決)

【要旨】

本法律案は、参議院選挙区選出議員の選挙について、選挙区間において議員1人当たりの人口に不均衡が生じている状況に鑑み、各選挙区において選挙すべき議員の数につき是正を行い、あわせて2の都道府県の区域を区域とする選挙区を設けるとともに、2の都道府県の区域を区域とする選挙区において行われる選挙に関し、選挙運動の数量に係る制限等の特例を設けるほか、その管理執行体制を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、参議院選挙区選出議員の選挙区及び定数の改正

- 1 参議院選挙区選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数を、次に掲げる選挙区について改める。

選挙区	選挙すべき議員数
北海道	6人（現行 4人）
宮城県	2人（現行 4人）
東京都	12人（現行 10人）
新潟県	2人（現行 4人）
長野県	2人（現行 4人）
愛知県	8人（現行 6人）
兵庫県	6人（現行 4人）
福岡県	6人（現行 4人）

- 2 参議院選挙区選出議員について、次のとおり、2の都道府県の区域を区域とする選挙区を設ける。

選挙区	選挙すべき議員数
鳥取県及び島根県	2人（現行 鳥取県2人・島根県2人）
徳島県及び高知県	2人（現行 徳島県2人・高知県2人）

二、参議院合同選挙区選挙に関する選挙運動の数量に係る制限等の特例

一の2の選挙区における選挙（以下「参議院合同選挙区選挙」という。）に関する選挙運動の数量に係る制限等について、次の特例を設ける。

- 1 選挙事務所の数は、2箇所まで（政令で定めるところにより、交通困難等の状況のある区域においては、10箇所まで）とする。
- 2 主として選挙運動のために使用される自動車又は船舶及び拡声機の数の上限は、自動車2台又は船舶2隻（両者を使用する場合は通じて2）及び拡声機2そろいとする。
- 3 新聞広告の回数は、10回までとする。
- 4 個人演説会の会場前に掲示しなければならない立札及び看板の類の数は、10までとする。
- 5 街頭演説の際に掲げなければならない標旗の交付数は、2とする。
- 6 特殊乗車券の交付数は、30枚とする。
- 7 推薦演説会の開催回数は、推薦候補者の数の8倍に相当する回数以内とする。
- 8 再選挙又は補欠選挙において確認団体の政策の普及宣伝及び演説の告知のために使用される自動車の台数の上限は、2台とする。

三、参議院合同選挙区選挙の管理執行体制の整備

一の2の選挙区内の2の都道府県は、共同して参議院合同選挙区選挙管理委員会を置き、参議院合同選挙区選挙に関する事務は、参議院合同選挙区選挙管理委員会が管理する。

四、施行期日等

- 1 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。
- 2 この法律による改正後の公職選挙法の規定及び4による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示される参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示された参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙については、なお従前の例による。
- 3 平成31年に行われる参議院議員の通常選挙に向けて、参議院の在り方を踏まえて、選挙区間における議員1人当たりの人口の較差の是正等を考慮しつつ選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、必ず結論を得るものとする。
- 4 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律について、参議院合同選挙区選挙における選挙会経費の額を追加する等の改正を行う。

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第12号)

（参議院 27.7.24議決を要しないものと決定）

【要旨】

本法律案は、参議院選挙区選出議員の選挙について、選挙区間において議員1人当たりの人口に不均衡が生じている状況に鑑み、2の都道府県の区域を区域とする選挙区を設け、及び各選挙区において選挙すべき議員の数につき是正を行うとともに、2の都道府県の区域を区域とする選挙区において行われる選挙に関し、選挙運動の数量に係る制限等の特例を設けるほか、その管理執行体制を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、参議院選挙区選出議員の選挙区及び定数の改正

- 1 参議院選挙区選出議員について、次のとおり、2の都道府県の区域を区域とする選挙区を設ける。

選挙区	選挙すべき議員数
秋田県及び山形県	2人（現行 秋田県2人・山形県2人）

富山県及び岐阜県	4人（現行	富山県2人・岐阜県2人）
石川県及び福井県	2人（現行	石川県2人・福井県2人）
山梨県及び長野県	4人（現行	山梨県2人・長野県4人）
奈良県及び和歌山県	4人（現行	奈良県2人・和歌山県2人）
鳥取県及び島根県	2人（現行	鳥取県2人・島根県2人）
徳島県及び高知県	2人（現行	徳島県2人・高知県2人）
香川県及び愛媛県	4人（現行	香川県2人・愛媛県2人）
佐賀県及び長崎県	2人（現行	佐賀県2人・長崎県2人）
大分県及び宮崎県	4人（現行	大分県2人・宮崎県2人）

2 参議院選挙区選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数を、次に掲げる選挙区について改める。

選挙区	選挙すべき議員数
北海道	6人（現行 4人）
埼玉県	8人（現行 6人）
東京都	12人（現行 10人）
愛知県	8人（現行 6人）
兵庫県	6人（現行 4人）
福岡県	6人（現行 4人）

二、参議院特定選挙区選挙に関する選挙運動の数量に係る制限等の特例

一の1の選挙区における選挙（以下「参議院特定選挙区選挙」という。）に関する選挙運動の数量に係る制限等について、次の特例を設ける。

- 1 選挙事務所の数は、2箇所まで（政令で定めるところにより、交通困難等の状況のある区域においては、10箇所まで）とする。
- 2 主として選挙運動のために使用される自動車又は船舶及び拡声機の数の上限は、自動車2台又は船舶2隻（両者を使用する場合は通じて2）及び拡声機2そろいとする。
- 3 新聞広告の回数は、10回までとする。
- 4 個人演説会の会場前に掲示しなければならない立札及び看板の類の数は、10までとする。
- 5 街頭演説の際に掲げなければならない標旗の交付数は、2とする。
- 6 特殊乗車券の交付数は、30枚とする。
- 7 推薦演説会の開催回数は、推薦候補者の数の8倍に相当する回数以内とする。
- 8 再選挙又は補欠選挙において確認団体の政策の普及宣伝及び演説の告知のために使用される自動車の台数の上限は、2台とする。

三、参議院特定選挙区選挙の管理執行体制の整備

一の1の選挙区内の2の都道府県は、共同して参議院特定選挙区選挙管理委員会を置き、参議院特定選挙区選挙に関する事務は、参議院特定選挙区選挙管理委員会が管理する。

四、施行期日等

- 1 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。
- 2 この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示される参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示された参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙については、なお従前の例による。

児童の通学安全の確保に関する施策の推進に関する法律案(参第13号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、通学中の児童が巻き込まれる交通事故の発生を防止するとともに、犯罪行為、災害

その他の交通事故以外の事由により通学中の児童に生ずる危険を軽減するため、児童の通学安全の確保に関し、基本指針、市町村児童通学安全計画、児童通学安全協議会、児童通学安全交付金等について定めることにより、児童通学交通安全区域における交通の規制、児童が通学のために通行する道路の整備その他の児童通学安全確保対策を推進しようとするものである。

サイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律案(参第14号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、サイバーセキュリティに対する脅威が一層深刻化している現状に鑑み、基本理念等における個人情報等の保護の重要性の明確化、サイバーセキュリティに関する統一的な基準の作成並びに情報システムに対する不正な活動の監視及び分析等の対象の拡大、地方公共団体及び重要社会基盤事業者等におけるサイバーセキュリティに関する指針の策定、サイバーセキュリティ戦略本部の所掌事務の拡充等について定めようとするものである。

会社法の一部を改正する法律案(参第15号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、最近の我が国における株式会社の不祥事の実態に鑑み、企業統治の一層の強化を図るため、公開会社かつ大会社である監査役会設置会社であってその株式を上場しているもの等のうち取締役の数が5人以上であるものに対して社外取締役の設置を義務付けようとするものである。

武力攻撃危機事態に対処するための自衛隊法等の一部を改正する法律案(参第16号)

(参議院 27.8.28我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、条約に基づき我が国周辺の地域において我が国の防衛のために活動している外国の軍隊に対する武力攻撃が発生し、これにより、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険があると認められるに至った事態に際して実施する防衛出動その他の対処措置について定めようとするものである。

在外邦人の警護等を実施するための自衛隊法の一部を改正する法律案(参第17号)

(参議院 27.8.28我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、外国における緊急事態に際して生命又は身体に危害が加えられるおそれがある邦人の警護等の措置を自衛隊の部隊等に実施させることができるようにするものである。なお、自衛隊員の安全のため、派遣前の状況説明と実際の派遣現場の状況が異なっていた場合、活動を中止するなどの安全確保措置を明確化している。

合衆国軍隊に対する物品又は役務の提供の拡充等のための自衛隊法の一部を改正する法律案(参第18号)

(参議院 27.8.28我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、自衛隊及び合衆国軍隊の双方の参加を得て行われる訓練に参加する合衆国軍隊から要請があった場合等に、合衆国軍隊に対し、物品又は役務の提供を実施することができるようにするものである。なお、弾薬の提供は、従来どおり、認めないこととし、また、武器(弾薬を含む)の輸送についても、我が国として輸送に適さないものを除外することとしている。

国外犯の処罰規定を整備するための自衛隊法の一部を改正する法律案(参第19号)

(参議院 27.8.28我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、正当な理由がない自衛隊の武器の使用の罪、上官の職務上の命令に対する多数共同しての反抗の罪、部隊の不法指揮の罪等自衛隊法に規定する一部の罪について、日本国外において犯した者にも適用し、又は刑法第2条の例に従う。

国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する人道復興支援活動等に関する法律案(参第20号)

(参議院 27.8.28我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国際社会の平和及び安全を脅かす事態又はこれに引き続く事態のうち、国家の自主的な再建を図る国若しくはその国民等を支援するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、又はその脅威を除去するために国際社会が同条約第7章に従い共同して対処する活動を行うものであって、我が国が国際社会の一員としてこれらに主体的かつ積極的に寄与する必要があるものに際し、人道復興支援活動等を行うことにより、国際社会の平和及び安全の確保に資することができるようにするものである。

民法の一部を改正する法律案(参第21号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、事業者の貸金等債務を主たる債務とする保証契約による過大な保証債務の負担により、保証人の生活の破綻等を招く事例が多く生じていることに鑑み、保証人が金銭の貸付け等を業として行う者との間で締結する保証契約のうち、主たる債務者が事業のために負担する貸金等債務を主たる債務とする保証契約等は、保証人が法人又は主たる債務者である法人の代表者である場合を除き、その効力を生じないこととしようとするものである。

瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律案(参第22号)

(参議院 27.8.24環境委員会付託 8.28本会議可決 衆議院 9.25可決)

【要旨】

瀬戸内海は、水質保全対策等の総合的な施策の取組の結果、その水質は総体として改善されるなど一定の成果を上げてきたものの、依然として、赤潮や貧酸素水塊等の発生、漁業生産量の低迷、藻場や干潟の減少などの課題が残っている。また、湾、灘ごと、季節ごとに応じたきめ細やかな水質管理の必要性があり、さらに、近年、漂流ごみや海底ごみの増加によって様々な悪影響が生じている。

本法律案は、このような瀬戸内海の現状等に鑑み、瀬戸内海を豊かな海とするため、その環境の保全上有効な施策を一層推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、瀬戸内海の環境の保全に関する基本理念を新設し、瀬戸内海の環境の保全は、瀬戸内海を、人の活動が自然に対し適切に作用することを通じてその有する多面的価値及び機能が最大限に発揮された豊かな海とすることを旨とすること、施策は、規制の措置のみならず瀬戸内海を豊かな海とするための取組の推進と併せて講ずること、及び施策は、湾、灘その他の海域の実情に応じて行うこととする。
- 二、政府は、基本理念にのっとり、沿岸域の環境の保全、再生及び創出、水質の保全及び管理、自然景観及び文化的景観の保全、水産資源の持続的な利用の確保等に関する瀬戸内海環境保全基本計画を策定するとともに、おおむね5年ごとに基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、変更しなければならないものとする。

三、関係府県知事は、瀬戸内海環境保全府県計画を定めようとするときは、関係のある瀬戸内海の湾、灘等の海域の実情に応じたものとなるようにするため、当該海域を単位として関係者により構成される協議会の意見を聴き、その他広く住民の意見を求める等、必要な措置を講ずるものとする。

四、国は、地方公共団体による基本計画及び府県計画の達成に必要な措置が円滑かつ着実に実施されるよう、地方公共団体に対し、必要な援助を行うように努めるものとする。

五、具体的な施策の追加等として、漂流ごみ・海底ごみの除去、生物の多様性・生産性の確保に支障を及ぼすおそれのある動植物の駆除、水産動植物の繁殖地の保護・整備等の施策の追加、貧酸素水塊の発生機構の解明等の施策の追加、自然海浜保全地区の指定に係る干潟の明記、環境大臣による環境状況の定期的な調査とその結果の反映の法定化等についての規定を整備する。

六、政府は、瀬戸内海における栄養塩類の減少、偏在等の実態の調査、それが水産資源に与える影響に関する研究その他の瀬戸内海における栄養塩類の適切な管理に関する調査及び研究に努め、その成果を踏まえ、法施行後5年を目途として、瀬戸内海における栄養塩類の管理の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。また、法施行後5年以内を目途として、新法の施行の状況を勘案し、特定施設の設置の規制の在り方を含め、新法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

七、この法律は、公布の日から施行する。

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案(参第23号)

(参議院 27.9.4我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、いわゆる駆け付け警護を限定的な要件下で認めるなど、国際平和協力業務に新たな業務を加え、その一部に関し自衛官の武器使用の権限を定めるとともに、国際連合平和維持活動に関する業務の統括に従事させるため自衛官を国際連合へ派遣すること等をできるようにするものである。

周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律及び周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律の一部を改正する法律案(参第24号)

(参議院 27.9.4我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、周辺事態における後方地域支援等に関し、国会の承認の対象を見直し、基本計画を承認することとともに、安全の確保等の規定を追加すること等を内容とするものである。

領域等の警備に関する法律案(参第25号)

(参議院 27.9.9我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、領域等における公共の秩序を維持し、もって国民の安全の確保に資するため、領域警備基本方針の策定、領域警備区域における自衛隊の行動及び権限その他の必要な事項について定めることにより、警察機関及び自衛隊が事態に応じて適切な役割分担の下で迅速に行動できるようにするものである。

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部を改正する法律案(参第26号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、法人税関係特別措置ごとの高額適用法人の報告書用法人コードを、高額適用額に該

当する適用額と併せて、適用実態調査の結果に関する報告書の記載事項とするものである。

衆議院議員提出法律案

※衆議院議員提出法律案は、参議院に提出されたもののみ掲載。

公職選挙法等の一部を改正する法律案(衆第5号)

(衆議院 27.6.4可決 参議院 6.4政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 6.17本会議可決)

【要旨】

本法律案は、日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第75号）附則第3項の規定により必要な措置を講ずることとされている事項に関し、年齢満18年以上満20年未満の者が国政選挙に参加することができること等とするとともに、当分の間の特例措置として少年法等の適用の特例を設けようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、公職選挙法、地方自治法、漁業法及び農業委員会等に関する法律に規定する選挙権年齢等について、年齢満18年以上への引下げの措置を講ずる。

二、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を経過した日から施行し、施行日後初めてその期日を公示される国政選挙（衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙）の公示日以後にその期日を公示され又は告示される選挙について適用する。

三、選挙犯罪等についての少年法の特例等として次の措置を講ずる。

1 家庭裁判所は、当分の間、年齢満18年以上満20年未満の者が犯した連座制の対象となる選挙犯罪の事件（以下「連座制に係る事件」という。）について、その罪質が選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼすと認める場合には、少年法第20条第1項の決定をしなければならない。ただし、犯行の動機、態様等の事情を考慮し、刑事処分以外の措置を相当と認めるときは、この限りでない。

2 家庭裁判所は、当分の間、年齢満18年以上満20年未満の者が犯した公職選挙法及び政治資金規正法に規定する罪の事件（連座制に係る事件を除く。）について、少年法第20条第1項の規定により検察官への送致を決定するに当たっては、選挙の公正の確保等を考慮して行わなければならない。

3 当分の間、年齢満18年以上満20年未満の者は検察審査員及び裁判員の職務に就くことができないこととするとともに、成年に達した者でなければ民生委員及び人権擁護委員の委嘱をすることができないこととする。

四、国は、日本国憲法の改正手続に関する法律第1条に規定する国民投票の投票権を有する者の年齢及び選挙権を有する者の年齢が満18年以上とされたことを踏まえ、選挙の公正その他の観点における年齢満18年以上満20年未満の者と年齢満20年以上の者との均衡等を勘案しつつ、民法、少年法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

【附帯決議】（27.6.15政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、本法により新たに有権者となる若年層において、民主主義の根幹である選挙の意義等の十分な理解が進むことが本法施行の前提ともなるべき重要な事柄であることに鑑み、主権者教育及び若者の政治参加意識の促進に向けた諸施策を速やかに実施するとともに、その一層の充実を図ること。

二、選挙権年齢の引下げは、長い選挙制度の歴史においても極めて重要な事項であることに鑑み、民間関係団体等とも連携して、速やかにかつ幅広く国民への周知啓発活動を行うこと。

三、選挙権年齢引下げに対応するために必要な選挙管理委員会の諸準備に対する支援を行い、選挙の円滑な実施と投票率の向上に万全を期すよう努めること。

右決議する。

山村振興法の一部を改正する法律案(衆第6号)

(衆議院 27.3.24可決 参議院 3.30農林水産委員会付託 3.31本会議可決)

【要旨】

本法律案は、山村振興法の実施の状況に鑑み、その有効期限を平成37年3月31日まで延長するとともに、基本理念に関する規定を設けること等による山村振興の方向性の一層の明確化、山村振興計画の記載内容の充実等産業の振興のための施策に関する規定を整備するほか、再生可能エネルギーの利用の推進等について配慮する規定の追加等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、目的規定の改正

山村振興の目的として、山村の自立的発展の促進、山村における定住の促進及び山村における人口の著しい減少の防止等を追加することとする。

二、定義規定の改正

山村の定義中「産業の開発の程度が低く、かつ、住民の生活文化水準が劣っている山間地」の文言を「産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して十分に行われていない山間地」に改めることとする。

三、基本理念規定の新設

山村の振興は、山村の有する多面にわたる機能が十分に発揮され、国民が将来にわたってそれらの恵沢を享受することができるよう、森林等の保全を図ることを旨として行われなければならないこと、また、山村における産業基盤及び生活環境の整備等を図るとともに、地域の特性を生かした産業の育成による就業の機会の創出、住民の福祉の向上等を通じた魅力ある地域社会の形成及び地域間交流の促進等による山村への移住の促進を含めた山村における定住の促進を図ることを旨として、行われなければならないこととする。

四、山村振興の目標及び山村振興基本方針に係る規定の改正

山村振興の目標及び山村振興基本方針におおむね定めるべき事項として、山村地域における情報化、地域間交流の促進、地域の特性を生かした農林水産物の加工業及び販売業の導入、地域資源の活用による特産物の生産の育成、再生可能エネルギーの利用の推進、木材の利用の推進、山村の振興に寄与する人材の育成及び確保、介護サービスの確保、高齢者の福祉その他の福祉の増進並びに教育環境の整備を追加することとする。

五、山村振興計画に係る規定の整備

山村振興計画におおむね定めるべき事項として、「地域資源の活用による特産物の生産の育成」といった地域内発型の産業振興の推進等に係る事項及び「介護サービスの確保」といった住民の福祉の向上に係る事項等を追加するとともに、山村振興計画には、税制特例措置を伴う産業の振興のための施策の促進に関する事項を記載できることとする。

六、産業の振興に係る取組を推進する事業に対する助成等

国は、山村振興計画に基づく事業のうち、農林水産物等販売業の導入、地域資源の活用による特産物の生産の育成等による産業の振興に係る取組を推進する事業が効果的かつ安定的に実施されるよう、当該事業に主体的かつ積極的に取り組む振興山村市町村その他の者に対し、その実施に要する費用に対する助成その他の必要な措置を講ずることとする。

七、配慮規定の追加

国及び地方公共団体は、再生可能エネルギーの利用の推進、介護給付等対象サービス等の確保等、教育環境の整備について適切な配慮をするものとする規定を追加することとする。

八、期限の延長

法律の有効期限を10年間延長し、平成37年3月31日までとする。

九、施行期日

この法律は、平成27年4月1日から施行することとする。ただし、八及びこれに伴う規定の整備は、公布の日から施行することとする。

【附帯決議】(27.3.31農林水産委員会議決)

山村は、国土・自然環境の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止等、多面的・公益的な役割を果たしている。しかし、主要産業である農林業の低迷、就業機会の減少、生活環境整備の遅れ、過疎化・高齢化に伴う集落機能の低下など、依然として厳しい状況にあることから、地域振興、山村振興に向けて、地域の資源を活用した産業の振興による事業と雇用の創出、定住の促進が必要となっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 山村の発展を促進するため、地域の特性を生かした地域内発型の産業振興が図られるよう新たに設けられる基本理念に基づき、森林等の保全の推進並びに山村における産業基盤及び生活環境の整備等の促進について、取組の充実・強化を図ること。
- 二 山村における定住を促進するため、地域の中小企業者における受注機会の増大、所得の向上に向けた支援、雇用の拡大・改善を行う企業に対する支援等必要な方策を検討すること。
- 三 山村地域の維持・振興が着実に図られるよう、関係府省間の有機的連携により、産業の振興、生活環境の保全・整備、農業・林業分野における人材の確保・育成、交通・通信体系の整備、医療・介護サービスの確保、都市と山村の交流、教育環境の整備等、山村振興施策を一体的かつ総合的に推進すること。
- 四 山村における再生可能エネルギーの利用の推進と林業をはじめとする産業の振興のため、木質バイオマス等のエネルギー利用の拡大を図ること。

右決議する。

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆第7号)

(衆議院 27. 3. 24可決 参議院 3. 30災害対策特別委員会付託 3. 31本会議可決)

【要旨】

本法律案は、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の実施の状況に鑑み、その有効期限を平成32年3月31日まで5年間延長する等の措置を講じようとするものである。

東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の一部を改正する法律案(衆第8号)

(衆議院 27. 3. 24可決 参議院 3. 30法務委員会付託 3. 31本会議可決)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災法律援助事業の執行状況に鑑み、東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の有効期限を3年間延長し、平成30年3月31日までとするものである。

半島振興法の一部を改正する法律案(衆第9号)

(衆議院 27. 3. 24可決 参議院 3. 30国土交通委員会付託 3. 31本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近における半島地域の社会経済情勢に鑑み、引き続きこの地域の振興を図るため、半島振興法の有効期限を10年延長するとともに、半島振興計画の内容を拡充するほか、産業振興促進計画、地域公共交通の活性化及び再生、就業の促進等に関する規定を整備する等この地域の振興のため必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 法律の目的規定に、国土の保全等半島地域が我が国において担っている役割を明記するとともに、多様な主体の連携及び協力の促進を位置付け、あわせて、半島地域における定住の促進を図ることを追加することとする。
- 二 半島振興計画に定める事項として、交通通信の確保、就業の促進、医療の確保等及び防災体制

の強化に関する事項を追加することとする。

三 国は、半島振興計画に基づく事業のうち多様な主体の連携及び協力により実施されるものについて、その事業を実施する地方公共団体その他の者に対する助成その他の必要な措置を講ずるものとする。

四 半島地域市町村は、産業振興促進計画を作成して主務大臣の認定を受けることができることとし、認定を受けた産業振興促進計画に記載した事業について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の特例等に関する規定を設けることとする。

五 国及び地方公共団体の配慮規定に、地域公共交通の活性化及び再生、就業の促進等に係る事項を追加することとする。

六 半島振興計画に係る主務大臣について、新たに文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣を追加することとする。

七 法律の有効期限を平成37年3月31日まで10年間延長することとする。

八 この法律は、一部の規定を除き、平成27年4月1日から施行することとする。

【附帯決議】(27.3.31国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、半島地域における安全で安心な住民の生活を確保し、定住の促進を図る観点から、産業振興や企業活動に関わる対策だけでなく、半島地域における住民の生活の質の向上を図るため、医療、介護、教育、交通、通信、エネルギー、郵便、金融等、ユニバーサルサービス提供の実態を調査・分析し、その上で、ユニバーサルサービスを確保するために必要な具体的な措置の実現を図るよう努めるべきである。

右決議する。

独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案(衆第12号)

(衆議院 27.3.30可決 参議院 3.30文教科学委員会付託 3.31本会議可決)

【要旨】

本法律案は、子ども・子育て支援法に定める地域型保育事業のうち、家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業の管理下における児童の災害について、独立行政法人日本スポーツ振興センターは、当該児童の保護者に対し、当分の間、災害共済給付を行うことができることとするものである。

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日(平成27年4月1日)から施行する。

労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律案(衆第22号)

(衆議院 27.6.19修正議決 参議院 7.8厚生労働委員会付託 9.9本会議可決)

【要旨】

本法律案は、近年、雇用形態が多様化する中で、雇用形態により労働者の待遇や雇用の安定性について格差が存在し、それが社会における格差の固定化につながるものが懸念されていることに鑑み、それらの状況を是正するため、労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策を重点的に推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策は、労働者が、その雇用形態にかかわらずその従事する職務に応じた待遇を受けることができるようにすること等を旨として行われなければならない。

二 国は、一の基本理念にのっとり、労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

三 国は、労働者の雇用形態による職務の相違及び賃金、教育訓練、福利厚生その他の待遇の相違の実態、労働者の雇用形態の転換の状況等について調査研究を行うものとする。

四 国は、雇用形態の異なる労働者についてもその待遇の相違が不合理なものとならないようにするため、事業主が行う通常の労働者及び通常の労働者以外の労働者の待遇に係る制度の共通化の

推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 五 政府は、派遣労働者の置かれている状況に鑑み、派遣労働者について、派遣元事業主及び派遣先に対し、派遣労働者の賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇についての規制等の措置を講ずることにより、派遣先に雇用される労働者との間においてその業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度その他の事情に応じた均等な待遇及び均衡のとれた待遇の実現を図るものとし、この法律の施行後、3年以内に法制上の措置を含む必要な措置を講ずるとともに、当該措置の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。
- 六 国は、労働者がその意欲及び能力に応じて自らの希望する雇用形態により就労することが不当に妨げられることのないよう、労働者の就業形態の設定、採用及び管理的地位への登用等の雇用管理の方法の多様化の推進その他雇用環境の整備のために必要な施策を講ずるものとする。
- 七 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行する。

【附帯決議】 (27.9.8厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、雇用形態の相違による待遇格差を解消するに当たっては、民事的効力のある均等・均衡待遇規定の整備について調査し、必要な検討を行うこと。加えて、訴訟による解決が非正規雇用労働者にとって負担が重いことに鑑み、行政指導の根拠となる均等・均衡待遇規定の整備、訴訟よりも迅速な解決を図ることができる仕組みの整備、職務分析・職務評価の普及による労使の取組の支援等の訴訟によらない格差解消の方策等についても調査し、必要な検討を行うこと。
- 二、雇用形態の相違による待遇格差に関する訴訟においては、格差が不合理なものであること等の立証について、労働者側にとって過度な負担とならないことが望まれるため、立証責任の在り方について調査研究を行うとともに、裁判例の動向等を踏まえ、必要があると認められるときは、法律上の規定について検討を行うこと。
- 三、欧州において普及している協約賃金が雇用形態間で基本給格差を生じにくくさせている機能を果たしていることに鑑み、我が国においても特定最低賃金の活用について検討を行うこと。
- 四、派遣労働者について、派遣先に雇用される労働者との間においてその業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度その他の事情に応じた均等な待遇及び均衡のとれた待遇の実現を図るとは、長期的な雇用に基づく処遇体系により様々な要素を広く評価して待遇を決定する我が国の雇用慣行を踏まえた諸事情を含むものであるところ、職務その他の事情の差がなければ均等待遇を図るべきであることに留意すること。
- 五、派遣労働者に関する法制上の措置を含む必要な措置を講ずるとは、派遣先に雇用される労働者との均等・均衡待遇の実現のために必要となる法制上の措置を講ずることが原則であることに留意すること。
- 六、派遣労働者に関する均等な待遇及び均衡のとれた待遇の確保の在り方について法制上の措置を含む必要な措置を講ずるに当たっては、短時間労働者及び有期雇用労働者に係る措置を参酌して検討を行い、実効性のあるものとする。また、派遣労働者の置かれている状況に鑑み、できる限り早期に必要な措置を講ずるよう努めること。
- 七、派遣労働者について派遣先に雇用される労働者との均等・均衡待遇の実現を図るために、派遣料金及びマージン率に対する国の関与の在り方について検討を行うこと。また、マージン率の関係者への情報提供について、インターネットによる提供を原則とするなど、より多くの者が見ることができる方策について検討すること。
- 八、派遣労働者であることによって特段の理由なく通勤手当が支給されないことは不合理であると考えられることから、派遣労働者への通勤手当の支給を促進するための対策について検討すること。
- 九、雇用形態による待遇の相違に係る調査研究の対象となる賃金とは、通勤手当、住居手当等の各種手当、賞与、退職金その他の使用者が労働者に支払う全てのものをいうことに留意すること。また、派遣労働者のキャリアと賃金体系との関係についての調査を行うこと。
- 十、非正規雇用労働者に係る均等・均衡待遇規定が雇用形態に対応した各法律に個別に規定されて

いることに鑑み、それぞれの規定の存在や内容について周知の徹底を図ること。

十一、1994年に採択された「パートタイム労働に関する条約（ILO第175号条約）」の批准に向けて、我が国における短時間労働法制の見直しを進めるなど、精力的に努力するとともに、必要な検討を行うこと。

右決議する。

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律案(衆第24号)

(衆議院 27.7.9修正議決 参議院 9.14内閣委員会付託 継続審査)

【要旨】

本法律案は、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行を禁止することにより、これらの施設に対する危険を未然に防止し、もって国政の中核機能等及び良好な国際関係の維持並びに公共の安全の確保に資することとするものである。

琵琶湖の保全及び再生に関する法律案(衆第35号)

(衆議院 27.9.3可決 参議院 9.7環境委員会付託 9.16本会議可決)

【要旨】

国民的資産である琵琶湖については、旧琵琶湖総合開発特別措置法により昭和47年から25年間にわたり、治水・利水環境の向上のための施策が講じられてきたが、同法が失効して以降は、今日に至るまで周辺地域の土地利用や産業活動、生活様式の変化等もあり、多くの環境保全の取組にもかかわらず、水草の異常繁茂、外来動植物などによる生態系や漁業への被害を始めとして、琵琶湖の自然環境等の悪化が一層顕在化してきている状況にあり、その総合的な保全及び再生を図ることが喫緊の課題である。また、そのような保全及び再生に向けた取組は、全国の湖沼の保全及び再生の先駆けとなり得るものである。

本法律案は、琵琶湖を健全で恵み豊かな湖として保全及び再生を図ること等を目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、主務大臣は、琵琶湖の保全及び再生に関し実施すべき施策（以下「琵琶湖保全再生施策」という。）を推進するため、琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めることとする。
- 二、滋賀県は、基本方針を勘案して、琵琶湖保全再生施策に関する計画（以下「琵琶湖保全再生計画」という。）を定めることができることとする。
- 三、国は、琵琶湖保全再生計画に基づく事業が円滑に実施されるよう、その実施に要する費用について、必要な財政上の措置を講ずるものとする。
- 四、主務大臣、関係行政機関の長、関係地方公共団体、関係事業者等は、琵琶湖保全再生計画の実施に関し、相互に連携を図りながら協力しなければならないこととする。
- 五、主務大臣、関係行政機関の長、関係府県知事及び関係指定都市の長は、琵琶湖保全再生施策の推進に関し必要な事項について協議を行うため、琵琶湖保全再生推進協議会を組織することができることとする。
- 六、琵琶湖の保全及び再生に関し、水質の汚濁の防止のための措置、湖辺の自然環境の保全及び再生、外来動植物による被害の防止等、国及び関係地方公共団体が講ずべき施策について定める。
- 七、この法律は、公布の日から施行する。

公認心理師法案(衆第38号)

(衆議院 27.9.3可決 参議院 9.7文教科学委員会付託 9.9本会議可決)

【要旨】

本法律案は、近時の国民が抱える心の健康の問題等をめぐる状況に鑑み、心理に関する支援を要する者等の心理に関する相談、援助等の業務に従事する者の資質の向上及びその業務の適正を図るため、公認心理師の資格を定め、もって国民の心の健康の保持増進に寄与しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この法律において「公認心理師」とは、公認心理師登録簿への登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること等を業とする者をいう。
- 二、公認心理師として必要な知識及び技能について、主務大臣である文部科学大臣及び厚生労働大臣が、一定の受験資格を有する者に対して、公認心理師試験を実施する。
- 三、公認心理師においては、信用失墜行為を禁止し、秘密保持義務を課するとともに、業務を行うに当たっては、医師、教員その他の関係者との連携を保たなければならないが、心理に関する支援を要する者に当該支援に係る主治医があるときは、その指示を受けなければならない。
- 四、公認心理師でない者は、公認心理師の名称又は心理師という文字を用いた名称を使用してはならない。
- 五、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 六、既存の心理職資格者等に係る受験資格等について、所要の経過措置を設ける。

【附帯決議】(27.9.8文教科学委員会議決)

政府は、本法の施行及び心理専門職の活用の促進に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、臨床心理士を始めとする既存の心理専門職及びそれらの資格の関係者がこれまで培ってきた社会的な信用と実績を尊重し、心理に関する支援を要する者等に不安や混乱を生じさせないように配慮すること。
- 二、公認心理師が、臨床心理学を始めとする専門的な知識・技術を有した資格となるよう、公認心理師試験の受験資格を得るために必要な大学及び大学院における履修科目や試験の内容を適切に定めること。
- 三、本法の施行については、文部科学省及び厚生労働省は、互いに連携し、十分協議した上で進めること。また、その他の府省庁も、本法の施行に関し必要な協力を行うこと。
- 四、受験資格については、本法第7条第1号の大学卒業及び大学院課程修了者を基本とし、同条第2号及び第3号の受験資格は、第1号の者と同等以上の知識・経験を有する者に与えることとなるよう、第2号の省令の制定や第3号の認定を適切に行うこと。
- 五、公認心理師が業務を行うに当たり、心理に関する支援を要する者に主治医がある場合に、その指示を受ける義務を規定する本法第42条第2項の運用については、公認心理師の専門性や自立性を損なうことのないよう省令等を定めることにより運用基準を明らかにし、公認心理師の業務が円滑に行われるよう配慮すること。
- 六、本法附則第5条の規定による施行後5年を経過した場合における検討を行うに当たっては、保健医療、福祉、教育等を提供する者その他の関係者との連携等の在り方についても検討を加えること。

右決議する。

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案(衆第40号)

(衆議院 27.9.11可決 参議院 9.24厚生労働委員会付託 継続審査)

【要旨】

本法律案は、今次の大戦から長期間が経過し、戦没者の遺族をはじめ今次の大戦を体験した国民の高齢化が進展している現状において、いまだ多くの戦没者の遺骨の収集が行われていないことに

鑑み、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的かつ確実に講ずるため、戦没者の遺骨収集の推進に関し国の責務を明らかにするとともに、戦没者の遺骨収集の実施に関し基本となる事項等を定めようとするものである。

予 算

平成二十六年年度一般会計補正予算(第1号)

平成二十六年年度特別会計補正予算(特第1号)

平成二十六年年度政府関係機関補正予算(機第1号)

(衆議院 27. 1. 30可決 参議院 1. 30予算委員会付託 2. 3本会議可決)

【概要】

平成26年4月1日から消費税率(地方消費税含む)が8%に引き上げられた。その後、実質GDPが2四半期連続で前期比減となるなど、事前の想定以上に景気が低迷する中、同年11月、政府は、平成27年10月1日からの消費税率10%への引上げを1年半延期する意向を発表した。第47回衆議院議員総選挙を経て、平成26年12月27日に閣議決定された「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」は、足下の景気状況に対応するため、経済の脆弱な部分に的を絞り、かつスピード感をもって対応を行うことで、経済の好循環を確かなものとするを旨として取りまとめられた。平成二十六年度補正予算は、同対策を実施するために必要な経費の追加等のため編成され、平成27年1月9日に閣議決定された。

歳出においては、生活者への支援等関連経費1兆1,854億円、地方の活性化関連経費5,783億円、災害・危機等への対応関連経費7,578億円、地方交付税交付金9,538億円及び東日本大震災復興特別会計へ繰入9,844億円等が計上された一方、国債費の不用など1兆7,880億円の既定経費が減額された。

歳入においては、租税及印紙収入の増収1兆7,250億円及び前年度剰余金受入(復興財源含む)2兆353億円等を計上するほか、公債金について、建設公債を5,750億円増発する一方、特例公債を1兆3,321億円減額することとしている。

以上の結果、歳入歳出の差引追加額3兆1,180億円を加えた補正後の一般会計の規模は、99兆3億円となった。

平成二十六年年度補正予算のフレーム(一般会計)

(単位: 億円)

歳 出		歳 入	
1. 生活者への支援等関連経費	11,854	1. 租税及印紙収入	17,250
2. 地方の活性化関連経費	5,783	2. 税外収入	1,036
3. 災害・危機等への対応関連経費	7,578	3. 公債金	▲ 7,571
4. 地方交付税交付金	9,538	建設公債	5,750
5. その他の経費	4,463	特例公債	13,321
6. 既定経費の減額	▲ 17,880	4. 前年度剰余金受入	10,622
7. 東日本大震災復興特別会計へ繰入	9,844	5. 前年度剰余金受入(復興財源)	9,731
		6. 税外収入(復興財源)	113
合 計	31,180	合 計	31,180

平成二十七年度一般会計予算

平成二十七年度特別会計予算

平成二十七年度政府関係機関予算

(衆議院 27. 3. 13可決 参議院 3. 13予算委員会付託 4. 9本会議可決)

【概要】

日本経済は、平成25年以降の大規模な金融緩和及び財政政策の実施や、金融市場における円安及

び株高の進行を背景に、景気回復の動きを見せていた。しかし、平成26年4月に消費税率が8%へ引き上げられたことに伴い、駆け込み需要の反動減や実質所得減少等の影響が長引くなど、景気の動きは一進一退の状況となっている。

一方、我が国財政は、公債依存度が4割前後となる状況が続いているほか、国及び地方の長期債務残高が対GDP比で2倍を超え、増加を続けている。平成25年8月8日に閣議了解された「当面の財政健全化に向けた取組等について―中期財政計画―」において、国・地方の基礎的財政収支の対GDP赤字を、平成27年度までに平成22年度に比べ半減、平成32年度までに黒字化するという財政健全化目標が踏襲されたが、目標達成の見通しは立っていない。

こうした状況の下、平成二十七年度予算は、デフレ脱却・経済再生と財政健全化の両立を実現すべく、裁量的経費のみならず、社会保障経費を含む義務的経費の見直しを行い、民需主導の持続的な経済成長を促す施策に重点化を図るとして編成され、平成27年1月14日に閣議決定された。この際、平成27年10月に予定されていた消費税率10%への引上げが1年半延期されたことに伴い、税率の10%引上げ時に想定されていた施策は、8%を前提に優先順位付けを行うこととされた。

平成二十七年度一般会計予算の歳出は、当初予算としては過去最大規模の96兆3,420億円となり、対前年度当初予算比（以下「前年度比」という。）で0.5%の増加となった。このうち、国債費は23兆4,507億円（前年度比0.8%増）、歳出総額から国債費を除いた基礎的財政収支対象経費は72兆8,912億円（同0.4%増）となった。基礎的財政収支対象経費の内訳を見ると、社会保障関係費は31兆5,297億円（同3.3%増）となった。消費税率8%への引上げに伴う社会保障の充実の施策として、6,786億円（国・地方の合計で1兆3,620億円）が計上された。

公共事業関係費は、5兆9,711億円（同0.04%増）と当初ベースで3年連続の増加となったが、増加率は縮小してほぼ横ばいだった。老朽化インフラの維持管理対策3,954億円（同11.0%増）等が増額されたほか、整備新幹線への国費の追加投入として、公共事業関係費に755億円（同4.9%増）が計上された。

文教及び科学振興費は、5兆3,613億円（同1.3%減）となった。このうち、科学技術振興費は1兆2,857億円（同3.9%減）計上された一方で、スポーツ予算は、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の準備等に向けて、132億円（同38.8%増）と大幅増額となった。

防衛関係費は、26年度予算に引き続き、新防衛大綱及び新中期防に基づいて、4兆9,801億円（同2.0%増）が計上された。このほか、政府専用機導入に伴う経費（108億円）も計上されている。

地方交付税交付金等は15兆5,357億円（同3.8%減）と当初ベースで5年連続の減額となった。このうち、地方交付税交付金が15兆4,169億円、地方特例交付金が1,189億円である。地方税収が同7.1%増の37兆4,919億円になると見込まれること等から、地方交付税交付金等が減額された。また、出口ベースの地方交付税交付金は16兆7,548億円となった。

なお、東日本大震災復興特別会計については歳入歳出ともに3兆9,087億円が計上され、復興経費及び復興債の償還に充てられる。

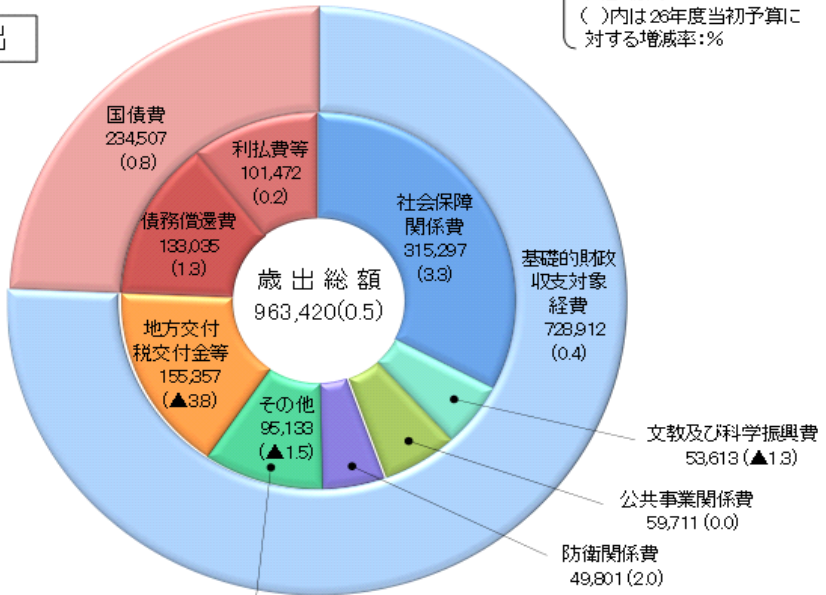
一般会計歳入予算では、租税及印紙収入が54兆5,250億円（同9.0%増）となった。企業収益の改善傾向が続いていることや、平成26年4月からの消費税率の引上げによる増収が平年度化されること等を背景として、当初予算との比較では平成10年度予算（58兆5,220億円）以来、決算との比較では平成3年度決算（59兆8,204億円）以来の規模が見込まれる。その他収入は4兆9,540億円（同7.0%増）となった。公債金は36兆8,630億円（同10.6%減）となり、その内訳は、建設公債が6兆30億円（同0.02%増）、特例公債が30兆8,600億円（同12.4%減）である。これにより公債依存度は38.3%となり、6年ぶりに公債依存度が30%台となった。なお、上記の一般会計発行の国債のほか、復興債、財投債及び借換債を含めた国債発行計画は、170兆241億円となった。

上記の予算を執行した場合、国及び地方の長期債務残高は平成27年度末で1,035兆円、対GDP比で205%に達すると見込まれている。

平成二十七年度一般会計予算の内訳

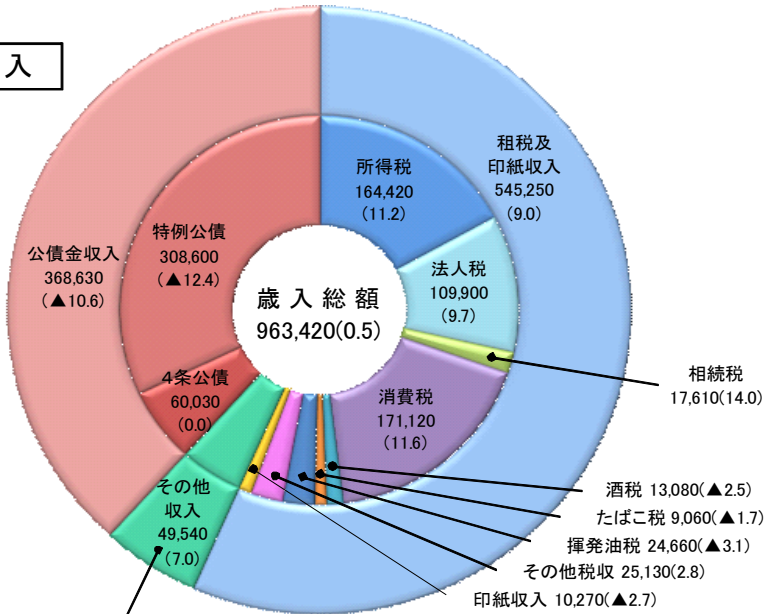
歳出

単位:億円
()内は26年度当初予算に対する増減率:%



食料安定供給関係費	10,417 (▲0.9)	中小企業対策費	1,856 (0.2)
エネルギー対策費	8,985 (▲6.8)	その他の事項経費	61,379 (▲0.2)
恩給関係費	3,932 (▲11.5)	予備費	3,500 (0.0)
経済協力費	5,064 (▲0.7)		

歳入



官業益金及官業収入	439 (▲3.2)
政府資産整理収入	2,887 (▲13.3)
雑収入	46,191 (8.7) (うち特別会計受入金 16,722 (0.8))
前年度剰余金受入	22 (▲59.2)

平成二十七年度一般会計暫定予算
平成二十七年度特別会計暫定予算
平成二十七年度政府関係機関暫定予算

(衆議院 27. 3. 30可決 参議院 3. 30予算委員会付託 3. 30本会議可決)

【概要】

平成27年3月27日、平成二十七年度暫定予算が閣議決定された。今回の暫定予算は、4月1日から4月11日までの期間について編成された。一般会計暫定予算は、歳出において、人件費や事務費等の経常的経費のほか、既定施策に係る経費について、暫定予算期間中の行政運営上必要最小限の経費を計上し、他方、歳入においては、暫定予算期間中の税収及びその他の収入の見込額を計上することとされた。

以上の結果、一般会計暫定予算は、歳入総額263億円、歳出総額5兆7,593億円となり、歳出が歳入を5兆7,330億円超過しているが、その資金繰りについては、必要に応じて財務省証券を発行することができることとしている。

条 約

経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定の締結について承認を求めるの件 (閣条第1号)

(衆議院 27.4.23承認 参議院 5.11外交防衛委員会付託 5.15本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国とモンゴルとの間において、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、投資の機会を増大させ、自然人の移動、競争、知的財産等の幅広い分野での枠組みを構築すること等を内容とする両国間の経済上の連携のための法的枠組みを設けるものであり、2015年（平成27年）2月10日に東京で署名されたものである。

この協定は、前文、本文203箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書から成っているほか、この協定に関連し、実施取極が作成されており、主な内容は次のとおりである。

一、一方の締約国は、他方の締約国の原産品について、附属書一の自国の表に従って、関税を撤廃し、又は引き下げる。なお、両締約国が実施する関税の撤廃及び引下げ等の主要品目の概要は次のとおりである。

1 我が国による関税撤廃等の主要品目

イ 農林水産品

コーンビーフ、ビーフジャーキー等の一部の牛肉調製品等について関税割当てを設定（関税割当数量は段階的に拡大する）。ペットフードについて関税を即時から11年目までの間に撤廃

ロ 鉱工業品

ほぼ全ての品目について関税を即時から11年目までの間に撤廃

ハ その他

カシミア毛製のジャージー、プルオーバー、カーディガン、ベスト等の衣料製品について関税を即時撤廃

2 モンゴルによる関税撤廃等の主要品目

イ 農林水産品

切花、りんご、ストロベリー、清酒及び焼酎について関税を即時撤廃。醤油について10年、みそについて5年かけて段階的に関税を撤廃

ロ 鉱工業品

乗用自動車及び自動車部品について関税を即時から11年目までの間に撤廃

二、原産地規則、原産地証明書、税関手続及び貿易円滑化並びに原産品に対して両締約国間においてのみとられる二国間セーフガード措置の適用のための規則等について定める。

三、両締約国は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく権利及び義務を再確認する。

四、両締約国は、貿易の技術的障害に関する協定に基づく権利及び義務を再確認する。

五、一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。

六、一方の締約国は、他方の締約国の短期の商用訪問者等に対して入国及び一時的な滞在を許可する。

七、各締約国は、両締約国間における電子的な送信に対して関税を賦課しないという慣行を維持する。

八、一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。

九、各締約国は、自国の法令に従い、反競争的行為に対して適当と認める措置をとる。

十、一方の締約国は、貿易関連知的所有権協定の規定に従い、知的財産の保護に関し、内国民待遇を他方の締約国の国民に与える。

十一、両締約国は、政府調達に関する自国の法令、政策及び慣行について情報の交換を行う。一方の締約国は、協定の効力発生の日の後、自国の政府調達市場へのアクセスに関する利益等を第三国に与える場合には、他方の締約国の要請に応じ、当該他方の締約国との間で交渉するための機会を十分に与える。

十二、一方の締約国は、自国の法令に従い、自国において事業活動を遂行する他方の締約国の者のためのビジネス環境を一層整備するために適切な措置をとる。

十三、両締約国は、農林漁業、中小企業、観光、情報通信技術、環境等の分野において、この協定に基づく協力であって相互の利益に資するものを促進する。

十四、この協定の解釈又は適用から生ずる両締約国間の紛争の解決手続について定める。

十五、この協定は、この協定の効力発生に必要なそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文を両締約国政府が交換する日の後30日目の日に効力を生ずる。

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件 (閣条第2号)

(衆議院 27.4.23承認 参議院 5.11外交防衛委員会付託 5.15本会議承認)

【要旨】

この議定書は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（以下「世界貿易機関協定」という。）を改正し、同協定の附属書一Aに税関手続の迅速化等について定める貿易の円滑化に関する協定（以下「貿易円滑化協定」という。）を追加することを内容とするものであり、2014年（平成26年）11月にジュネーブで採択されたものである。

この議定書は、前文、本文、末文及び附属書（貿易円滑化協定）から成り、同附属書には、前文、第1条から第24条までの規定及び附属書一が含まれる。その主な内容は次のとおりである。

一、本文

世界貿易機関協定附属書一Aについては、セーフガードに関する協定の次にこの議定書の附属書に規定する貿易円滑化協定を加える。この議定書は、世界貿易機関協定第10条3の規定に従って、加盟国の3分の2が受諾した時にそれらの加盟国について効力を生じ、その後は、その他の各加盟国について、それぞれによる受諾の時に効力を生ずる。

二、議定書の附属書（貿易円滑化協定）

- 1 加盟国は、政府、貿易業者及び利害関係を有する他の者が知ることができるようにするため、輸入、輸出及び通過のための手続等に関する情報を無差別な、かつ、容易に知ることができる方法で速やかに公表する。加盟国は、輸入、輸出及び通過のための手続等に関する情報をインターネットを通じて入手可能なものとする。
- 2 加盟国は、実行可能な範囲において、並びに自国の国内法及び国内法制に適合する方法により、貿易業者等に対して、一般に適用される法令であって物品の移動、引取り及び通関に関するものの導入又は改正の提案について、意見を表明する機会及び適当な期間を与える。
- 3 加盟国は、全ての必要な情報が記載された書面による要請を提出した申請者に対して、合理的な方法で、定められた期限までに事前の教示を行うものとし、事前の教示を行うことを拒否する場合には、当該申請者に対して関連事実及びその決定の根拠を書面により速やかに通知する。
- 4 加盟国は、物品の到着の時にその引取りを迅速に行うことを目的として、物品の到着の前に手続の処理を開始するため、輸入書類その他の所要の情報の提出を認める手続を採用し、又は維持する。
- 5 輸入、輸出及び通過の手続の範囲及び複雑性を最小限にする等のため、加盟国は、所要の手続及び書類が物品の迅速な引取り及び通関のために採用され、又は適用されること等一定の条件を満たすことを確保する。
- 6 加盟国は、貿易業者が単一の入口を通じて参加する当局又は機関に対して物品の輸入、輸出又は通過のための所要の書類又はデータを提出することを可能とするシングルウィンドウを設

置し、又は維持するよう努める。

- 7 加盟国は、要請に応じ、申告が真実を述べたものであるかないか等について疑う合理的な理由がある場合には、特定された事案における輸入申告又は輸出申告の確認のために情報を交換する。
- 8 開発途上加盟国及び後発開発途上加盟国は、貿易円滑化協定の第1条から第12条までの規定を実施する。この協定の規定の実施の程度及び時期は、開発途上加盟国及び後発開発途上加盟国の実施する能力と関連させる。開発途上加盟国及び後発開発途上加盟国には、貿易円滑化協定の規定の実施に資するため能力の開発のための援助及び支援が、その性質及び範囲に従って供与される。
- 9 拠出加盟国は、二国間で又は適当な国際機関を通じて、開発途上加盟国及び後発開発途上加盟国に対して相互に合意する条件で能力の開発のための援助及び支援の提供を促進する。
- 10 この協定に別段の明示的な定めがある場合を除くほか、紛争解決了解によって詳細に定められて適用される1994年の関税及び貿易に関する一般協定第22条及び第23条の規定は、この協定の下での協議及び紛争の解決について適用する。

東南アジア諸国連合プラス三箇国マクロ経済調査事務局を設立する協定の締結について承認を求めるの件(閣条第3号)

(衆議院 27.4.23承認 参議院 5.11外交防衛委員会付託 5.15本会議承認)

【要旨】

この協定は、地域の経済の監視等を通じ地域の経済及び金融の安定性の確保に貢献する国際機関として東南アジア諸国連合プラス三箇国マクロ経済調査事務局（以下「AMRO」という。）を設立すること並びにその運営について定めるものであり、2014年（平成26年）10月にワシントンで署名されたものである。

この協定は、前文、本文28箇条及び文末並びに一の付表から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、締約者は、この協定により、目的及び任務の遂行のため完全な法人格及び法的能力を有する国際機関として、AMROを設立する。
- 二、AMROは、地域の経済の監視及び地域金融取決めの実施を支援することを通じ、地域の経済及び金融の安定性の確保に貢献することを目的とする。
- 三、AMROは、加盟者のマクロ経済の状況及び金融の健全性について監視し、評価し、及び加盟者に報告すること、地域におけるマクロ経済及び金融に係る危険及びぜい弱性を明らかにすること、危機を緩和するための政策的な勧告を作成することを通じて加盟者を支援すること、地域金融取決めの実施に当たり加盟者を支援すること等を任務とする。
- 四、各加盟者は、自己の関係法令により認められる範囲内で、AMROの活動のために合理的に必要とされる関連する情報及び支援をAMROに提供するものとし、また、誠実にAMROに協力する。
- 五、AMROに、執行委員会、諮問委員会、事務局長及び職員を置く。
- 六、各加盟者は、執行委員会に代表を出すものとし、このため、代理を2人まで任命することができる。
- 七、AMROは、その任務を効果的に遂行するために必要な資金を提供される。事務局に関する経費は、シンガポール共和国が負担するものとし、残余の全ての経費は、付表に定める分担金の割合に従い、加盟者が負担する。
- 八、AMROの本部は、シンガポール共和国に置く。
- 九、AMROが効果的にその目的及び任務を遂行することを可能にするため、AMROに対し、各加盟者の領域において、この協定に規定する法的地位、特権、免除及び課税免除を与える。
- 十、AMROは、完全な法人格を有し、特に、契約の締結、不動産及び動産の取得及び処分並びに訴えの提起を行う完全な法的能力を有する。
- 十一、AMROは、あらゆる形式の訴訟手続の免除、AMROの財産及び資産に対するあらゆる形

式の押収、強制処分又は抵当権の実行の免除、AMROの記録及びAMROが所有し、又は保管する文書の不可侵等の特権及び免除を付与される。

十二、代理及び代理代行、諮問委員会の委員、AMROの事務局長及び職員並びにAMROのための任務を遂行する専門家（以下「AMROの人員」という。）は、公的資格で行った口頭及び書面による陳述並びに行為についての訴訟手続からの免除並びに公用の書類及び文書の不可侵等の特権及び免除を享受する。

十三、各加盟者は、AMRO及びAMROの人員の法的地位、特権、免除、課税免除及び便宜を自己の領域内で実施するために必要な措置をとる。法的地位、特権、免除、課税免除及び便宜については、AMROが所在していない加盟者の領域においては、当該加盟者の法令が認める範囲内で、AMRO及びAMROの人員に与えることができる。

十四、この協定は、中華人民共和国、日本国及び大韓民国並びに少なくとも五の東南アジア諸国連合の構成国（シンガポール共和国を含む。）が批准書、受諾書又は承認書を寄託した後60日目の日に効力を生ずる。

水銀に関する水俣条約の締結について承認を求めるの件(閣条第4号)

(衆議院 27. 5. 12承認 参議院 5. 18外交防衛委員会付託 5. 22本会議承認)

【要旨】

水銀は、一度環境に排出されると分解されることなく自然界を循環する環境残留性及び長距離移動性を有する。先進国における使用量は減少してきているものの、途上国を中心に引き続き使用されており、水銀及び水銀化合物による人の健康及び環境への被害が顕在化している。このような事情を踏まえ、国際連合環境計画（UNEP）において国際的な水銀管理に係る法的拘束力のある文書の作成等が決定され、2010年（平成22年）以降5回にわたって政府間交渉委員会が開催された。その結果、2013年（平成25年）に熊本で開催された外交会議において、この条約が全会一致で採択された。

この条約は、前文、本文35箇条、末文及び五の附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、この条約は、水銀及び水銀化合物の人為的な排出及び放出から人の健康及び環境を保護することを目的とする。
- 二、締約国は、この条約が自国について効力を生じた日に自国の領域において行われていなかった水銀の一次採掘を許可してはならない。この条約が自国について効力を生じた日に行われていた水銀の一次採掘に限り、最長15年の期間許可する。
- 三、締約国は、この条約に基づき許可される用途及び環境上適正な暫定的保管のために行われる場合に限り輸出締約国に対し書面による同意を与えた締約国への輸出を除くほか、水銀の輸出を許可してはならない。この条約に定める場合を除くほか、非締約国への水銀の輸出入を許可しないものとする。
- 四、締約国は、附属書Aにおいて適用除外を定める場合等を除くほか、同附属書第一部に掲げる電池、スイッチ及び継電器、蛍光ランプ等の水銀添加製品について、段階的廃止期限の後は、適当な措置をとることにより、当該水銀添加製品の製造、輸入又は輸出を許可しないものとする。
- 五、締約国は、当該締約国が適用除外を登録した場合を除くほか、附属書B第一部に掲げるアセトアルデヒド製造等の製造工程における水銀又は水銀化合物の使用について、段階的廃止期限の後は、適当な措置をとることにより、許可しないものとする。また、同附属書第二部に掲げる塩化ビニルモノマー製造等の製造工程における水銀及び水銀化合物の使用を制限する措置をとる。
- 六、自国の領域内において零細及び小規模な金の採掘及び加工を行う締約国は、当該採掘及び加工における水銀及び水銀化合物の使用並びに当該採掘及び加工から生ずる水銀の環境への排出及び放出を削減し、及び実行可能な場合には廃絶するための措置をとる。
- 七、関係する発生源を有する締約国は、水銀又は水銀化合物の大気への排出及び土壌又は水への放出を規制するための措置をとるものとし、当該措置並びに期待される対象、目標及び結果を定める自国の計画を作成することができる。

- 八、締約国は、水銀廃棄物が環境上適正な方法で管理されること、環境上適正な処分のためにのみ回収等されること等の取扱いのために適当な措置をとる。
- 九、締約国は、その能力の範囲内で、自国の政策、優先度及び計画に従い、この条約の実施を意図する各締約国の活動に関する資金を提供することを約束する。また、締約国は、その能力の範囲内で、開発途上締約国等がこの条約に基づく義務を履行することを援助するため、時宜を得た適当な能力形成及び技術援助を提供するために協力する。
- 十、この条約は、50番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後90日目の日に効力を生ずる。

特許法条約の締結について承認を求めるの件(閣条第5号)

(衆議院 27.5.21承認 参議院 6.10外交防衛委員会付託 6.17本会議承認)

【要旨】

経済のグローバル化を背景として、複数の国において特許を取得する必要性が高まったことに伴い、各国の特許出願等に関する手続を可能な限り調和させることの重要性が認識された。この条約は、各国の特許出願等に関する手続の利便性を向上させ、出願人等の手続負担を軽減することを目的として、2000年(平成12年)6月にジュネーブで開催された外交会議において採択されたものであり、2005年(平成17年)4月に発効した。この条約は、本文27箇条から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、この条約及びこの条約に基づく規則は、特許協力条約による国際出願としてすることが認められた特許及び追加特許の出願、それらの出願を分割した出願並びに締約国について効力を有するものとして与えられた特許及び追加特許について適用する。
- 二、締約国は、出願を意図する旨の表示、出願人を特定することができる表示又は出願人に連絡することを可能とする表示及び明細書であると外見上認められる部分を当該締約国の官庁が受理した日を出願日とすることを定める。明細書であると外見上認められる部分については、出願日の設定のために、いかなる言語でも提出することができる。欠落していた明細書の一部等が所定の期間内に官庁に提出された場合には、出願日は、当該官庁が当該明細書の一部等を受理した日又は出願日の設定のために当該官庁の締約国により適用される全ての要件が満たされた日のうちいずれか遅い日とする。
- 三、締約国は、出願の形式又は内容について、特許協力条約において国際出願に関して規定する形式又は内容に関する要件以外の要件を要求してはならない。締約国は、優先権の申立て等に関する事項の真実性又は翻訳文の正確性について合理的な疑義を有する場合に限り、これらに関する証拠を自国の官庁に提出するよう要求することができる。出願の形式又は内容等に関し締約国により適用される要件が満たされていない場合には、当該締約国の官庁は、出願人に通知し、当該要件を満たす機会及び意見を述べる機会を与える。
- 四、締約国は、自国の官庁に対する手続のために、出願日の設定のために自ら出願をする場合等を除くほか、出願人等が代理人を選任するよう要求することができる。
- 五、締約国は、所定の期間を徒過した手続に関する救済、喪失した権利の回復、優先権の主張の訂正又は追加及び優先権の回復等について定める。

商標法に関するシンガポール条約の締結について承認を求めるの件(閣条第6号)

(衆議院 27.5.21承認 参議院 6.10外交防衛委員会付託 6.17本会議承認)

【要旨】

この条約は、1994年(平成6年)に商標法条約が採択された後に生じた電子出願手続等の新たなニーズに対応するため、世界知的所有権機関に設置された常設委員会において検討が行われた結果、2006年(平成18年)3月にシンガポールで開催された外交会議において採択されたものであり、2009年(平成21年)3月に発効した。この条約は、本文32箇条から成り、主な内容は次のとおりで

ある。

- 一、締約国は、自国の法令により標章として登録することができる標識等によって構成される標章について、この条約を適用する。この条約は、商品に関する標章（商標）、サービスに関する標章（サービス・マーク）並びに商品及びサービスの双方に関する標章について適用する。
- 二、締約国は、願書に出願人の氏名又は名称及び住所を記載すること、標章の使用意思に関する宣言書を添付すること等を要求することができるが、出願に関しこれらの要件以外の要件を満たすよう要求することができない。
- 三、締約国は、出願人を特定することができる表示等を受理した日を出願日として認めなければならないが、出願日に関しこれらの要件以外の要件を満たすよう要求することができない。
- 四、締約国は、自国の官庁が受理する書類の送付手段を選択することができるものとし、書面に記載された書類、電磁的形態の書類又はその他の形態の書類を認めるかどうかを選択することができる。また、締約国は、書類が自国の官庁によって認められた言語で記載されるよう要求することができる。
- 五、登録の最初の存続期間及び各更新の存続期間は、10年とする。締約国は、登録の更新の申請書に名義人の氏名又は名称及び住所を記載すること等を要求することができるが、当該申請に関しこれらの要件以外の要件を満たすよう要求することができない。また、いかなる締約国の官庁も、登録の更新に際し実体について審査することができない。
- 六、締約国は、出願又は登録に関する自国の官庁に対する手続における行為のための期間の満了前に当該期間の延長についての申請書が当該官庁に提出された場合には当該期間を延長する旨を定めることができる。また、締約国は、出願人等が出願又は登録に関する自国の官庁に対する手続における行為のための期間を遵守しなかった場合において救済措置についての申請書が当該官庁に提出されたときは、当該期間の延長、当該出願又は登録に関する処理の継続等救済措置をとる旨を定める。
- 七、締約国は、使用権の記録の申請書についてこの条約に基づく規則で定める要件に従って提出すること等を要求することができるが、当該申請に関しこれらの要件以外の要件を満たすよう要求することができない。
- 八、官庁は、出願又は権利の移転等の申請に関し、却下し、又は拒絶しようとすることについて合理的な期間内に意見を述べる機会を出願人又は申請人に与えることなく、その全部又は一部を却下し、又は拒絶することができない。
- 九、締約国は、この条約の発展に関する問題を取り扱うこと等を行う総会を設置する。
- 十、いずれの国又は政府間機関も、留保を付することにより、一部の規定を連合標章、防護標章又は派生標章について適用しない旨等を宣言することができる。
なお、我が国は、防護標章（登録された著名な商標等については、当該商標等を使用していない商品又はサービスについても防護標章登録を認め、他人の使用を禁止することができる制度）について、この条約の規定の一部を適用しない旨の宣言を行う予定である。

二千七年の国際コーヒー協定の締結について承認を求める件（閣条第7号）

（衆議院 27.4.23承認 参議院 5.11外交防衛委員会付託 5.15本会議承認）

【要旨】

この協定は、有効期間が延長された2001年（平成13年）の国際コーヒー協定に代わるものとして、2007年（平成19年）9月にロンドンで開催された国際コーヒー理事会において採択され、2011年（平成23年）2月2日に発効したものであり、1962年（昭和37年）の国際コーヒー協定以来、第7次の協定に当たるものである。

この協定は、前文、本文51箇条、末文、一の附属書及び国際コーヒー理事会決議第436号から成り、国際コーヒー機関の組織、コーヒーに関する情報の交換、研究及び調査を通じた国際協力等について規定している。2001年の協定との主な相違点は、次のとおりである。

一、協定の目的にコーヒー生産者への支援の奨励及び促進が追加されるとともに、コーヒー産業に

おける金融及びリスク管理に関連する課題に関する協議を促進するため、コーヒー産業における金融に関する協議のフォーラムが開催されることが規定された。

二、2001年の協定において国際コーヒー理事会（以下「理事会」という。）の下に設置されていた執行委員会が廃止された。また、理事会の全ての決定及び勧告に関する議決について、加盟輸出国及び加盟輸入国の双方の過半数の票（特定の事項については3分の2以上の票）による議決から、加盟輸出国及び加盟輸入国の双方の70パーセント以上の票による議決に変更された。

なお、我が国については、この協定の寄託者である国際コーヒー機関に加入書を寄託する時に効力を生ずる。

投資の促進及び保護に関する日本国とカザフスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第8号)

(衆議院 27.9.3承認 参議院 9.7外交防衛委員会付託 9.11本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国とカザフスタンとの間において、投資の促進及び保護に関する法的枠組みの整備を通じて両国間の投資の機会を増大させ、経済関係を一層強化するため、2014年（平成26年）10月にアスタナで署名されたものである。

この協定は、前文、本文26箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、一方の締約国は、自国の区域内において、投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分（以下「投資活動」という。）に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇を与える。
- 二、一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動並びに投資の許可及び投資の許可に関連する事項に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、最恵国待遇を与える。
- 三、一方の締約国は、自国の区域内において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を与えるとともに、当該投資財産に関して義務を負うこととなった場合には、当該義務を遵守する。
- 四、一方の締約国は、自国の区域内において、裁判所の裁判を受ける権利等に関し、他方の締約国の投資家に対し、内国民待遇又は最恵国待遇を与える。
- 五、いずれの一方の締約国も、自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動に関し、現地調達、技術移転等の特定措置の履行要求であって当該他方の締約国の投資家による投資を許可した日に存在しないものを課し、又は強制してはならない。
- 六、一方の締約国は、投資活動を行うことを目的とする他方の締約国の国籍を有する自然人の入国、滞在及び居住に係る申請並びに就労許可の発給に対し、自国の関係法令に従い、好意的な考慮を払う。
- 七、いずれの一方の締約国も、公共の目的、無差別、迅速、適当かつ実効的な補償の支払及び正当な法的手続等に従うことという条件を満たさない限り、収用又は国有化等を実施してはならない。また、収用又は国有化等に伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならない。
- 八、一方の締約国は、武力紛争等により自国の区域内にある投資財産に関して損失等を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復等の解決方法に関し、内国民待遇又は最恵国待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていずれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。
- 九、自国の投資家に対して保証契約等に基づいて支払を行った締約国又はその指定する機関による当該投資家の権利又は請求権の代位を承認する。
- 十、一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からの全ての資金の移転であって、他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保する。
- 十一、この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争であって、外交交渉によっても満足な調整に至らなかったものは、仲裁委員会に付託する。
- 十二、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争が協議等により解決されない場合には、

当該紛争は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による調停又は仲裁等のいずれかに付託される。

十三、いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生ずる場合又は資金の移転が経済全般の運営に重大な困難をもたらす場合には、前記一（内国民待遇）に基づく義務であって国境を越える資本取引に係るもの及び前記十（資金の移転）に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。

十四、この協定のいかなる規定も、両締約国が締結している知的財産権の保護に関する多数国間協定に基づく権利を害し、及び義務を免れさせるものと解してはならず、並びに、いずれか一方の締約国が締結している知的財産権の保護に関する多数国間協定については、当該一方の締約国が当該多数国間協定により第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。また、両締約国は、知的財産権の十分かつ効果的な保護に妥当な考慮を払う。

十五、この協定は、各締約国がこの協定の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を他方の締約国に対して行い、遅い方の通告が受領された日の後30日目の日に効力を生ずる。この協定は、10年の期間効力を有するものとし、その後は、一方の締約国が他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより終了する時まで効力を有する。

投資の促進及び保護に関する日本国とウクライナとの間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第9号）

（衆議院 27.9.3承認 参議院 9.7外交防衛委員会付託 9.11本会議承認）

【要旨】

この協定は、我が国とウクライナとの間において、投資の促進及び保護に関する法的枠組みの整備を通じて両国間の投資の機会を増大させ、経済関係を一層強化するため、2015年（平成27年）2月にキエフで署名されたものである。

この協定は、前文、本文28箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、一方の締約国は、自国の区域内において、投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分（以下「投資活動」という。）に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。
- 二、一方の締約国は、自国の区域内において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際法に基づく待遇を与えるとともに、当該投資財産に関して義務を負うこととなった場合には、当該義務を遵守する。
- 三、一方の締約国は、自国の区域内において、裁判所の裁判を受ける権利等に関し、他方の締約国の投資家に対し、内国民待遇又は最恵国待遇を与える。
- 四、いずれの一方の締約国も、自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動の条件として、現地調達、技術移転等の特定措置の履行要求を課し、又は強制してはならない。
- 五、一方の締約国は、投資財産に関連する事業活動を行うことを目的とする他方の締約国の国籍を有する自然人の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の関係法令に従い、好意的な考慮を払う。
- 六、いずれの一方の締約国も、公共の目的、無差別、迅速、適当かつ実効的な補償の支払及び正当な法的手続等に従うことという条件を満たさない限り、収用又は国有化等を実施してはならない。また、収用又は国有化等に伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならない。
- 七、一方の締約国は、武力紛争等により自国の区域内にある投資財産に関して損失等を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復等の解決方法に関し、内国民待遇又は最恵国待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていずれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。
- 八、自国の投資家の損害の填補等を行った締約国又はその指定する機関による当該投資家の権利又は請求権の代位を承認する。
- 九、一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からの全ての資金の移転であって、他方

の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保する。

十、この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争であって、外交交渉によっても満足な調整に至らなかったものは、仲裁委員会に付託する。

十一、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争が協議により解決されない場合には、当該紛争は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁等のいずれかに付託される。

十二、いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生ずる場合又は資金の移転が経済全般の運営に重大な困難をもたらす場合には、前記一（内国民待遇）に基づく義務であって国境を越える資本取引に係るもの及び前記九（資金の移転）に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。

十三、両締約国は、知的財産権の十分かつ効果的な保護を与える。この協定のいかなる規定も、両締約国が締結している知的財産権の保護に関する多数国間協定に基づく権利を害し、及び義務を免れさせるものと解してはならず、並びに、いずれか一方の締約国が締結している知的財産権の保護に関する多数国間協定については、当該一方の締約国が当該多数国間協定により第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。

十四、両締約国は、投資を更に促進し、及び漸進的に自由化することを目的として、一方の締約国の要請があった場合には、この協定の見直しを行う。

十五、この協定は、各締約国がこの協定の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を他方の締約国に対して行い、遅い方の通告が受領された日の後30日目の日に効力を生ずる。この協定は、10年の期間効力を有するものとし、その後は、一方の締約国が他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより終了する時まで効力を有する。

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウルグアイ東方共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第10号）

（衆議院 27.9.3承認 参議院 9.7外交防衛委員会付託 9.11本会議承認）

【要旨】

この協定は、我が国とウルグアイとの間において、投資の自由化、促進及び保護に関する法的枠組みの整備を通じて両国間の投資の機会を増大させ、経済関係を一層強化するため、2015年（平成27年）1月にモンテビデオで署名されたものである。

この協定は、前文、本文31箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

一、一方の締約国は、自国の区域内において、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分（以下「投資活動」という。）に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。

二、一方の締約国は、自国の区域内において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際慣習法に基づく待遇を与える。

三、一方の締約国は、他方の締約国の投資家等との間の特定の投資財産に関する書面による合意が尊重されることを確保するため、当該一方の締約国の権限の範囲内で可能な全てのことを行う。

四、一方の締約国は、自国の区域内において、裁判所の裁判を受ける権利等に関し、他方の締約国の投資家に対し、内国民待遇又は最恵国待遇を与える。

五、いずれの締約国も、自国の区域内における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、現地調達、技術移転等の特定措置の履行要求を課し、又は強制することができない。

六、附属書Ⅰの自国の表に記載する現行の措置については、内国民待遇等の義務は適用されないが、現状維持義務が課される。附属書Ⅱの自国の表に記載する分野等については、内国民待遇等の義務は適用されず、及び現状維持義務も課されない。

- 七、一方の締約国は、投資活動を行うことを目的とする他方の締約国の国籍を有する自然人の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の関係法令に従い、好意的な考慮を払う。
- 八、いずれの一方の締約国も、公共の目的、無差別、迅速、適当かつ実効的な補償の支払及び正当な法的手続等に従うことという条件を満たさない限り、収用又は国有化等を実施してはならない。また、収用又は国有化等に伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならない。
- 九、一方の締約国は、武力紛争等により自国の区域内にある投資財産に関して損失等を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復等の解決方法に関し、内国民待遇又は最恵国待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていずれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。
- 十、自国の投資家の損害の填補等を行った締約国又はその指定する機関による当該投資家の権利又は請求権の代位を承認する。
- 十一、一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からの全ての資金の移転であって、他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保する。
- 十二、この協定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争であって、外交交渉によっても満足な調整に至らなかったものは、仲裁委員会に付託する。
- 十三、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争が協議等により解決されない場合には、当該紛争は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁等のいずれかに付託される。
- 十四、いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生ずる場合又は資金の移転が経済全般の運営に重大な困難をもたらす場合には、前記一（内国民待遇）に基づく義務であって国境を越える資本取引に係るもの及び前記十一（資金の移転）に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。
- 十五、両締約国は、知的財産権への十分かつ効果的な保護を与える。この協定のいかなる規定も、両締約国が締結している知的財産権の保護に関する多数国間協定に基づく権利及び義務に影響を及ぼすものではなく、並びに、いずれか一方の締約国が締結している知的財産権の保護に関する多数国間協定については、当該一方の締約国が当該多数国間協定により第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。
- 十六、この協定は、この協定の効力発生に必要な国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生ずる。この協定は、10年の期間効力を有するものとし、その後は、一方の締約国が他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより終了する時まで効力を有する。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカタール国政府との間の協定の締結について承認を求める件(閣条第11号)

(衆議院 27.9.3承認 参議院 9.7外交防衛委員会付託 9.11本会議承認)

【要旨】

この協定は、人的交流、経済的交流等に伴って発生する国際的な二重課税の回避を目的として、我が国とカタール国との間で課税権を調整するものであり、2015年（平成27年）2月20日に東京で署名されたものである。この協定は、前文、本文29箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す議定書から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この協定は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用する。
- 二、不動産所得については、不動産所在地国において課税することができる。
- 三、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ他方の締約国において課税することができる。

- 四、配当に対する源泉地国における税率は、一定の要件を満たす親子会社間の場合には5パーセントを、その他の場合には10パーセントを超えないものとする。
- 五、利子に対する源泉地国における税率は、政府、地方公共団体、中央銀行等が受け取る利子については免税、その他の場合には10パーセントを超えないものとする。
- 六、使用料に対する源泉地国における税率は、5パーセントを超えないものとする。
- 七、給与所得については、一定の場合を除くほか、役務提供地国において課税することができる。
- 八、両締約国においては、いずれも外国税額控除方式により二重課税を除去する。
- 九、協定の規定に適合しない課税についての申立て及び権限のある当局間での協議について定める。
- 十、両締約国の権限のある当局は、この協定の規定の実施又は両締約国が課する全ての種類の租税に関する法令の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。
- 十一、この協定は、両締約国のそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならないが、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生ずる。

社会保障に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第12号）

（衆議院 27.9.3承認 参議院 9.7外交防衛委員会付託 9.11本会議承認）

【要旨】

この協定は、我が国とルクセンブルクとの間で、両国間の人的交流に伴って生ずる年金制度、医療保険制度等への二重加入等の問題の解決を図ることを目的とするものであり、2010年（平成22年）5月に両国政府間で協定の締結交渉を開始した結果、2014年（平成26年）10月10日に東京において署名されたものである。

この協定は、前文、本文33箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、この協定は、我が国については、年金制度に関し、国民年金及び厚生年金保険について、医療保険制度に関し、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法及び高齢者の医療の確保に関する法律により実施される医療保険制度についてそれぞれ適用し、また、ルクセンブルクについては、老齢、障害及び遺族に関する年金保険並びに疾病及び出産に係る保険、労働災害及び職業上の疾病に係る保険、介護保険、失業給付並びに家族給付について適用する。
- 二、年金制度、医療保険制度等への強制加入に関しては、原則として、就労が行われる締約国の法令のみを適用する。ただし、被用者又は自営業者が、派遣（第三国の領域を経由する派遣を含む。）又は自営活動の期間が5年を超えない見込みで一時的に相手国において就労する場合には、自国の法令のみを適用する。
- 三、一方の締約国の年金の給付を受ける権利を確立するため、他方の締約国の法令による保険期間を考慮することにより、当該一方の締約国の年金制度への加入期間だけでは必要な期間の要件を満たさない場合においても給付を受ける権利を取得できるようにする。なお、給付額の計算に際しては、それぞれの国内法令の規定に従って、自国の年金制度への加入期間に応じた額を支給する。
- 四、この協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後3箇月目の月の初日に効力を生ずる。

航空業務に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第13号）

（衆議院 継続審査）

【要旨】

本協定は、我が国とカンボジアとの間で、定期航空路線の開設及び定期航空業務の安定的な運営を可能にするための法的枠組みについて定めるものである。

航空業務に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第14号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本協定は、我が国とラオスとの間で、定期航空路線の開設及び定期航空業務の安定的な運営を可能にするための法的枠組みについて定めるものである。

刑を言い渡された者の移送に関する日本国とイラン・イスラム共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第15号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本条約は、我が国とイランとの間で、相手国の裁判所が自由の剥奪を伴う刑を言い渡した自国民受刑者等について、締約国、受刑者の同意等一定の条件を満たす場合にその本国に移送する手続等を定めるものである。

承認を求めるの件

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(閣承認第1号)

(衆議院 27.3.26承認 参議院 3.26経済産業委員会付託 3.31本会議承認)

【要旨】

本件は、外国為替及び外国貿易法第10条第1項の規定により平成25年4月5日に閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」に基づき、平成25年4月14日から平成27年4月13日までの間、北朝鮮を仕向地とする全ての貨物の輸出について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置、北朝鮮を原産地又は船積地域とする全ての貨物の輸入について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置及び北朝鮮と第三国の間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引(仲介貿易取引)を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、同法第10条第2項の規定に基づいて国会の承認を求めるものである。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第2号)

(衆議院 27.3.26承認 参議院 3.30総務委員会付託 3.31本会議承認)

【要旨】

本件は、放送法第70条第2項の規定に基づき、日本放送協会の平成27年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、収支予算

一般勘定事業収支については、事業収入が6,831億円、事業支出が6,769億円で、事業収支差金は62億円となる。この事業収支差金は、全額を建設積立資産に繰り入れる。受信料収入は、受信契約件数の増加や未収の削減に努めることで、6,608億円を確保する。

二、事業計画

平成27年度は、3か年経営計画の初年度として、公共放送の原点を堅持し、公平・公正で正確・迅速な報道、豊かで質の高い多彩な番組の充実、日本を世界へ積極的に発信することによる国際社会の日本への理解の促進、インターネットを活用した新たなサービスの創造、スーパーハイビジョンの制作・活用の戦略的な推進、受信料制度の理解促進と営業改革の一層の推進による支払率の向上、一層効率的な経営の推進等に取り組むとしている。

三、資金計画

資金計画は、受信料等による入金総額7,811億円、事業経費、建設経費等による出金総額7,881億円をもって施行する。

四、総務大臣の意見

本件には、総務大臣から、収支予算等については、質の高い番組の提供、国際放送の充実等による海外情報発信の強化、先導的なサービスの推進、公共放送の機能の強靱化、受信料の公平負担の徹底等に取り組むこととしており、おおむね妥当なものと認められるとした上で、収支予算等の実施に当たっては、協会の経営が国民・視聴者の負担する受信料によって支えられているとの認識の下、国民・視聴者に対する説明責任を果たしていくことが重要である旨の意見が付けられている。

【附帯決議】(27.3.31総務委員会議決)

政府及び日本放送協会は、協会に対する国民・視聴者の信頼に基づき、公共放送の使命を全うできるように、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、協会は、会長の言動等により、国民・視聴者から厳しい批判が多数寄せられ、信頼が揺らいでいる現状を重く受け止め、かかる事態の一刻も早い収束と信頼回復に向け一丸となって全力を尽

くすこと。

また、不祥事の頻発を踏まえ、綱紀を肅正し、コンプライアンスの徹底に努めるとともに、公共放送を担う者としての役職員の職業倫理を高め、組織一体となって信頼確保に取り組むこととし、その取組状況については、広く国民・視聴者に分かりやすく、丁寧に説明すること。

二、協会の役職員は、公共放送に携わる者として、協会の名誉や信用を損ねるような発言や行動は厳に慎むこと。

三、経営委員会は、協会の経営に関する最高意思決定機関として重い職責を担っていることを再確認し、役員職務執行に対する実効ある監督を行うことなどにより、国民・視聴者の負託に応えること。

また、会長の選考については、今後とも手続の透明性を一層図りつつ、公共放送の会長としてふさわしい資質・能力を兼ね備えた人物が適切に選考されるよう、選考の手続の在り方について検討すること。

四、監査委員会は、放送法に定められた調査権限を適切に行使し、役職員に対する監査機能を十分に発揮すること。

また、経営委員会は、役職員に不適切な行為がある場合には、監査委員会と十分に連携しながら、時宜を失することなく厳格に対処すること。

五、政府は、協会が放送法に基づき公共の福祉と文化の向上への寄与を目的として設立された公共放送事業体であることを踏まえ、公共放送が自律を保障されるように放送法を運用すること。

また、経営委員の任命に当たっては、職務の公共性を認識し、公正な判断をすることができる経験と見識を有する者を、全国、各分野を考慮して幅広く選任するよう努めること。

六、協会は、我が国の公共放送としての社会的使命を認識し、国民・視聴者の多様な要望に応えるとともに、放送の不偏不党、真実及び自律を確保すること。

また、放送番組の編集に当たっては、政治的公平、事実を曲げない報道、意見が対立している問題についてできるだけ多くの角度から論点を明らかにすることなど、放送法の原則を遵守すること。

七、国際放送については、我が国の経済・社会・文化等の動向を正しく伝えることが、これまで以上に重要度を増していることを踏まえ、一層の充実を図ること。特に、協会が行う外国人向け映像国際放送については、我が国の文化・経済活動等に係る情報発信の拡大を図り、番組内容の充実、国内外における国際放送の認知度の向上等に努めること。

八、協会は、受信料により支えられていることを十分自覚し、国民・視聴者に対するサービスの低下を招かないよう配慮しつつ、業務の確実な実施及び更なる効率化等の取組を適切に行い、収支予算、事業計画及び資金計画の確実な達成に努めること。

また、政府は、その取組が確実に実施されるよう配慮すること。

九、協会は、公共放送の存在意義と受信料制度に対する国民の理解の促進と信頼感の醸成に努めつつ、公平負担の観点から、受信料支払率の一層の向上に努めること。

また、受信料制度の在り方については、コスト構造、視聴行動の変化、技術革新の動向等を踏まえ、広く国民の理解が得られるよう検討すること。

十、協会は、子会社の相次ぐ不祥事等を踏まえ、グループとしてのガバナンスを強化し、子会社等からの適切な還元を図るとともに、重複業務の整理等を推進し、透明性の高い効率的なグループ経営を構築すること。

十一、現状の放送においては障がい者、高齢者に対し、必ずしも十分な情報が伝達されていないため、デジタル・デバイドの解消が喫緊の課題であることから、字幕放送、解説放送、手話放送等の一層の充実を図ること。

十二、地上デジタル放送への完全移行後の暫定的措置の終了に当たっては、確実に周知広報を行うとともに、国民・視聴者からの問合せに対しては適切に対応すること。

十三、協会は、首都直下地震や南海トラフ地震等に備え、本部やその代替機能を担う大阪局等の放送局の機能や運用・実施体制の強化を図ること。

また、東日本大震災の復興に資する震災報道と震災の記録の伝承に特に配慮すること。

十四、受信料で運営されている特殊法人である協会は、役職員の給与制度や子会社等の運営の状況、調達に係る取引等について、国民・視聴者に対する説明責任を十分果たすこと。

その観点から、新放送センターの整備計画は、その具体的内容を速やかに明らかにすること。

十五、協会は、受信料で実施するインターネット活用業務について、放送法に定められた公共放送としての協会の目的に照らしつつ、市場競争への影響、受信料負担の公平性及び透明性の確保等に十分留意して実施すること。

十六、協会は、東京オリンピック・パラリンピックが開催される平成32年を見据え、スーパーハイビジョンの実用化に向けた研究開発、普及促進等に積極的に取り組み、公共放送として先導的役割を果たすこと。

右決議する。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(閣承認第3号)

(衆議院 27.6.30承認 参議院 7.1国土交通委員会付託 7.3本会議承認)

【要旨】

本件は、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第3条第3項の規定により、平成27年3月31日に閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」(2年間の期間延長)に基づく入港禁止の実施につき、同法第5条第1項の規定に基づいて国会の承認を求めようとするものである。

入港禁止措置の主な内容は次のとおりである。

- 一 北朝鮮が平成18年7月5日に弾道ミサイルを発射したことに加え、同年10月9日、核実験を実施したとしていることは、我が国のみならず、東アジア及び国際社会の平和と安全に対する重大な脅威であるとともに、日朝平壤宣言、六者会合の共同声明、国連安保理決議等にも違反するものであり、その後の我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、我が国の平和及び安全を維持するため特に必要があると認め、北朝鮮船籍の全ての船舶の本邦の港への入港を禁止することとする。
- 二 入港禁止の期間は、平成18年10月14日から平成29年4月13日までの間。ただし、万景峰92号については、平成18年10月13日から平成29年4月13日までの間。
- 三 必要な人道上の配慮を行うとともに、法令の執行に支障を及ぼさないようにする。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(閣承認第4号)

(衆議院 27.8.7承認 参議院 8.26経済産業委員会付託 8.28本会議承認)

【要旨】

本件は、外国為替及び外国貿易法第10条第1項の規定により平成27年3月31日に閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」に基づき、平成27年4月14日から平成29年4月13日までの間、北朝鮮を仕向地とする全ての貨物の輸出について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置、北朝鮮を原産地又は船積地域とする全ての貨物の輸入について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置及び北朝鮮と第三国との間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引(仲介貿易取引)を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、同条第2項の規定に基づいて国会の承認を求めようとするものである。

予備費等承諾を求めるの件

平成二十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

(衆議院 27.5.26承諾 参議院 6.19決算委員会付託 7.1本会議承諾)

【要旨】

一般会計予備費予算額3,000億円のうち、平成25年4月23日から26年1月7日までの間に使用を決定した金額は254億円で、その内訳は、汚染水対策に必要な経費205億円、旧軍人遺族等に対する恩給費の不足を補うために必要な経費15億円、安全保障会議設置法等の一部を改正する法律の施行に伴い必要な経費11億円などである。

平成二十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

(衆議院 27.5.26承諾 参議院 6.19決算委員会付託 7.1本会議承諾)

【要旨】

特別会計予備費予算総額8,626億円のうち、平成25年12月9日から26年3月19日までの間に使用を決定した金額は6億円で、その内訳は、農業共済再保険特別会計果樹勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費5億円、同園芸施設勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費1億円である。

平成二十五年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

(衆議院 27.5.26承諾 参議院 6.19決算委員会付託 7.1本会議承諾)

【要旨】

平成25年6月25日から同年11月29日までの間に決定した経費増額総額は68億円で、その内訳は、社会資本整備事業特別会計治水勘定における災害対策等緊急事業に係る河川事業の推進に必要な経費等の増額30億円、同道路整備勘定における北海道特定特別総合開発事業等に係る道路事業の推進に必要な経費等の増額23億円、同港湾勘定における沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業に係る港湾事業の推進に必要な経費等の増額14億円である。

平成二十六年一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

一般会計予備費予算額2,500億円のうち、平成26年4月22日から27年1月14日までの間に使用を決定した金額は1,263億円で、その内訳は、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費623億円、大雪に伴う経営体育成支援事業に必要な経費447億円、普天間飛行場を移設して返還を受けるため必要となる施設の整備に必要な経費141億円などである。

平成二十六年一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

一般会計予備費予算総額2,500億円のうち、平成27年2月6日から3月24日までに使用を決定した金額は419億円で、その内訳は、訟務費の不足を補うために必要な経費398億円、大雪に伴う道路事業に必要な経費21億円である。

決算その他

平成二十五年度一般会計歳入歳出決算、平成二十五年度特別会計歳入歳出決算、平成二十五年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十五年度政府関係機関決算書

(衆議院 継続審査 参議院 27.1.28決算委員会付託 7.1本会議是認)

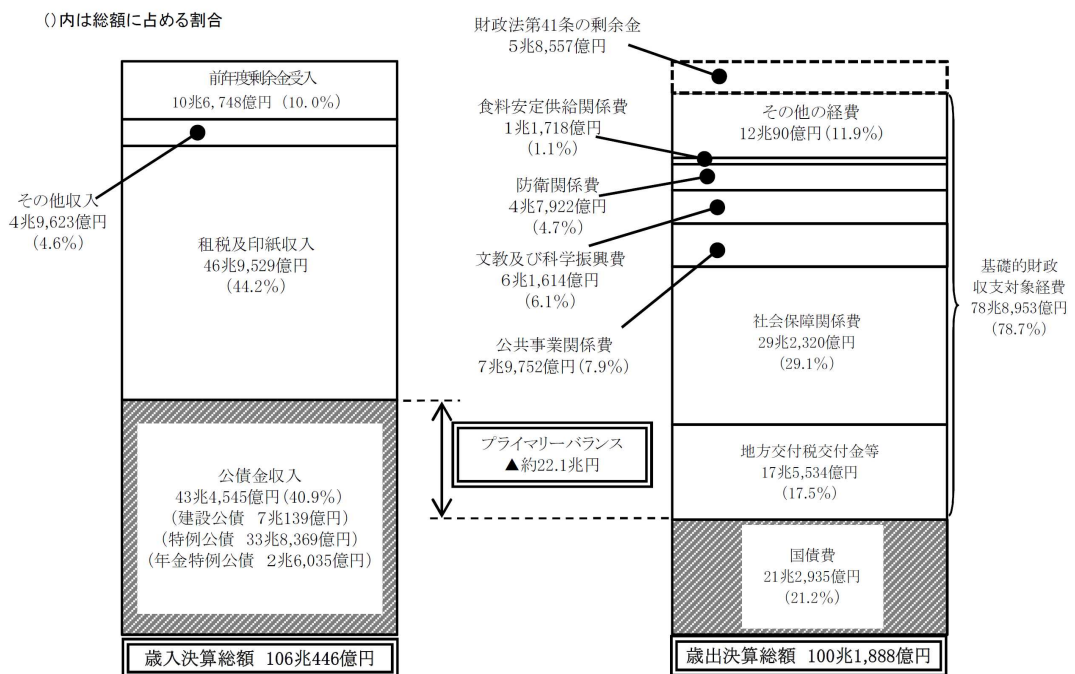
平成二十五年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は106兆446億円、歳出決算額は100兆1,888億円であり、差引き5兆8,557億円の剰余を生じた。この剰余金は、特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律附則第15条第2項の規定による控除額(197億円)を除き、財政法第41条の規定により、平成27年度の歳入に繰り入れられた。なお、財政法第6条の純剰余金は1兆4,493億円である。

平成二十五年度特別会計歳入歳出決算における18の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は422兆8,505億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は382兆7,169億円である。

平成二十五年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は58兆1,085億円であり、資金からの一般会計等の歳入への組入額等は57兆3,898億円であるため、差引き7,187億円の剰余を生じた。

平成二十五年度政府関係機関決算書における4機関の収入済額を合計した収入決算額は1兆1,473億円、支出済額を合計した支出決算額は1兆1,333億円である。

〈平成二十五年度一般会計歳入歳出決算の概要〉



(資料)「平成25年度決算の説明」より作成

平成二十五年度国有財産増減及び現在額総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 27.1.28決算委員会付託 7.1本会議是認)

平成二十五年度国有財産増減及び現在額総計算書における25年度中の国有財産の差引純減少額は

4,416億円、25年度末現在額は104兆8,131億円である。

平成二十五年年度国有財産無償貸付状況総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 27.1.28決算委員会付託 7.1本会議是認)

平成二十五年年度国有財産無償貸付状況総計算書における25年度中の国有財産の無償貸付の差引純増加額は93億円、25年度末現在額は1兆262億円である。

平成二十六年年度一般会計国庫債務負担行為総調書(その1)

(衆議院 継続審査 参議院 委員会未付託 審査未了)

財政法第15条第2項の規定による平成26年度一般会計国庫債務負担行為の限度額1,000億円のうち、平成26年7月1日に決定した国庫債務負担行為総額は、防衛省所管の提供施設移設整備に必要な経費545億円である。

N H K 決 算

日本放送協会平成二十五年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会の平成25年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

平成25年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は9,342億円、負債合計は3,073億円、純資産合計は6,269億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は6,552億円、経常事業支出は6,496億円となっており、経常事業収支差金は56億円となっている。